

みんなで創る あかるい未来 ささえ合い ひとみ輝く 朝日町

第6次 朝日町総合計画

令和3年度～令和12年度



令和3年(2021)3月 朝日町

みんなで創る あかるい未来

ささえ合い

ひとみ輝く 朝日町 をめざして

この度、令和3年度から10年間にわたる新たなまちづくりの方向性を示す「第6次朝日町総合計画」を策定いたしました。

本町は、これまでの丘陵地における宅地開発や交通の利便性の向上などにより、平成25年（2013）4月に人口が1万人に到達するとともに、平成27年（2015）の国勢調査では市町村別でみると15歳未満の人口割合が全国1位となり、現在も順調に人口増加が続き、着実に発展を遂げてきました。

しかしながら、我が国を取り巻く環境は変化しており、人口減少と少子高齢化が進行する中、経済の縮小や地域活力の低下、また、新型コロナウイルス感染症の蔓延や激甚化する自然災害など、町民生活に直結する多様な課題に直面しております。

そのため、今後も本町がさらに発展を続けていくためには、これらの諸課題に適切に対応するとともに、社会経済情勢や町民ニーズを的確に捉え、将来をしっかりと見据えたまちづくりを進めていく必要があります。

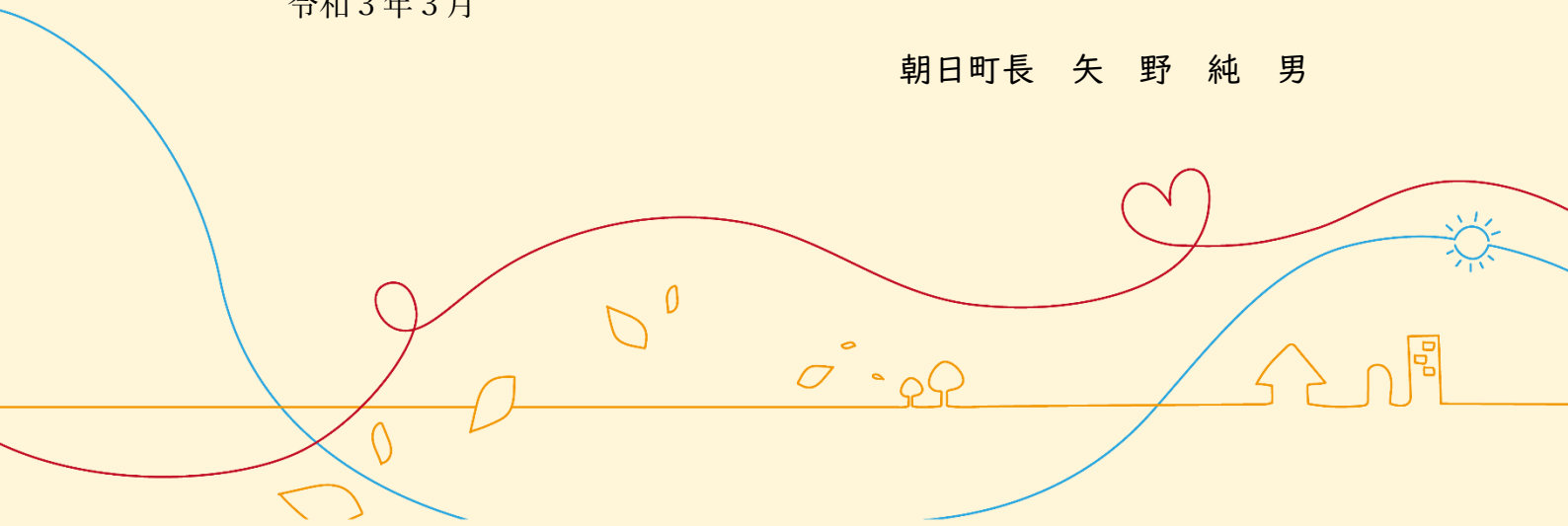
そこで、本計画では、町民の皆様が主役に、明るい未来、人と人が支え合うことによる絆の深まり、朝日町全体での一体感の醸成、全ての世代が輝くまちづくりを目指し、将来像を「あさひ」の3文字をもとに、「みんなで創る あかるい未来 ささえ合い ひとみ輝く 朝日町」と決めました。

将来像の実現に向けて、町民と行政、さらに町内外において、まちづくりにかわりがある全ての主体とも協働し、各種施策を推進してまいりたいと考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、町民アンケート調査、自治区・各種団体ヒアリング、パブリックコメント、町議会、コロナ禍での開催となりました朝日町総合計画審議会等で、貴重なご助言、ご意見をいただきました町民の皆様をはじめ、関係者の方々へ感謝を申し上げます。

令和3年3月

朝日町長 矢野 純 男



第 6 次朝日町総合計画 目次

第 1 編 序論	1
第 1 章 総合計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨、役割	3
2 計画の構成と期間	5
3 計画の推進に向けて	6
4 朝日町の概要	7
第 2 章 計画策定にあたっての視点と課題	13
1 視点の考え方	13
2 第 5 次朝日町総合計画の評価・検証	14
3 我が国の時代の潮流	14
4 町民のまちづくりニーズ	18
5 SWOT 分析	20
6 まちづくりに向けた朝日町の重要課題	22
第 2 編 基本構想	25
第 1 章 朝日町のまちづくり将来像と基本目標	27
1 町民憲章	27
2 将来像	27
3 基本目標	28
4 主要指標の見通し	39
第 2 章 土地利用構想	42
第 3 編 前期基本計画	45
序章 前期基本計画について	47
1 計画策定の目的	49
2 前期基本計画の内容と期間	49
3 前期基本計画の構成	50
第 1 章 誰もが健やかでいきいきと暮らせるまちづくり	51
1－1 子育て支援の充実	53
1－2 高齢者福祉・介護保険の充実	56
1－3 障がい者施策の充実	59
1－4 健康づくりの推進	61
1－5 地域福祉の推進	64
1－6 社会保障の充実	66

第2章 夢・希望に満ちた人づくりと歴史・文化の香るまちづくり	69
2-1 学校教育の充実	71
2-2 国際社会に向けた人材育成	75
2-3 青少年の健全育成	76
2-4 生涯学習の推進	78
2-5 スポーツの振興	80
2-6 歴史・文化の継承と活用	82
第3章 安全・安心で快適なまちづくり	85
3-1 防災・消防の充実	87
3-2 防犯・交通安全の充実	90
3-3 都市基盤の整備・充実	92
3-4 計画的な土地利用と景観形成の推進	95
3-5 循環型社会の推進と環境保全	97
第4章 活力と賑わいのある産業のまちづくり	99
4-1 農業の振興	101
4-2 商工業の振興	103
4-3 観光・交流資源の創出	105
4-4 雇用対策の推進	107
第5章 町民と行政が一体となった協働のまちづくり	109
5-1 協働のまちづくりの推進とコミュニティの育成	111
5-2 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	113
5-3 男女共同参画社会の形成	115
5-4 情報化及び効率的な行政運営・民間委託の推進	117
5-5 健全な財政運営の推進と自主財源の確保	120
5-6 広域行政・広域連携の推進	122
付属資料	123
1 用語解説	125
2 第6次朝日町総合計画における27の施策分野とSDGsの17のゴールの関係	133
3 策定の経緯	138
4 第6次朝日町総合計画審議会委員名簿	139

第1編 序論

第1章 総合計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨、役割

(1) 計画策定の趣旨

本町では、これまでに第5次にわたる総合計画を策定し、まちづくりを積極的に推進してきました。第5次朝日町総合計画では、まちづくりの基本視点として「暮らしやすさ」、「朝日らしさ」、「連携と協働」を掲げ、また、まちの将来像を「いきいき暮らす 緑と歴史のまち 朝日」として、町民一人一人が生き生きと住み、働き、学び、憩い、楽しむことができるまちづくりを推進してきました。

近年の本町を取り巻く環境は、全国的な人口減少と少子高齢化の進行、地震や豪雨などの自然災害をはじめとする安全・安心意識の高まり、情報通信技術の進展に伴う産業・経済及びライフスタイルの変化、地方分権の進展、昨今の世界規模の感染症の発生など、大きく変化しています。

一方、本町は、交通の利便性や良好な環境に恵まれ、かつ丘陵地における宅地開発、市街化区域における農地のミニ開発によって、全国的にまれな人口が増加している町となっています。多くの子育て世代の転入により、平成27年（2015）の国勢調査では、市町村別でみると15歳未満の人口割合が全国1位となりました。また、本町の面積は5.99㎢であり県内で一番小さい自治体ですが、「2020統計でみる三重のすがた」によると、人口密度は県内で一番高い自治体となっています。

このような社会情勢の変化と本町の特徴を的確に捉え、持続的発展が可能なまちづくりを推進するためには、本町が目指す方向を明らかにするとともに、効果的かつ効率的な施策を展開・推進する必要があります。

第6次朝日町総合計画においては、第5次朝日町総合計画で掲げたまちづくりの方向や成果を継続発展させるとともに、新たな町民ニーズに的確に対応した取り組みが必要です。特に、子育て支援の充実、保健・医療・福祉の充実、安全・安心の向上、コミュニティの充実、持続可能な行財政運営などの分野を町民と行政が一体となって、かつそれぞれの役割に応じた施策展開が望まれます。

このような背景と状況への対応と、第5次朝日町総合計画が終了するに当たり、本町の新たな10年を展望するビジョンとしての「第6次朝日町総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定します。

（２）計画の役割

総合計画は、全ての分野における町の行政運営の最上位計画として位置づけられるとともに、今後の本町のまちづくりの方向性を示すものであり、次のような役割を担っています。

●町民と行政が共有する計画

本計画は、今後のまちづくりを進めていく上で、目指すべき将来像、将来像の実現に向けた基本的な考え方や取り組み方針を示すものです。

また、町民と行政、さらに町内外において、まちづくりにかかわりがある全ての主体とも協働して、まちづくりに取り組むための共通の指針としての性格も有しています。

●町行政運営の最上位計画

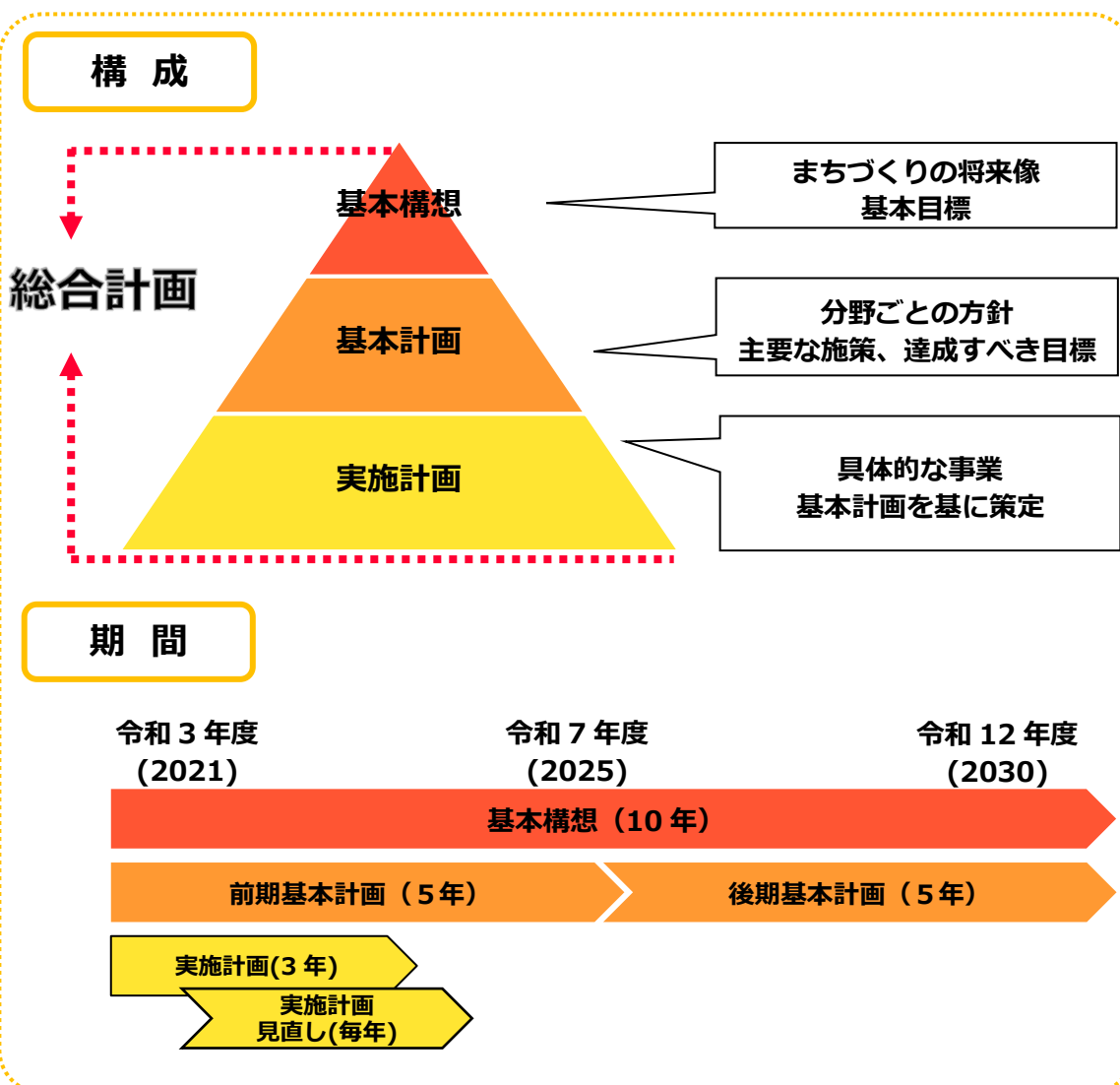
本計画は、町行政全般にわたる包括的かつ総合的な計画であり、町行政運営の最上位計画として位置づけられるものです。

本町の各行政分野における様々な計画は、本計画に基づき策定され、具体的な取り組みとしての施策や事業が実行されることになります。

2 計画の構成と期間

第6次朝日町総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3計画で構成されます。それぞれの役割と計画期間は次のとおりです。

基本構想	基本構想は、本町のまちづくりの将来像、基本目標を定めた10年間の指針です。 【計画期間】 令和3年度(2021)～令和12年度(2030)
基本計画	基本計画は、基本構想を実現するための分野ごとの方針や主要な施策、達成すべき目標を定めた計画です。 【計画期間】 前期：令和3年度(2021)～令和7年度(2025) 後期：令和8年度(2026)～令和12年度(2030)
実施計画	実施計画は、基本計画で定めた施策について、行財政などに配慮しつつ具体的な事業を示した計画です。 【計画期間】 向こう3年間ですが、毎年度見直しを行います。



3 計画の推進に向けて

(1) 多様な主体による計画の推進

本町では、「朝日町まちづくり条例」において、町民と行政がそれぞれを果たすべき責任と役割を分担し、相互に補完又は協力して行う協働を基本理念としています。しかし、これからの将来に向けてまちづくりを行うに当たり様々な課題に立ち向かっていくためには、従来の町民と行政の関係だけにとどまらず、町民同士や本町にかかわる全ての主体の力を結集して乗り越えていく必要があります。このためには、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、士業（産官学金労言士）など、町内外において、まちづくりにかわりがある全ての主体とも協働して計画を推進していく必要があります。

(2) PDCA サイクルによる計画の推進

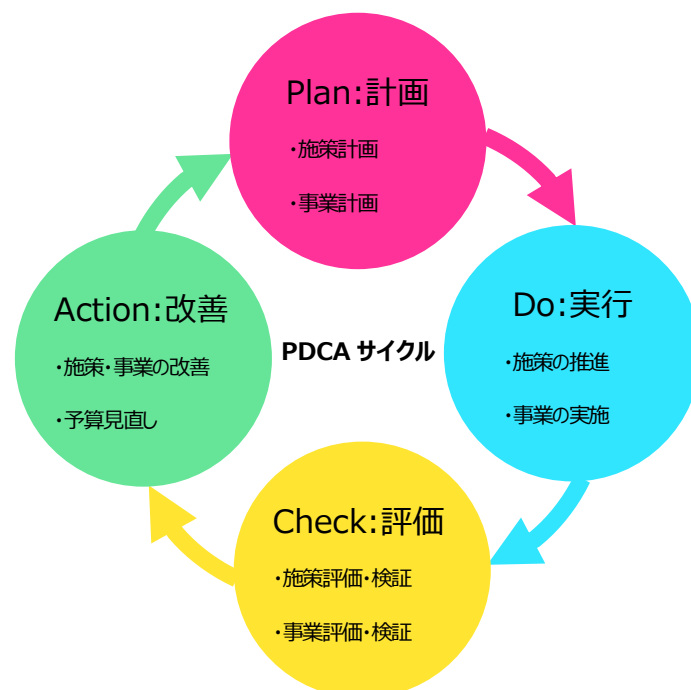
国や地方自治体の財政状況は、人口減少や少子高齢化の進行、デフレーションの長期化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの要因により、ますます厳しくなることが予想されます。

一方、行政に対する町民のニーズは多様化かつ高度化とともに、急激な産業・経済構造の変化への対応が求められています。このような変化に対応していくためには、限られた資源（人員・財源等）を有効に活用し、効果的かつ効率的な行政運営を推進する必要があります。

まちづくりの推進については、総合計画の内容を熟知するとともに、計画目標の達成に向けて、施策の進捗管理と行政評価を行い、有効性を高めるための改善や見直しを柔軟に行う必要があります。また、これらの内容を町民に公開・周知し、透明性を高めるとともに、協働体制を強化していく必要があります。

本町の計画推進に当たっては、限られた資源（人員・財源等）を最大限に発揮できるよう、効果的な資源（人員・財源等）の結びつけによる行政経営マネジメントの向上を図り、着実な施策の推進と評価・検証、必要に応じ見直しするなど PDCA サイクルに基づいて、目標の実現に向けた取り組みを進めていきます。

計画推進の PDCA サイクル



4 朝日町の概要

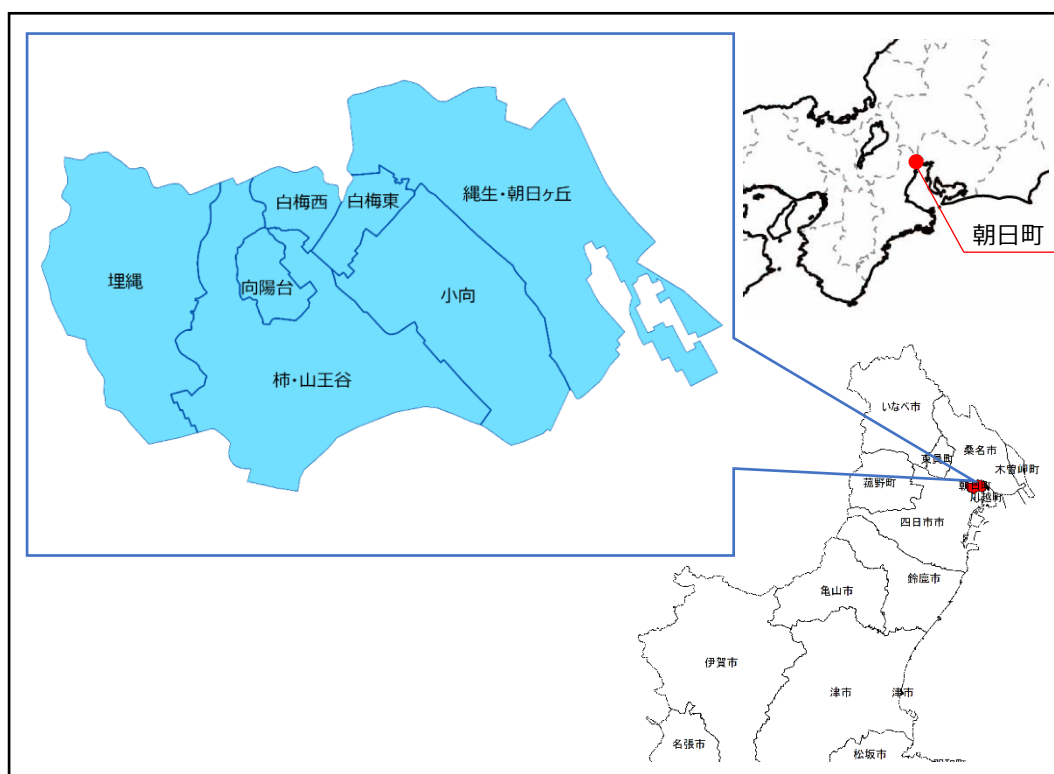
(1) 位置・地勢

本町は三重県の北東部に位置し、北東に員弁川・丘陵をもって桑名市に、西南は丘陵・朝明川を隔て、四日市市に隣接し、南東は川越町に続き伊勢湾を望む県内で最も小さな自治体です。

概ね JR 関西本線を境に平地 60%、丘陵地 40%に区分され、平地には水田、住宅、商工業地帯、丘陵地には住宅、標高約 90m以下の山林や畑が存在します。

町内には東海道、国道 1 号が縦断し、伊勢湾岸自動車道みえ朝日 IC、国道 1 号北勢バイパスの IC が存在し、鉄道では JR 関西本線、近鉄名古屋線の 2 つの駅を有しています。

朝日町の位置



（２）沿革

本町は、もともと縄生村、小向村、柿村、埋縄村に分かれており、明治22年（1889）4月1日、町村制施行により合併して一村となりました。村名は当初、「山添村」となる予定でしたが、村用係（村会議員）は将来の発展性に乏しいとして「朝明村」とするよう申請しました。しかし、郡名と同じになるため許可されず、東坂部村（現四日市市）の国学者館通因（たちつういん）に相談したところ、壬申の乱の際に天武天皇が迹保（とほ）川を越えて、縄生、小向あたりで朝日を拝んだという故事を教えられ「朝日村」とし、誕生しました。

明治29年（1896）には郡廃止令により、三重郡（18村）と朝明郡（11村）の二郡を廃止し、その区域を三重郡と改正して三重郡役所が四日市に置かれ、朝日村は三重郡に属することになりました。昭和29年（1954）10月17日、町制施行により現在の「朝日町」となりました。当時の人口は5,012人、世帯数は1,004世帯でした。

古くは尾張・三河への渡船場として栄え、後に東海道沿いに街村として発達し、昭和3年（1928）には伊勢電気鉄道（後の近畿日本鉄道）が、昭和7年（1932）には国道1号が開通し、昭和13年（1938）には芝浦製作所（後の東芝）の誘致があり、高度成長とともに経済的・文化的にめざましく発展し続け、その後も日立金属（後の日立金属ファインテック）の工場進出をはじめ中小企業が増加し、工業の町として発展してきました。

昭和58年（1983）には国鉄関西本線朝日駅が設置され、平成15年（2003）には伊勢湾岸自動車道みえ朝日ICの開設、国道1号北勢バイパスの一部開通により、交通の利便性は極めて向上しました。

また、丘陵地の宅地開発に伴い「白梅西」、「向陽台」、「白梅東」の新たな自治区が誕生するなど、人口が飛躍的に急増し、平成22年（2010）の国勢調査では、市町村別でみると人口増加率が全国1位となり、平成25年（2013）4月に人口1万人に到達しました。また、平成27年（2015）の国勢調査では、市町村別でみると15歳未満の人口割合が全国1位となり、現在も発展を続けている町です。



(3) 主要指標

1) 人口構造

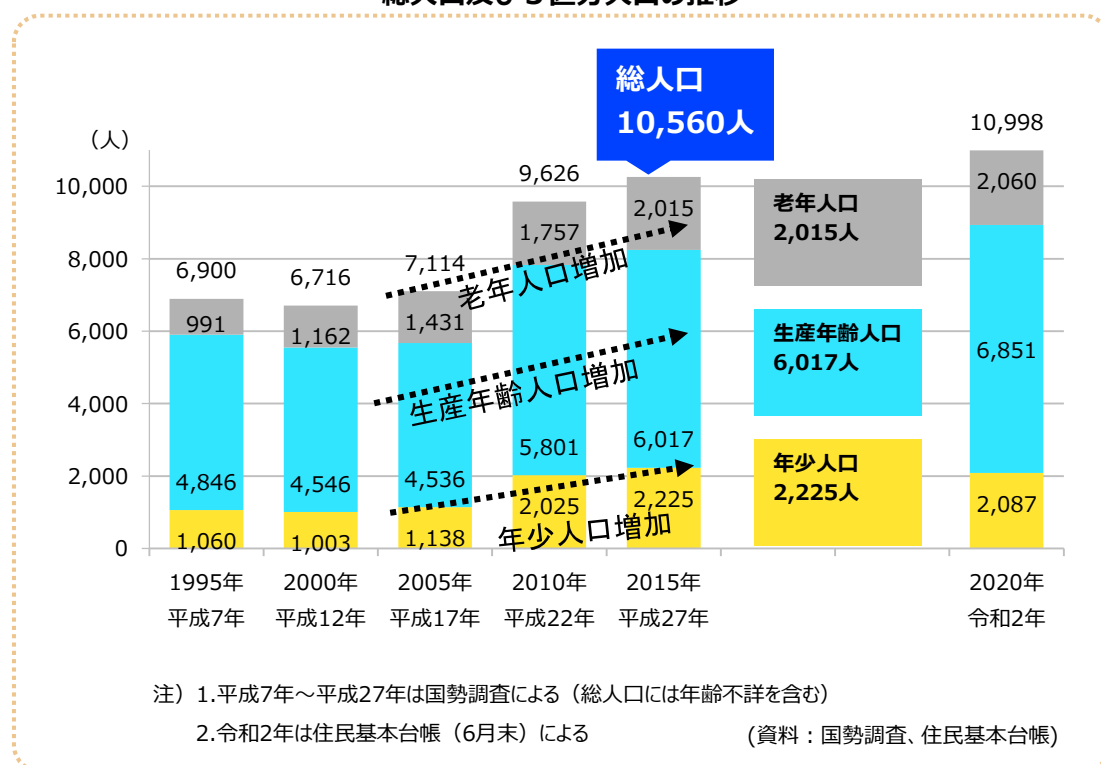
本町の人口は、増加傾向にあり、国勢調査では、平成7年（1995）の6,900人から平成27年（2015）には10,560人へと20年間で53.0%の増加となっています。また、令和2年（2020）現在の住民基本台帳による人口は約11,000人となっていることから、今後も増加傾向が続くものと予測されます。

人口構造の年少人口（0歳～14歳人口）、生産年齢人口（15歳～64歳人口）、老年人口（65歳以上人口）の3区分では、いずれの年代層でも増加傾向となっています。令和2年度住民基本台帳では、平成27年（2015）の国勢調査に比べ、生産年齢人口の割合が高くなり、年少人口の割合は低くなっています。

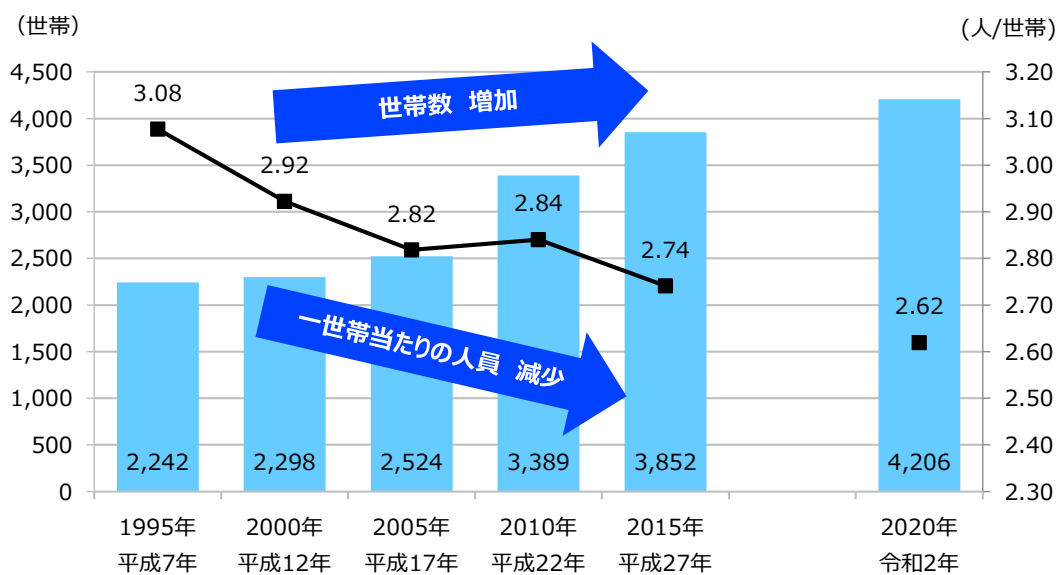
世帯数は、平成7年（1995）に比べ平成27年（2015）には71.8%増の3,852世帯となっています。

一世帯当たりの人員は年々減少し、平成7年（1995）に比べ0.34ポイント減の2.74人となっています。令和2年（2020）現在の住民基本台帳では、国勢調査の平成27年（2015）に比べ、世帯数はさらに増加し、一世帯当たりの人員は減少しています。

総人口及び3区分人口の推移



世帯の推移と一世帯当たりの人員



注) 1.平成7年～平成27年は国勢調査による

2.令和2年は住民基本台帳(6月末)による

(資料：国勢調査、住民基本台帳)



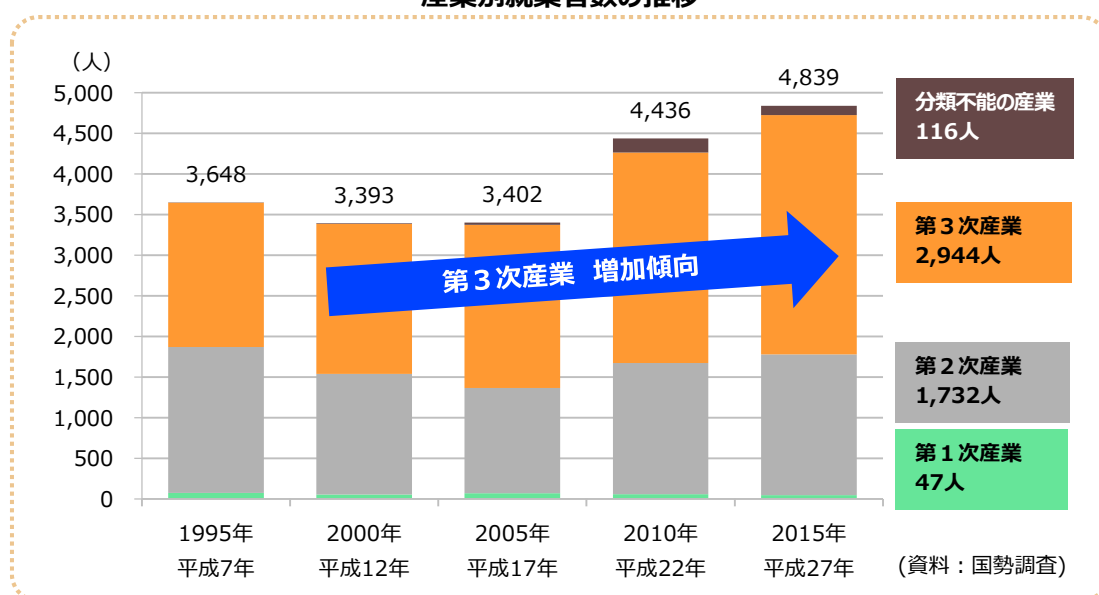
2) 産業構造

本町の産業別就業者数の総数は、増加傾向にあり、平成7年（1995）に比べ、平成27年（2015）は32.6%増の4,839人となっています。

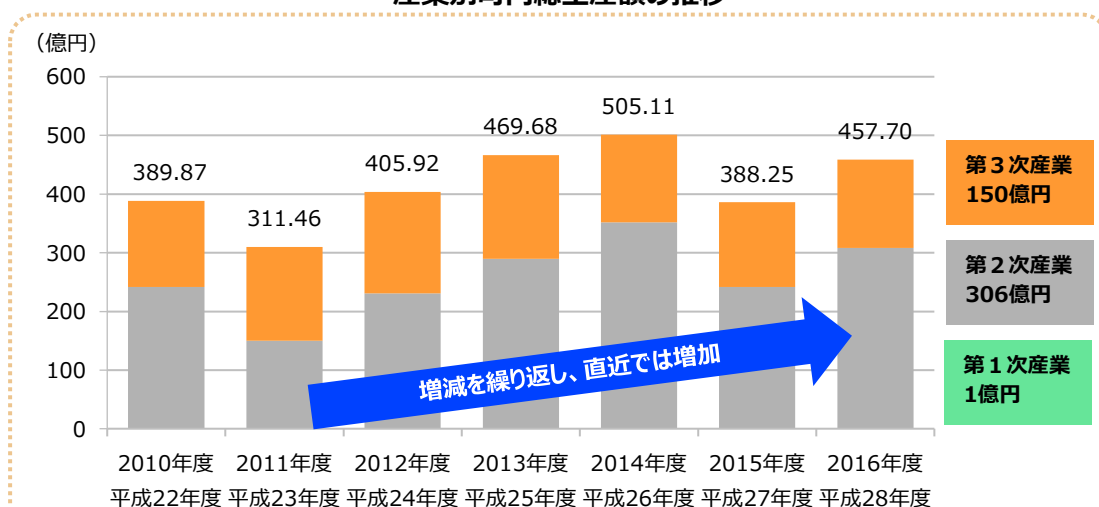
産業別の推移を見ると、第1次産業は減少傾向にあり、第2次産業は横ばい状態で、第3次産業は大幅な伸びを示しています。また、産業別の占める割合は、平成27年（2015）の場合、第3次産業が60.8%、第2次産業が35.8%を占めています。

産業別町内総生産額の推移を見ると、産業全体としては平成26年度（2014）までは増加傾向にあったが、平成27年度（2015）には減少に転じるものの、翌年の平成28年度（2016）には再び増加に転じています。増減の大きな要因としては第2次産業の増減が大きく影響しています。

産業別就業者数の推移



産業別町内総生産額の推移



注）1. 第1次産業は「農業」、「林業」、「水産業」の値の合計である。

2. 第2次産業は「鉱業」、「製造業」、「建設業」の値の合計である。

3. 第3次産業は「電気・ガス・水道業」、「卸売・小売業」、「運輸・郵便業」、「宿泊・飲食サービス業」、「情報通信業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「公務」、「教育」、「保健衛生・社会事業」、「その他のサービス」の値の合計である。

3) 財政の状況

町税の状況は、平成 25 年度（2013）までは増減を繰り返し、以降は年々増加傾向となっていたが、平成 31 年度（2019）は減少に転じた。税目では法人住民税の減少が大きく、他は微増となっている。今後、新型コロナウイルス感染症の影響によっては、町税の減少が予想され財政運営が厳しくなる可能性があります。

歳出の状況は、平成 26 年度（2014）までは増減を繰り返していましたが、以降は減少し、近年はほぼ横ばい状態となっています。

経常収支比率（財政構造の弾力性を示す指標で、低いほど弾力性あり）は、平成 31 年度（2019）時点は 92.1%で、平成 22 年度（2010）に比べ 12.9 ポイントの上昇で、評価としては弾力性を失いつつある状況といえます。

町税の推移

(単位: 百万円)

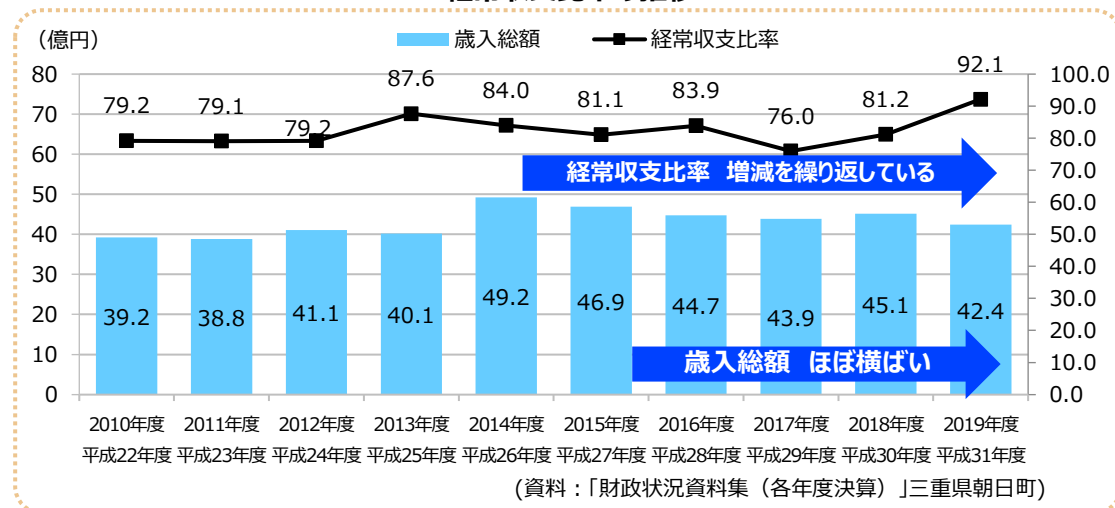
区分	2010年度 平成22年度	2011年度 平成23年度	2012年度 平成24年度	2013年度 平成25年度	2014年度 平成26年度	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度
個人住民税	525.6	523.3	584.7	614.9	631.6	657.6	663.3	681.5	707.3	739.3
法人住民税	147.5	174.2	254.4	123.1	141.3	118.6	132.0	165.5	299.3	106.3
固定資産税	1,129.4	1,066.8	1,102.8	1,094.9	1,078.6	1,090.6	1,182.8	1,146.7	1,137.1	1,157.2
その他	60.6	79.7	78.8	82.8	76.5	81.9	87.8	86.5	86.7	87.8
計	1,863.1	1,843.9	2,020.6	1,915.7	1,928.0	1,948.7	2,065.8	2,080.3	2,230.5	2,090.6

歳出の推移

(単位: 百万円)

区分	2010年度 平成22年度	2011年度 平成23年度	2012年度 平成24年度	2013年度 平成25年度	2014年度 平成26年度	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度
議会費	64.7	87.1	79.4	79.2	81.3	83.9	85.2	81.7	80.3	81.9
総務費	1,043.5	743.9	889.8	723.0	995.2	1,082.8	1,010.0	843.1	991.4	671.3
民生費	933.4	1,028.9	1,038.7	1,121.3	1,203.6	1,243.4	1,270.0	1,320.1	1,286.7	1,318.1
衛生費	241.5	232.2	239.3	310.8	315.8	462.3	241.6	249.7	181.5	207.0
農林水産業費	29.6	25.3	27.5	29.8	52.1	90.7	49.1	36.8	34.9	42.6
商工費	27.3	25.7	21.9	15.1	11.9	18.0	8.3	11.9	19.3	8.7
土木費	553.2	494.7	538.5	480.5	544.7	530.7	536.8	530.5	512.9	610.0
消防費	120.6	129.2	134.9	132.0	146.6	145.4	192.2	166.5	353.8	223.8
教育費	435.9	626.4	657.7	528.4	1,010.8	473.6	552.0	643.2	540.2	546.2
災害復旧費	4.3	1.3	-	-	0.2	0.1	19.2	13.9	0.4	14.8
公債費	280.8	278.2	272.0	278.5	284.4	287.5	290.4	282.9	316.5	321.1
歳出合計	3,734.9	3,672.9	3,899.6	3,698.7	4,646.4	4,418.3	4,254.9	4,180.2	4,317.8	4,045.5

経常収支比率の推移

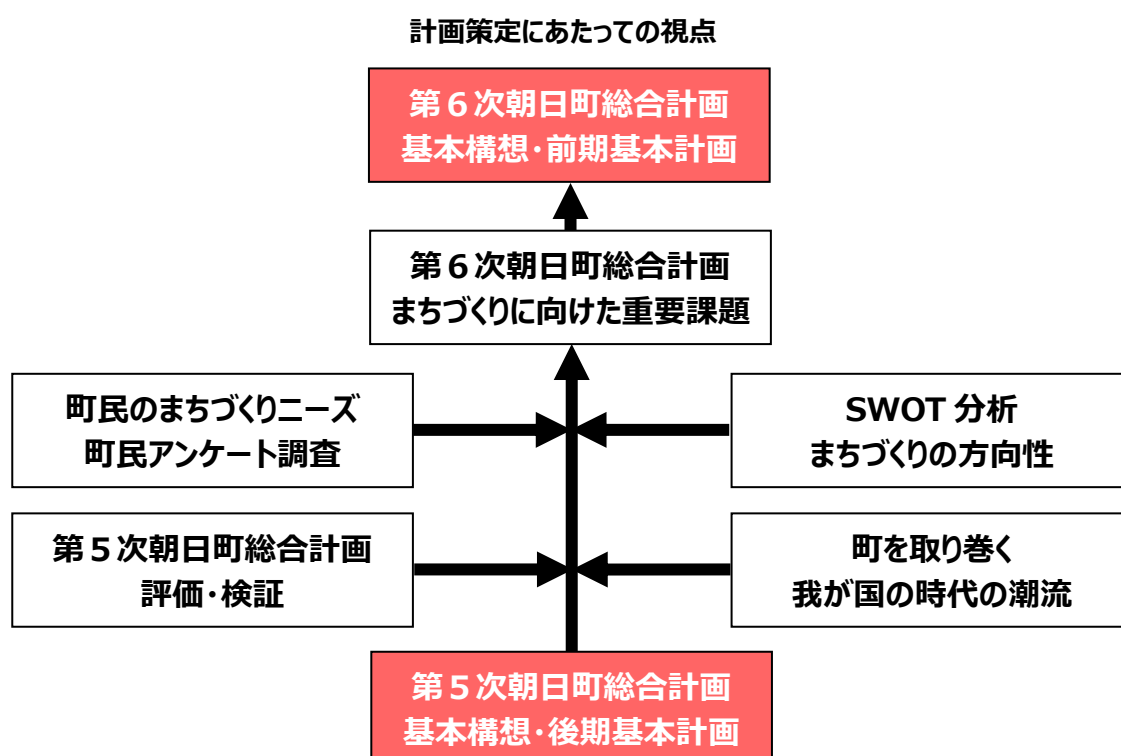


第2章 計画策定にあたっての視点と課題

1 視点の考え方

第6次朝日町総合計画を策定するに当たっては、次のような視点を基本としながら策定します。

- 第5次朝日町総合計画後期計画の内容と実行結果の評価・検証を行い、施策の継承及び改善等を図った計画の策定
- 本町を取り巻く新たな時代の潮流を把握・見極め、これに的確に対応した計画の策定
- まちづくりに対する町民ニーズの把握と意向を反映した計画の策定
- SWOT分析による、まちづくりの方向性を把握した計画の策定
- 以上の結果を基に重要な計画課題を整理し、大局的な視点に立った的確な計画の策定



2 第 5 次朝日町総合計画の評価・検証

第 5 次朝日町総合計画では、町民一人一人が生き生きと住み、働き、学び、憩い、楽しむことができるまちをつくるという思いを込めて、将来像を「いきいき暮らす 緑と歴史のまち 朝日」と定めるとともに、これを実現するために 7 つの基本目標を掲げました。また、主要施策を各分野にわたって体系的に定め、町民とともに様々な取り組みを推進し、着実に施策を展開してきました。

第 6 次朝日町総合計画の策定に当たり、第 5 次朝日町総合計画後期基本計画の施策の評価・検証を行い、その結果を第 6 次朝日町総合計画前期基本計画の各基本施策の「現状と課題」に反映いたしました。取り組みが道半ばの施策については、今後に向けた「課題」として整理を行い、第 6 次朝日町総合計画前期基本計画にて着実に取り組んでいきます。

3 我が国の時代の潮流

第 6 次朝日町総合計画の策定に当たり、本町を取り巻く環境としての重要な影響を及ぼすことが想定される新たな我が国の時代の潮流について整理します。

（１）人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の「将来の人口動向等について」によると、平成 20 年（2008）の 1 億 2,808 万人をピークとして減少に転じ、2060 年には 9,000 万人を割り込むと推計されています。

また、人口増減の指標として扱われる合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの数）は、令和元年（2019）時点で 1.36 となっており、人口を維持できる水準（人口置換水準）2.07 を大きく下回っています。

年齢 3 区分別人口（年少人口、生産年齢人口、老年人口）は、平成 27 年（2015）の国勢調査よりその割合を見ると、年少人口 12.6%、生産年齢人口 60.7%、老年人口 26.6%となっています。平成 22 年（2010）の国勢調査に比べると、年少人口は 5.5%減、生産年齢人口は 5.9%減となっていますが、老年人口は 14.4%増となっており、少子化とともに、超高齢社会となっています。

これらの人口減少や少子高齢化の進行は、労働力人口の減少に伴う経済活動の停滞・縮小、社会保障費の負担増、年金制度や終身雇用及び地域コミュニティの崩壊などが懸念されています。これらへの対応としては、人口減少や少子化に歯止めをかけるとともに、高齢者の社会参加や高齢化への的確な対応、女性の社会進出の促進と子どもを産み・育てやすい環境づくり、多様なライフスタイルや働き方改革などへの取り組みが求められています。

（２）安全・安心への意識の高まり

平成 23 年（2011）に発生した東日本大震災をはじめ、平成 28 年（2016）の熊本地震、平成 30 年（2018）の北海道胆振東部地震、同年の平成 30 年 7 月豪雨（別称：西日本豪雨）、令和元年（2019）の台風 19 号など、全国各地で地震や大雨等による自然災害が発生しています。また、今後は南海トラフを震源とする巨大地震の発生が懸念されています。

このような地震や豪雨等の発生は、人的被害や建物被害をはじめ、社会生活基盤の破壊・損傷などの多大な被害を引き起こしています。

また、凶悪犯罪や悪徳商法等による犯罪、食品偽造による食の安全問題、インターネットの普及に伴うネット犯罪など、多様な犯罪が顕在化しています。

さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大は、人命の危機とともに、活動制限による社会経済活動へ多大な影響を及ぼしています。

このような状況から、自然災害に対する防災・減災・復旧対応と体制の確保、犯罪防止と対策の充実、感染症対策など、安全・安心に対する人々の危機意識が高まっています。災害や犯罪、感染症等については、個人や家庭のみでは対応できないことが多く、地域コミュニティや活動団体及び業界、地方自治体及び国などが連携しての取り組みの重要性が指摘されるとともに、危機に対する正しい理解と適切な行動をとるための普及、意識啓発など対策の推進が求められています。

（３）まち・ひと・しごと創生の推進

地方の人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい住環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に、平成 26 年（2014）に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

この法律に基づき、国や地方公共団体では「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守る」ことなどを目標とした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、戦略に基づく取り組みを推進しています。

また、国は令和元年（2019）12 月には、第 1 期の成果と課題を踏まえた新たな「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。新たな 4 つの基本目標と横断的な目標 2 つを掲げた施策の方向性を示しています。

そして、地方版総合戦略の策定・推進については、現行戦略の効果検証とともに、多様な主体の参画、地域特性に応じた検討プロセス、関係各課の連携のもとに進めることが重要であるとしています。

（４）経済のグローバル化や情報通信技術の急速な進展

インターネット等の情報通信技術の発展や交通機関の発達等により、国境を越えた地球規模での人や物、資金及び情報の移動が拡大し、経済のグローバル化が一層進展しています。

このような状況の下で、国際分業の進展、企業の海外進出や多国籍企業の進展、企業間の国際競争や都市間競争の激化などが生じています。

また、近年の経済動向は、平成 20 年（2008）のリーマンショック、平成 29 年（2017）のアメリカ合衆国の TPP 離脱、平成 30 年（2018）の米中貿易摩擦など、世界経済に影響を及ぼすような問

題も発生しています。

一方、グローバル化の進展により訪日外国人旅行者（インバウンド）は飛躍的な伸びを示し、観光産業が地域経済を支える新たな産業としての期待が高まりました。

情報通信技術については、近年、スマートフォンやタブレット端末が個人の生活に急速に深く浸透するなど、ICT が私たちの生活に欠かせないものとなり、日常生活の利便性の向上や、情報のグローバル化の進展など、社会経済活動に変化がもたらされています。

しかしながら、令和元年（2019）の暮れから発症した新型コロナウイルス感染症が全世界に感染拡大することとなり、社会・経済活動に大きな影響を及ぼし、特に経済の落ち込みは厳しい状況に陥り、先行きが不透明な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式が求められています。

このように、グローバル化の進展が地域社会においても大きな影響を及ぼすことを認識し、的確な情報の収集と迅速な対応が求められています。

（５）Society 5.0 への対応

Society 5.0 は、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）を実現しようとするものです。Society 5.0 で実現する社会は、「IoT で全ての人とモノがつながり、新たな価値が生まれる社会」、「AI により、必要な情報が必要な時に提供される社会」、「イノベーションにより、様々なニーズに対応できる社会」、「ロボットや自動走行車などの技術で、人の可能性が広がる社会」を目指そうとするものです。

Society 5.0 を推進することにより、地域課題を解決し、快適で活力に満ちた質の高い生活を実現します。

（６）持続可能な開発目標（SDGs）への取り組み

SDGs とは、平成 27 年（2015）9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。

我が国においても、平成 28 年（2016）12 月に「SDGs 実施指針」が決定され、さらに令和元年（2019）12 月には指針が改定されるとともに、定期的に策定されているアクションプランでは、令和 2 年（2020）12 月にコロナ禍からの「よりよい復興」と新たな時代への社会変革として「SDGs アクションプラン 2021」が示されました。

「SDGs アクションプラン 2021」では、「感染症対策と次なる危機への備え」、「よりよい復興に向けたビジネスとイノベーションを通じた成長戦略」、「SDGs を原動力とした地方創生、経済と環境の好循環の創出」、「一人一人の可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加速」の 4 つを重点事項として、SDGs の達成に向けて国内実施・国際協力を加速化し、国際社会に日本の取り組みを共有・展開するとしています。

地方自治体には、SDGs の浸透と取り組みの加速化、体制作りと各種計画への反映、「地域循環共生圏」創造への取り組みなどが期待されています。

SDGsの17の目標



(7) 地球環境問題

私たちの生活や社会・経済システムは豊かな環境の基盤の上に成り立っています。しかし、人間活動の増大は、土地の改変やエネルギー源及び生産資源としての大量の化石燃料が消費されることにより、地球環境へ大きな負荷をかけています。特に、気候変動問題や海洋プラスチックごみ汚染、生物多様性の損失など、地球環境に対して危機をもたらしています。同時に、私たちの日常生活や社会・経済活動に大きな影響を与えています。地球温暖化に起因する気候変動の影響としては、洪水等の気象災害による人命への影響、健康被害、食料生産や生物多様性への影響などが挙げられます。これらの問題は、地球規模での環境問題であるとともに、私たちの生活とも密接したローカルな課題でもあります。

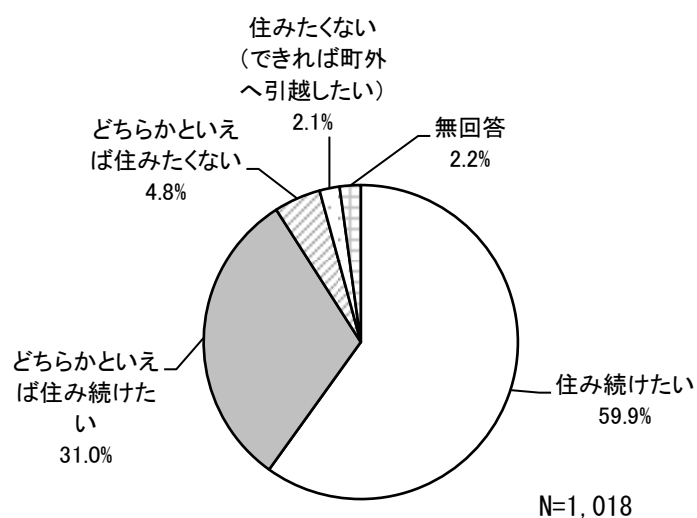
将来の世代が豊かに生きていくためには、地球市民としての自覚を持ち、従来型の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会・経済システムや日常生活を改め、環境、経済、社会を一体的に変革していくことが求められています。

4 町民のまちづくりニーズ

第6次朝日町総合計画の策定に当たり、町民の意見や意識を今後の施策に反映させるために、「町民アンケート調査」を実施しました。調査は、町内に居住する16歳以上の男女2,492人（無作為抽出）を対象に令和2年（2020）3月、郵送法により実施しました。その結果、有効回収数は1,018票で、有効回収率は40.9%となっています。そのうち主要な設問に対する回答結果は以下のとおりとなっています。

（1）朝日町への定住意向

これからも朝日町へ住み続けたいかについては、91%の町民が、「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」と答えており、定住意識は非常に高いといえます。



（2）まちの将来像

今後どのような特色あるまちにすべきかについての上位分野は、「安全・安心」、「保健・医療・福祉」、「子育て」が挙げられています。

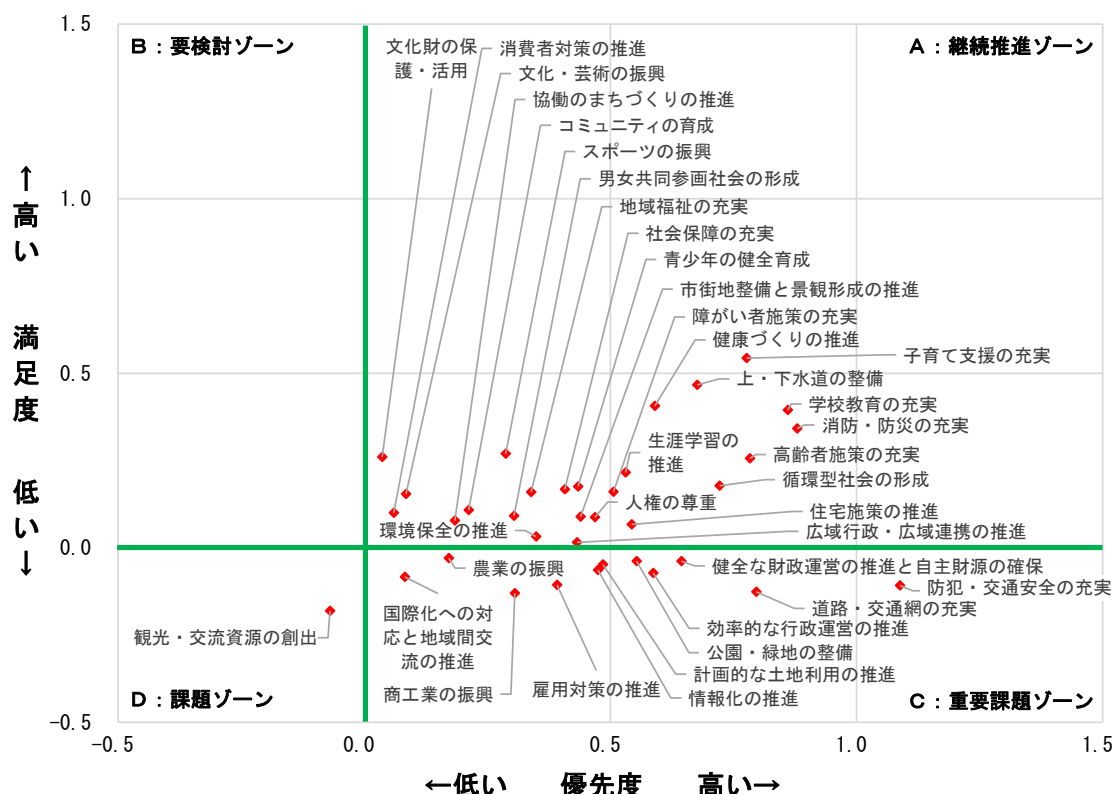
順位	分野	割合
1位	防災防犯など安全・安心で快適なまち（安全・安心分野）	73.1%
2位	保健・医療・福祉の充実した健やかなまち（保健・医療・福祉分野）	64.2%
3位	子育ての保育環境が充実した子育てのまち（子育て分野）	37.7%
4位	安定した財政と効率的な行政運営が可能なまち（行財政分野）	28.4%
5位	道路、まちなみ、公園などが整備されたまち（都市基盤分野）	21.1%

※割合の数値は、回答者に上位1位から3位までを選んでいた複数回答で、その結果を集計した値を示します。

（３）まちづくり施策ごとの満足度と優先度の関係

まちづくり施策項目ごとの満足度と優先度の関係は、「安全・安心、環境分野」、「保健・医療・福祉分野」、「教育・文化分野」、「住民参画分野」については満足度・優先度ともに高い「継続推進ゾーン」に位置しています。

一方、満足度は低いが優先度が高い「重要課題ゾーン」には、「都市基盤分野」、「産業分野」、「行財政分野」が多く分布しています。



施策分野	施策名		
安全・安心、環境分野	・消防・防災の充実 ・環境保全の推進	・防犯・交通安全の充実 ・循環型社会の形成	・消費者対策の推進 ・上・下水道の整備
保健・医療・福祉分野	・子育て支援の充実 ・地域福祉の充実	・高齢者施策の充実 ・健康づくりの推進	・障がい者施策の充実 ・社会保障の充実
教育・文化分野	・学校教育の充実 ・スポーツの振興	・青少年の健全育成 ・文化・芸術の振興	・生涯学習の推進 ・文化財の保護・活用
都市基盤分野	・計画的な土地利用の推進 ・道路・交通網の充実 ・公園・緑地の整備	・市街地整備と景観形成の推進 ・情報化の推進	・住宅施策の推進
産業分野	・農業の振興 ・雇用の推進	・商工業の振興	・観光・交流資源の創出
住民参画分野	・協働のまちづくりの推進 ・人権の尊重	・コミュニティの育成 ・男女共同参画社会の形成	・国際化への対応と地域間交流の推進
行財政分野	・効率的な行政運営の推進 ・広域行政・広域連携の推進	・健全な財政運営の推進と自主財源の確保	

5 SWOT 分析

本町の内部環境の「Strength（強み）」、「Weakness（弱み）」、外部環境の「Opportunity（機会:プラス要因・追い風）」、「Threat（脅威:マイナス要因・逆風）」を我が国の時代の潮流、町民のまちづくりニーズも踏まえて、整理・分析（SWOT 分析）すると次のようになります。

SWOT 分析結果

	プラス要因	マイナス要因
	強み (Strength)	弱み (Weakness)
内部環境	【人口】 ・人口が増加している（社会増・自然増） ・年少人口の割合が高い 【安全安心】 ・津波等の大規模自然災害のリスクが低い ・自主防災組織率が高い 【環境】 ・自然が豊か ・ゴミ総排出量が低い 【生活】 ・住環境が整っている ・社会資本整備が進んでいる 【子育て・教育】 ・未婚率、離婚率が低く、出生率が高い ・子育て支援・教育に関する満足度が高い ・全国学力・学習状況調査の正答率が全国トップレベル 【健康・福祉】 ・高齢者福祉が充実している ・高齢者による活動が活発 ・悪性腫瘍・心疾患・脳血管疾患の死亡率が低い 【土地利用・町並み】 ・東海道のまちなみが残っている ・コンパクトシティが実現している ・宅地開発が盛ん 【産業】 ・優良農地がある ・1人当たりの町民所得が高い 【文化】 ・祭事、伝統行事などの文化活動が盛ん ・文化財を有し、歴史あるまち 【コミュニティ】 ・町への愛着度が高い ・住み続けたいという意識が高い 【行政】 ・小さな町のため行政サービスが行き届きやすい	【人口】 ・年々高齢化が進む 【安全安心】 ・警察施設（交番・駐在）がなく防犯面が不安 【環境】 ・宅地化による自然環境の減少 【生活】 ・空家が増えている 【子育て・教育】 ・子どもたちの体力が弱い 【交通】 ・高齢者等の交通弱者の交通利便性が低い 【産業】 ・第一次産業就業者の高齢化 ・有名な地場産業、名物名産品が少ない ・中小企業の後継者不足 【施設インフラ整備】 ・公共施設の老朽化 ・広い公園、遊び場がない 【コミュニティ】 ・自治区役員・子ども会役員・各種団体役員などの担い手不足、高齢化 【行政】 ・防災拠点となる役場庁舎の老朽化 ・行政のIT化が遅れている ・メディアへの発信、知名度が低い
	機会 (Opportunity)	脅威 (Threat)
外部環境	【安全安心】 ・近年の自然災害・凶悪犯罪による安全・安心への意識の高まり 【環境】 ・迷惑施設がない 【生活】 ・Society 5.0 の実現 ・SDGs への取り組み ・情報通信技術のグローバル化 【子育て・教育】 ・GIGA スクール構想 ・近隣に偏差値の高い高校がある 【健康・福祉】 ・近隣に中核的な医療機関がある 【交通】 ・交通の利便性が高い（伊勢湾岸自動車道みえ朝日 IC、近鉄、JR）・名古屋、四日市、桑名など主要都市に近い 【産業】 ・経済のグローバル化 ・企業誘致による大企業の進出 【行政】 ・地方創生への機運の高まり ・スマート自治体への対応	【人口】 ・人口減少・少子高齢社会 ・東京への人口集中（Uターンが少ない） 【安全安心】 ・南海トラフ地震発生の恐れ ・自然災害の多様化 ・浸水の恐れがある 【環境】 ・地球温暖化の進行、自然環境破壊 【生活】 ・人間関係の希薄化 ・新型コロナウイルス感染症の拡大 【産業】 ・産業構造が偏っており景気の影響を受けやすい ・少子高齢化による労働力人口の減少 【コミュニティ】 ・地域課題の多様化・高度化・複雑化 ・地域コミュニティのあり方の変化 【行政】 ・新型コロナウイルス感染症による収収減 ・少子高齢化による社会保障費の増大

SWOT 分析から本町のまちづくりに関するキーワードを抽出すると、内部環境から見る「強み」は、本町は人口が増加傾向であり年少人口の割合が高いこと、子育て支援・教育に関する満足度が高いこと、高齢者による活動が活発なことが挙げられます。一方、「弱み」は、第一次産業就業者の高齢化、有名な地場産業が少ない等の産業振興に関すること、役場庁舎の老朽化、行政の IT 化の遅れが挙げられます。外部環境から見る「機会」は、近年の自然災害・凶悪犯罪による安全・安心への意識の高まり、Society 5.0、SDGs の取り組みが挙げられます。一方、「脅威」は、全国的な人口減少、東京への人口集中、地域コミュニティのあり方の変化が挙げられます。

また、「強み」、「弱み」、「機会」、「脅威」のクロス分析により、まちづくりの方向性並びに本町の重要課題を以下のとおり整理し、今後の施策に反映させていきます。

	機会 (Opportunity)	脅威 (Threat)
強み (Strength)	強み×機会 (強みによって機会をさらに生かす取り組み) ・子育て支援・教育の更なる充実 ・安全・安心意識の高まりによる、更なる防災・防犯の充実 ・町民（高齢者）の健康づくり活動の充実	強み×脅威 (強みを発揮して脅威を回避・克服する取り組み) ・自主的な住民組織の活動支援 ・高齢者の社会参加促進・活動支援
弱み (Weakness)	弱み×機会 (機会を逃さないように弱みを改善する取り組み) ・交通の利便性を生かした産業振興 ・スマート自治体推進による行政のIT化	弱み×脅威 (最悪の事態を招かないように弱みを克服し改革する取り組み) ・高齢社会への対応 ・新たな災害（感染症等）に対する予防策 ・まちづくりに関する新たな担い手育成 ・持続可能な行財政運営



〈まちづくりの方向性〉

・子育て支援・教育の更なる充実 ・町民（高齢者）の健康づくり活動の充実 ・高齢者の社会参加促進・活動支援 ・高齢社会への対応
・安全・安心意識の高まりによる、更なる防災・防犯の充実 ・新たな災害（感染症等）に対する予防策
・子育て支援・教育の更なる充実 ・まちづくりに関する新たな担い手の育成
・交通の利便性を生かした産業振興
・自主的な住民組織の活動支援 ・まちづくりに関する新たな担い手の育成
・スマート自治体推進による行政のIT化 ・持続可能な行財政運営

〈まちづくりに向けた朝日町の重要課題〉

・少子高齢社会への対応
・安全・安心で快適なまちづくり
・次代を担う人づくり
・持続的発展が可能な産業の振興
・協働のまちづくり
・持続可能な行財政運営の確立

6 まちづくりに向けた朝日町の重要課題

本町の現状、我が国の時代の潮流、町民のまちづくりニーズ、SWOT 分析などを踏まえて、第6次朝日町総合計画の策定に向けた本町の重要課題を整理すると、次のようになります。

（１）少子高齢社会への対応

本町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると全国的な傾向と異なり、今後も増加傾向が続くものと推計されます。しかし、年齢3区分別人口の推移を見ると、令和17年（2035）には年少人口（0歳～14歳）を老年人口（65歳以上）が上回るようになります。また、高齢化率の分類（高齢化社会：高齢化率7～14%、高齢社会：14～21%、超高齢社会：21%以上）で見ると、平成27年（2015）時点は高齢化率19.1%で高齢社会に属しています。これが、令和22年（2040）には23.1%になることが推計され、超高齢社会になるものと予想されます。この現象はますます拡大していくことが推測されます（40ページ(2) 年齢別人口参照）。

人口構造を急激に改善することは困難で、長期的な対応が望まれます。また、町の持続的発展が可能な社会を築くためには、最も基本となる人口の維持とバランスの良い人口構造を形成する必要があります。

少子高齢化が進行すると、労働力人口の減少に伴う産業・経済の停滞、医療・介護費用等の社会保障費の負担の増加、地域コミュニティ機能の低下など、生活や地域社会の維持・発展に大きな影響を及ぼすことになります。

このため、子育てと仕事の両立や子育て環境の充実、次代の担い手の育成、働き場の確保、生活基盤の充実、高齢者の活躍の場の創出、健康寿命の延伸など、少子化及び高齢社会に対応したまちづくりを進めていく必要があります。

SWOT 分析	「子育て支援・教育の更なる充実」、「町民（高齢者）の健康づくり活動の充実」、「高齢者の社会参加促進・活動支援」、「高齢社会への対応」
---------	--

（２）安全・安心で快適なまちづくり

近年の自然災害の多発や凶悪犯罪の発生、また昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大などから、災害や犯罪等に対する危機意識が高まってきています。

本町の町民意識でも防犯・防災・快適を基軸とした、安全・安心・環境分野に対する取り組みの優先度が最上位にランクされています。

このため、防災体制の一層の強化を図るとともに、災害に対し「強さとしなやかさ」を備えた地域の国土強靱化の推進が求められています。また、災害に対する自助・共助の視点から自主防災活動の充実が求められています。

本町は交通の利便性や良好な都市環境を創り出していることから、都市圏からの移住・定住者が増え、人口増加が進行しています。このような状況を踏まえ、更なる快適な住環境の促進や限られた土地の有効活用と都市基盤を整備するなどして、快適な都市環境の創出が望まれています。

SWOT 分析	「安全・安心意識の高まりによる、更なる防災・防犯の充実」、「新たな災害（感染症等）に対する予防策」
---------	---

（３）次代を担う人づくり

町の将来を担い継承していくのは人です。この人づくりは一生にわたり継続される必要があります。

このためには、幼児期からの保育・教育の充実を図るための保育環境や学校教育環境の充実に努める必要があります。今日の変化が著しい社会に対応するためには、基礎的な学力を養うとともに、生きる力を育み、自己実現やグローバル社会にも対応できるような人材の育成を図ることが求められています。

また、生涯にわたって自己を高め生きがいのある暮らしを送ることができるよう生涯学習の機会の充実や、文化活動やスポーツなども活発に展開できるよう環境の充実を図る必要があります。

さらに、本町は新たな定住者も多く、新たな町民との融和や協働のまちづくりを進めるためには、町や地域の担い手としてのコミュニティリーダーの育成が望まれます。

SWOT 分析	「子育て支援・教育の更なる充実」、「まちづくりに関する新たな担い手の育成」
---------	---------------------------------------

（４）持続的発展が可能な産業の振興

人々が定着し、町が持続的に発展するためには、時代に即した産業の立地が不可欠です。本町の町内総生産額は、大手の電気機械器具製造業が立地することから第２次産業の製造業が圧倒的な地位を占めています。電機以外にも金属製品製造業やはん用機械器具製造業などの製造業も盛んです。

一方、就業者数は第３次産業に従事する人が多くなっています。また、第１次産業は、従業者の高齢化により担い手が減少する中であって、米麦や花き栽培などが行われています。

今後の産業の振興に際しては、地域特性の強みを生かし、産業・経済のグローバル化や情報処理技術の高度化など、社会情勢の変化に的確に対応した取り組みが必要となっています。

SWOT 分析	「交通の利便性を生かした産業振興」
---------	-------------------



（５）協働のまちづくり

生活様式や価値観の多様化などに伴い、自治活動への参加意識が低くなり、地域コミュニティの弱体化が生じています。また、多様化する町民ニーズ、行政だけでは解決できないような地域課題、厳しさを増す行財政運営などを背景として、町民の行政への参加による協働のまちづくりがこれまで以上に求められています。

そのため、魅力あるまちづくりを推進するためには、町民と行政、さらに町内外において、まちづくりにかわりがある全ての主体の参加による協働のまちづくりを進める必要があります。

SWOT 分析	「自主的な住民組織の活動支援」、「まちづくりに関する新たな担い手の育成」
---------	--------------------------------------

（６）持続可能な行財政運営の確立

税収は近年増加傾向にありましたが、平成31年度（2019）は減少に転じ、社会保障費の増大、町民ニーズの多様化への対応、公共施設の老朽化問題など、様々な行政対応が求められていることから、町の財政はより一層厳しさを増しています。

こうした状況に対応するためには、財源の安定的な確保とともに、効果的かつ効率的な行財政運営が求められています。また、町民サービスの向上のために、ICTを活用したスマート自治体への対応が求められています。

地方分権が進む中であって、多様化する町民ニーズに的確に対応するとともに、自主性と自立を発揮した自治体運営が求められています。

SWOT 分析	「スマート自治体推進による行政のIT化」、「持続可能な行財政運営」
---------	-----------------------------------



第2編

基本構想

第1章 朝日町のまちづくり将来像と基本目標

1 町民憲章

本町は、町制施行40周年記念事業の一環として、「朝日町民であることに誇りと責任を持ち、緑溢れる自然を守り、文化と伝統を継承し、豊かな未来と明るく住みよい町を目指すため」に次のような町民憲章を定めています。

【町民憲章】

1. 私たちは、自然を愛し、健やかに暮らせる町をつくります。
2. 私たちは、福祉の行きとどいた、安らぎのある町をつくります。
3. 私たちは、歴史と伝統を大切に、文化の香りたかい町をつくります。
4. 私たちは、青少年に夢を与え、明るく、たくましく育てる町をつくります。
5. 私たちは、差別のない、思いやりのある国際社会に通じる町をつくります。

2 将来像

将来像は、町民憲章を踏まえ、まちづくりの方向性や町の将来の姿をわかりやすく表現したものであり、将来のまちづくりに向けて町民と共有する目標となるものです。

本町では、第5次朝日町総合計画において「いきいき暮らす 緑と歴史のまち 朝日」を将来像として掲げ、町民と行政の協働により、町民一人一人が生き生きと住み、働き、学び、憩い、楽しむことができるまちづくりを推進してきました。

第6次朝日町総合計画においても、これまでの考え方を継承するとともに、豊かな自然や先人が築いてくれた歴史と文化を基調とし、恵まれた立地条件や地域資源を最大限に生かし、子どもからお年寄りまで全ての人が、まちへの愛着と誇りをもち、健やかで生き生きと暮らせる魅力あるまちを目指し、本町の新たな将来像を次のとおり定めます。

みんなで創る あかるい未来 ささえ合い ひとみ輝く 朝日町

まちづくりを行うにあたっては、みんな（町民）が主役です。「あさひ」の3文字をもとに、明るい未来、人と人が支え合うことによる絆の深まり、朝日町全体での一体感の醸成、全ての世代が輝くまちづくりを目指していこうという思いが込められています。

3 基本目標

まちづくりの将来像を実現するために、次の5つのまちづくり基本目標を設定します。

将来像	基本目標 【まちづくりに向けた朝日町の重要課題】	基本施策
みんなで創る あかるい未来 ささえ合い ひとみ輝く 朝日町	基本目標① 誰もが健やかで いきいきと暮らせるまちづくり 【保健・医療・福祉・子育て】 【課題:少子高齢社会への対応】	1 子育て支援の充実 2 高齢者福祉・介護保険の充実 3 障がい者施策の充実 4 健康づくりの推進 5 地域福祉の推進 6 社会保障の充実
	基本目標② 夢・希望に満ちた人づくりと 歴史・文化の香るまちづくり 【教育・文化】 【課題:次代を担う人づくり】	1 学校教育の充実 2 国際社会に向けた人材育成 3 青少年の健全育成 4 生涯学習の推進 5 スポーツの振興 6 歴史・文化の継承と活用
	基本目標③ 安全・安心で快適なまちづくり 【都市基盤・環境】 【課題:安全・安心で快適なまちづくり】	1 防災・消防の充実 2 防犯・交通安全の充実 3 都市基盤の整備・充実 4 計画的な土地利用と景観形成の推進 5 循環型社会の推進と環境保全
	基本目標④ 活力と賑わいのある 産業のまちづくり 【産業】 【課題:持続的発展が可能な産業の振興】	1 農業の振興 2 商工業の振興 3 観光・交流資源の創出 4 雇用対策の推進
	基本目標⑤ 町民と行政が一体となった 協働のまちづくり 【行財政・コミュニティ】 【課題:協働のまちづくり、持続可能な行財政運営の確立】	1 協働のまちづくりの推進とコミュニティの育成 2 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進 3 男女共同参画社会の形成 4 情報化及び効率的な行政運営・民間委託の推進 5 健全な財政運営の推進と自主財源の確保 6 広域行政・広域連携の推進

① 誰もが健やかでいきいきと暮らせるまちづくり



【目指す姿】

全ての町民が人間としての尊厳と権利が守られ、生涯にわたって健康に恵まれ、生き生きと生活できるよう、保健・医療・福祉サービスの充実と地域の支え合いを進め、病気や障がい、要介護などの支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。また、未来を担う子ども一人一人が健やかに育ち、社会の一員として活躍できる人材となるよう育むとともに、子育て世代が夢と希望をもって子どもを産み育てることができるまちづくりを目指します。

【実現に向けた基本施策】

1. 子育て支援の充実

安心して子どもを産み育てることができる地域づくりに向け、赤ちゃん訪問の推進、子育て教室の充実、あさひ園での受け入れ枠の確保、児童館、放課後児童クラブ等の放課後における児童対策の充実など地域における多様な子育て支援の環境づくりを推進します。

また、母子保健対策の推進、子どもを持つ親が働きやすい環境づくり、ひとり親家庭や障がい児を持つ家庭への支援の充実、関係機関と連携した児童虐待防止への対応など総合的な子育て施策の展開を図ります。

2. 高齢者福祉・介護保険の充実

高齢化が確実に進行する中、全ての高齢者が笑顔で元気に暮らせるよう「高齢者の安心と自立生活を実現するまち」の実現に向け、地域の多様な主体が「我が事」として参画し「丸ごと」つながる「地域共生社会」の進展に努めます。

また、適切な介護保険サービスの提供体制の充実に努めるほか、高齢者が「支えられる立場」だけでなく「支える立場」も担えるよう、社会活動や趣味活動を通した生きがいを推進するとともに、保健・医療・介護・福祉等と連携した「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

3. 障がい者施策の充実

障がいのある全ての人がそれぞれの能力と個性を生かしながら住み慣れた地域で、生き生きと暮らすことのできる地域社会の実現と、障がい者が積極的に社会参加できる環境の整備を図ります。

また、障がい者が地域で自立した生活ができるよう、関係機関と連携して、日常的な相談や就労、日中活動の場の確保など、生活の支援体制の充実を図ります。

4. 健康づくりの推進

町民の健康づくりに関する意識を高め、自らが健康づくりに取り組む環境づくりを推進します。

また、町民一人一人が健康寿命を延ばし、生涯にわたって生き生きと過ごせるよう、健全な生活習慣の確立に向けた地域ぐるみの健康づくり活動の促進や企業経営に従業員の健康管理を取り入れた健康経営の

普及を図るとともに、健康診査・相談、健康教育等の充実など保健サービスの充実を図ります。

そして、こころの健康づくりに向けて、相談体制の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症等の感染症予防に向けた対策にも取り組みます。

さらに、医療機関との連携や広域的連携により、地域医療体制の充実を図ります。

5. 地域福祉の推進

全ての人が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりに向け、相談体制の充実を図るとともに、地域における福祉意識の向上を図るための広報・啓発活動に努めます。

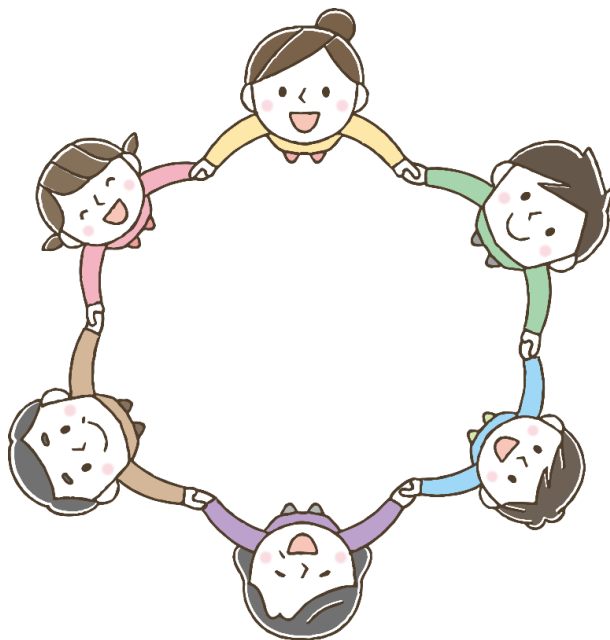
また、朝日町社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの関係団体と連携・協力し、見守り活動や助け合い活動など身近な地域での福祉活動の活性化を促進します。

さらに、高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児を連れた保護者など全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

6. 社会保障の充実

町民が生涯にわたって安心して生活できるよう、今後の公的医療保険事業の安定的な運営を目指し、生活習慣病対策や介護予防など被保険者の健康維持・増進に努めます。

また、国民年金制度に関する広報・啓発活動や相談の充実に努め、制度の周知徹底に努めるとともに、低所得者や生活困窮者の生活の安定に必要な支援と、自立の促進に向けた取り組みを関係機関と連携して推進します。



②夢・希望に満ちた人づくりと歴史・文化の香るまちづくり



【目指す姿】

未来を拓き担う人材を育成するため、本町の自然や文化、人材をはじめとする教育資源の活用とともに、家庭、学校、地域等の社会全体が連携して子どもたちの能力を伸ばし、急速な技術革新等により変化が激しく予測困難な社会にあっても生きる力を身につけ、夢と希望が持てる人づくりを推進します。さらに、グローバル化が進展する中、多様な国際社会にあって活躍できる人材の育成を行います。

また、全ての町民が生涯学習やスポーツに親しみ、日頃の生活に生きがいと充実感が得られるまちを目指します。さらに、先人が築いてきた貴重な歴史と文化を継承するとともに、新たな文化を創造するまちの実現を図ります。

【実現に向けた基本施策】

1. 学校教育の充実

子ども一人一人が可能性を最大限に発揮し、次代を担う人材として成長していくことができるよう、幼児教育の充実に努めます。

小・中学校教育においては、本町の教育資源を生かした特色ある教育の推進や確かな学力の育成をはじめ、外国語活動・教育、特別支援教育、GIGA スクール構想など社会変化やニーズに対応した教育の充実、豊かな心の育成、健やかな体の育成、食育・健康教育の充実、生きる力を育む教育活動を推進します。また、子どもたちが先端技術を社会生活等に取り入れ課題を解決する力を育むため、ICTを活用したプログラミング教育等を推進します。

学校と家庭、地域の関係者が目標や課題を共有し地域の実情に合わせた学校運営に取り組むことができるようコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を設置します。また、いじめ、不登校、家庭環境等多様な問題へ対応できる体制づくりを推進します。

さらに、学校施設・設備の充実、教職員の資質の向上、学校における防災教育の推進、災害時における学校教育の早期復旧に向けた取り組みを進めるほか、総合的な子どもの安全対策を推進します。

2. 国際社会に向けた人材育成

広い視野で物事をとらえ、国際理解やグローバルに対応できる人材の育成に向けて、学校教育での外国語教育の充実、国際交流の推進と国際情報の提供や学習機会の場づくりなどを推進します。

3. 青少年の健全育成

青少年が明日の本町を担う人材として健全に育成されるよう、朝日町少年補導員会を中心とした非行防止活動、地域全体での見守り等を推進するとともに、家庭や地域の教育力の向上に向けた施策の推進、青少年の体験・交流活動やボランティア活動などへの参画促進に努めます。

4. 生涯学習の推進

町民一人一人が生涯にわたっていつでも、どこでも、誰でも自発的に学習活動を行い、自己を高め、その成果が生かされる生涯学習社会の形成に向け、公民館、図書館、博物館をはじめとする生涯学習施設の充実を図ります。

また、生涯学習活動を支援・推進するために、必要な指導者の確保、特色ある講座・教室の開催及び町民主体による講座の企画・運営の促進に努めます。

5. スポーツの振興

町民の誰もがそれぞれの目的や体力、年齢に応じてスポーツに親しむことができるようスポーツの振興に取り組みます。

そのために必要な運動施設や管理運営体制の充実を図るとともに、朝日町体育協会や朝日町スポーツ少年団等の支援や指導者の確保・育成、総合型地域スポーツクラブの自立に向けた支援、町民の参画に取り組みます。

6. 歴史・文化の継承と活用

地域を特徴づけている貴重な文化財について、その保護・保全に努めるとともに、教育活動、交流活動など様々な分野での文化財の活用を図ります。

また、文化財の展示・学習施設である博物館の充実を図ります。さらに、本町の歴史文化を後世に残していくため、朝日町史の編さんを行うとともに、町史を活用した町の歴史への町民の理解を深める情報発信等に取り組みます。

一方で、豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向け、各種文化芸術団体の育成に努めるとともに、公民館活動の充実を図り、多様な文化芸術にふれる機会の充実に努め、町民主体の文化芸術活動の活発化を促進します。



③安全・安心で快適なまちづくり



【目指す姿】

南海トラフ地震や巨大化する風水害などの自然災害リスクから、町民の生命や財産を守るために、地域防災力の基本となる国土強靱化を図るとともに、発災時に迅速かつ的確に対応ができるよう、朝日町地域防災計画の見直しや避難所の充実など、災害に強く、かつ災害対応に優れたまちづくりを推進します。また、火災や災害など非常時に組織的かつ専門的に対応できる消防・救急体制の充実を図ります。

さらに、近年の悪質かつ巧妙化する犯罪に対する防犯対応力の向上や、交通事故の低減に向けた交通安全対策の充実を図るなど安全・安心なまちづくりを推進します。

本町の豊かな自然や風景等の特色を生かし、自然と調和した良好な住環境の整備や計画的な土地利用の推進、景観や環境に配慮した魅力ある都市空間の形成、道路や公園、公共交通、上下水道など質の高い都市基盤の整備を進め、定住化の促進や快適性を高めるまちづくりを目指します。

また、地球環境問題への取り組みは喫緊の課題とされる中であって、環境への負荷を少なくするために、循環型社会の形成及び省エネルギー化、省資源化、ごみの減量化などの推進により温室効果ガスの排出を抑制する環境にやさしいまちを目指します。

【実現に向けた基本施策】

1. 防災・消防の充実

大規模地震や台風などの風水害に加えて、突発的な豪雨などの異常気象や各種災害への対策や被害を最小限に食い止めるための総合的な防災力の向上を図ります。

そのために、高齢者等の災害時避難行動要支援者対策や自主防災組織の活性化、避難所の適正な運営、防災施設の整備並びに朝日町業務継続計画の見直し、消防・救急体制の充実、消防団の活性化をはじめとした消防力の強化などにより、町民の生命と財産を守るための防災・消防体制の確立を図ります。

また、大規模自然災害に対する強靱なまちを作り上げるため、朝日町国土強靱化地域計画を推進します。

さらに、防災拠点となる役場庁舎は老朽化が著しいことや高潮の浸水区域であることから、災害時の拠点としての本部機能の確保・強化に向けた整備検討を図ります。

2. 防犯・交通安全の充実

町全体の防犯体制の強化が強く求められる中、防犯灯、防犯カメラ等の防犯対策施設の整備や防犯パトロールの実施に向けて関係機関と調整を図ります。犯罪が起こりにくい環境整備に努めるとともに、町民の防犯意識の更なる向上を図るため、新たに整備される警察施設等を基点に日頃から関係機関との連携を密にし、啓発活動の推進や防犯情報の提供体制の充実等に努めます。

また、交通事故のないまちを目指し、警察等の関係機関と協力し、啓発活動や交通安全教育を推進し、町民の交通安全意識の更なる向上を図るとともに、朝日町通学路交通安全プログラム等の資料を用いて町内の対策が必要な箇所を積極的に調査し、交通安全施設の設置を検討します。

さらに、消費者を取り巻く環境の変化や核家族化の進行などに伴い、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や商品情報の偽装表示など、悪質商法による被害が発生しています。町民を悪質商法による被害から守るとともに、消費生活の安定と向上を図るため、関係機関との連携のもと、啓発や情報提供の推進、相談体制の充実を図ります。

3. 都市基盤の整備・充実

交通利便性の更なる向上を目指して、国・県道の改良整備等を関係機関に積極的に働きかけていくとともに、朝日町道路舗装維持管理計画等に基づき、町道網の整備及び橋梁の長寿命化等の維持管理を計画的、効率的に推進します。

また、公共交通機関について、鉄道利用者の利便性向上の促進、高齢者や障がい者などに配慮した身近な移動手段の確保に努めます。

定住の促進と多様なライフスタイルに応じた魅力ある住生活の実現に向け、市街地の整備と運動しながら、民間開発の適正な誘導等による良好な住宅地の形成や既存住宅の耐震対策の促進、空家等の利活用の推進等に努めます。

また、町民の憩いの場、子どもの遊び場の確保と防災機能の向上、緑あふれる快適な環境づくりに向け、身近な公園の整備、公園等の維持管理体制の充実を図ります。なお、墓地公園に関して、社会情勢の変化や生活様式に適応した施設管理を図ります。

さらに、快適な町民生活に欠かせない安全な水の安定供給に向け、施設の老朽化への対応や耐震化等、水道施設の整備充実を計画的に推進します。また、快適な居住環境づくりに向け、市街地における適正な排水処理を図ります。

4. 計画的な土地利用と景観形成の推進

自然と調和した生活環境の確保と地域の均衡ある発展に向けて、朝日町都市計画マスタープランや朝日町立地適正化計画、朝日農業振興地域整備計画など土地利用計画の総合的な調整を図りながら、調和のとれた計画的かつ弾力的な土地利用を推進します。

また、既成市街地における駅周辺整備や住環境の改善、防災機能の向上など市街地環境の向上を図ります。

さらに、森林・竹林の適切な管理の推進や景観に対する町民意識の向上を図りながら、自然や歴史・文化などの地域資源を生かし、東海道まちなみ整備の推進による朝日町らしい景観の形成を図ります。

5. 循環型社会の推進と環境保全

ごみの発生抑制、再利用、再資源化を推進することにより、更なるごみの減量化を図り、持続可能な循環型社会の形成に取り組みます。

また、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に向けた環境教育、啓発活動を積極的に推進し、町民、企業、行政の環境意識の向上に取り組みます。

④活力と賑わいのある産業のまちづくり



【目指す姿】

農業は町民の食の安全・安心を確保するとともに、農地は豪雨時の防災機能や水源の涵養機能、及び自然環境保全や人々の情操機能を育むなど、多面的な役割を果たしています。よって、農業・農地の保全及び継続は極めて重要であることから、持続可能な農業生産基盤の保全や整備、担い手の育成・確保などを推進し、農業の活性化を図ります。

商工業やサービス業等については、本町の広域交通の利便性を生かし、活力と賑わいを創出するとともに、持続的に発展する産業のまちを目指します。また、東海道の歴史・文化、知名度を生かした、東海道まちなみ整備による賑わいのあるまちを創出します。

さらに、町への定住や生活の質の向上、生きがいづくり等に対応した、多様な価値と雇用の機会とともに、柔軟性に富んだ働き方ができる働き場のあるまちを創造します。

【実現に向けた基本施策】

1. 農業の振興

農業の維持・高度化と農業の持つ多面的な機能の保全・活用に向け、農地や用排水施設等の農業生産基盤の整備充実を図るとともに、担い手の育成・確保による経営体制の強化、農産物の生産性の向上や高品質化を促進します。また、生産から加工・販売など農業の6次産業化に向けた取り組みを支援します。さらに、地域における食の安全を確保した地産地消を推進します。

2. 商工業の振興

朝明商工会との連携のもと、経営革新、後継者の育成、町内企業のPRやビジネスマッチングの支援などを図ります。また、本町の広域交通の利便性を生かし、朝日町都市計画マスタープランで位置づけられた工業等振興ゾーンへの新規企業の立地を促進します。

さらに、地域における新たな創業を促すために、創業支援等事業計画に基づいた創業者支援を推進するとともに、企業、農家との連携のもと、特産品の開発支援等を行い、地場産業の育成を図ります。

3. 観光・交流資源の創出

町の魅力の向上と観光交流人口の増加といった視点に立ち、東海道をはじめとした歴史・文化遺産などの地域資源の活用による魅力ある観光プログラムを創出するとともに、地域情報、観光商品やサービスなどを広報したり、働き掛けたりするプロモーション活動を展開し、認知度やブランド力を高めます。

4. 雇用対策の推進

雇用環境が多様化する中、関係機関との連携のもと、情報提供や相談、町内企業への働きかけ等を通じ、若者の地元就職の促進、女性・高齢者・障がい者の雇用促進など多様な働き方ができるよう雇用機会の創出を図ります。



⑤ 町民と行政が一体となった協働のまちづくり



【目指す姿】

まちづくりは、様々な主体が連携・協働して取り組むことが不可欠です。そのため、町民と行政、さらに町内外において、まちづくりにかかわりがある全ての主体とも協働し、それぞれの役割を最大限に生かした、魅力的で誇りの持てるまちづくりを推進します。また、全ての人の人権が尊重され、共に生きることができる社会づくりや、男性と女性が共に社会のあらゆる分野に参画することができる男女共同参画社会の形成に向け、意識や環境づくりを進めます。

一方で、町民ニーズの多様化や急激な情報化社会の中にあって、時代に応じた行政サービスの実現とともに、持続可能な地域経営が営まれる自立型のまちを目指します。さらに、厳しい町の財政状況を踏まえ財源の安定的な確保とともに効率的かつ効果的な行財政運営を図ります。

【実現に向けた基本施策】

1. 協働のまちづくりの推進とコミュニティの育成

町民と行政が協働して地域社会における課題を解決するまちづくりに向けて、朝日町まちづくり条例に基づき、各種計画策定における委員の一般公募やパブリックコメントの導入など政策形成過程への町民の参画を図ります。

また、タウンミーティング・町広報紙・町ホームページ・SNS等を活用した情報発信など広報・広聴活動の一層の充実に努め、参画・協働に向けた町民と行政の情報の共有化を図ります。

一方で、まちづくりに関する人材、次代の担い手及び組織の育成とともに、ボランティア組織・NPO法人など多様な住民団体の育成や連携体制の強化に努めます。

さらに、地域住民自らによる地域課題の解決や魅力ある地域づくり、共に支え合い助け合う地域づくりに向け、町民へのコミュニティ意識の啓発をはじめ、自治区単位のまちづくりへの支援などにより自治機能の向上を図ります。

2. 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進

性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、全ての人の人権が尊重され、共に生きることができるよう、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進するとともに、人権問題に関する相談体制の充実に努めます。また、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すとともに、誰もが個性と能力を十分に発揮できるダイバーシティ社会を推進します。

さらに、外国人の町民からの相談や多様なニーズへの対応に向けた支援、地域社会への参画を促進し、多文化共生の地域づくりを推進します。

3. 男女共同参画社会の形成

男性と女性が、社会の対等な構成員として一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、かがやくあさひ男女共同参画基本計画に基づき、推進体制の構築を

はじめ、町や地域における政策・方針決定過程などへの女性の参画機会や、様々な分野で女性が活躍できる場の拡大に努めます。

4. 情報化及び効率的な行政運営・民間委託の推進

町民サービスの向上と行政運営の効率化、これまでの取り組みを生かした行政内部の情報化の一層の推進、マイナンバーカード等の各種媒体を活用した多様な分野における情報サービスの提供を図り、スマート自治体の構築を推進します。また、これらの情報環境をだれもが安心して利活用することができるよう、人材の育成や情報セキュリティ対策の徹底に努めます。

限られた資源（人員・財源等）を有効に活用し、自立性の高い行政運営を持続的に進めていくため、よりの確な町民ニーズを把握するとともに、事業の優先度や成果、コスト、町民の満足度を重視した施策の展開、さらには民間ノウハウの活用によるサービスの向上やコスト縮減、効率的な運用等を図るための民間委託などを推進します。

また、職員の人材育成や行財政改革の推進により、効率的かつ効果的な行政運営を推進します。

さらに、老朽化・狭あい化している現庁舎については、防災機能、交流やコミュニティ機能、情報化機能などが備わった新庁舎の整備検討を進めます。

5. 健全な財政運営の推進と自主財源の確保

受益者負担の原則に基づき使用料・手数料の見直しや、各種の税・料金など収納率の向上を図り自主財源を確保し、財政基盤を確立します。また、経費全般についての見直しなどを行い、健全な財政運営を推進します。さらに、公共施設の適切な維持管理を行います。

6. 広域行政・広域連携の推進

町域を超える広域的な行政課題に対応し、町民の利便性の向上を図るため、周辺自治体などとの連携・交流を図り、広域行政を推進します。

また、全国朝日交流会にて親交を深めた自治体をはじめ、時代に即した先進自治体との交流、町民間での交流の促進などの地域間交流を推進し、連携による地域力の向上を図ります。



4 主要指標の見通し

(1) 総人口

本町の人口は、飛躍的に急増し、平成22年（2010）国勢調査では、市町村別でみると人口増加率が全国で1位となり、平成25年（2013）4月には1万人に到達しました。平成27年（2015）の国勢調査では10,560人となり、さらに15歳未満の人口割合が市町村別でみると全国1位となっています。当面、この増加傾向は続くものと推計されますが、本町の面積は狭く、新たに急激な人口増加に対応する住宅地の確保には限界があるものと考えられます。なお、出生率は「朝日町まち・ひと・しごと総合戦略」をはじめとする様々な人口施策により、緩やかな増加を見込んでいます。

そこで総人口については、本町の独自推計では、「朝日町人口ビジョン」で示している合計特殊出生率の目標値と新たな宅地開発等に伴う人口流入を踏まえた推計結果により、令和12年（2030）人口は12,140人と推計され、今後も穏やかな人口増加が続くものと示しています。また、国立社会保障・人口問題研究（略称「社人研」という。）につきましても、令和12年（2030）人口は12,167人と推計されています。

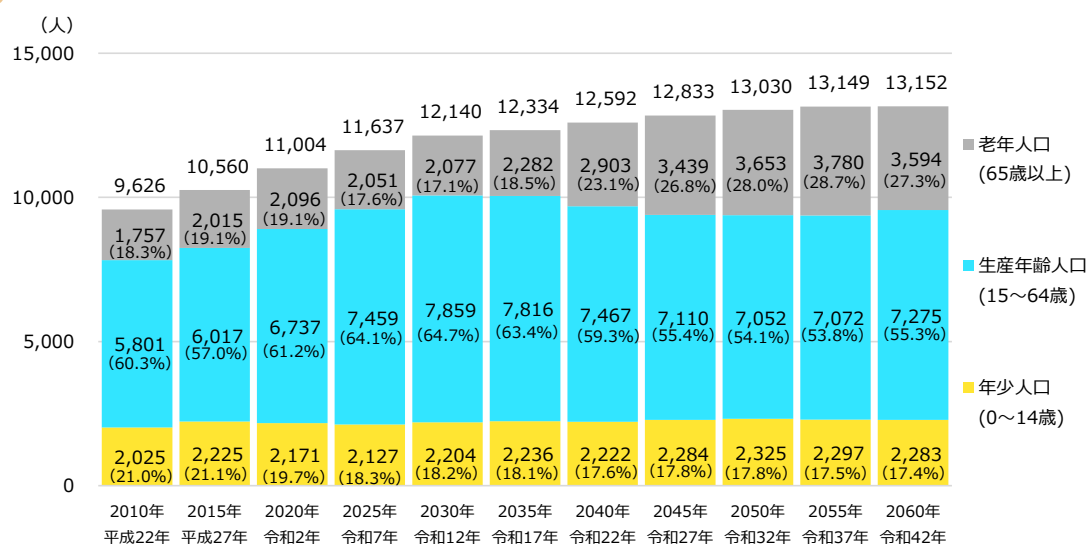
以上により、第6次朝日町総合計画では、目標年次の令和12年（2030）における朝日町の将来総人口を12,000人と設定します。

目標人口 12,000人



(2) 年齢別人口

年齢別の将来人口は、次のグラフに示すように推計されます。

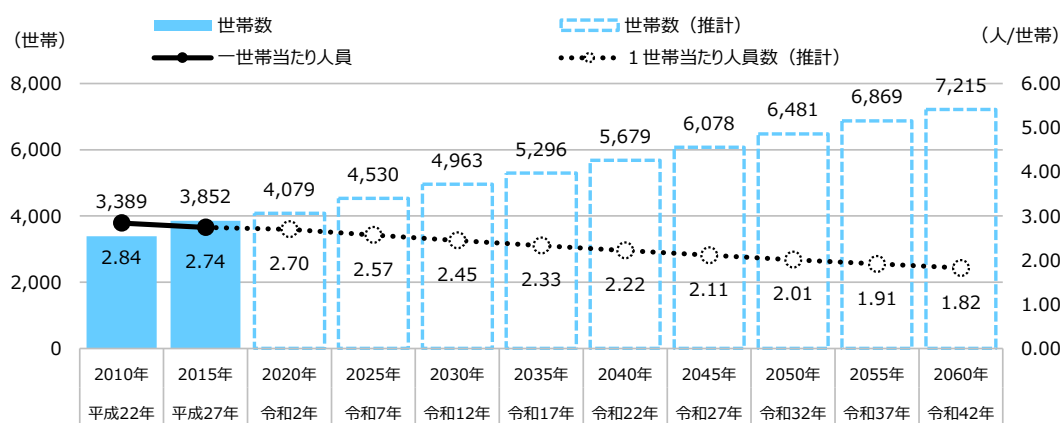


注) 1.平成22年(2010)、平成27年(2015)は国勢調査による現況値(総人口には年齢不詳を含む)。
2.令和2年～令和42年は本町独自推計値。

(3) 世帯数

目標年次令和12年(2030)における世帯数は約4,960世帯と推計されます。

また、1世帯当たりの人員は2.45人に減少する見通しです。

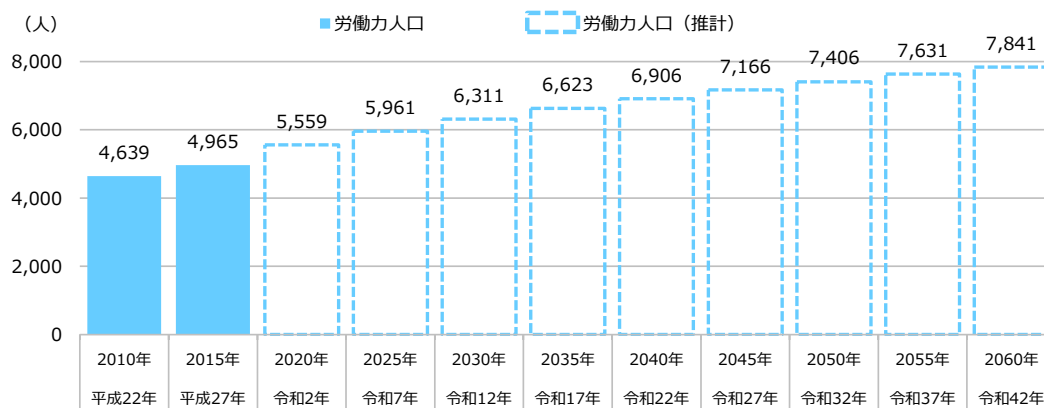


注) 1.平成22年(2010)、平成27年(2015)は国勢調査による現況値。
2.令和2年以降は平成7年～平成27年の1世帯当たり人員数現況値を基にトレンド推計によって算出した。

（４）労働力人口

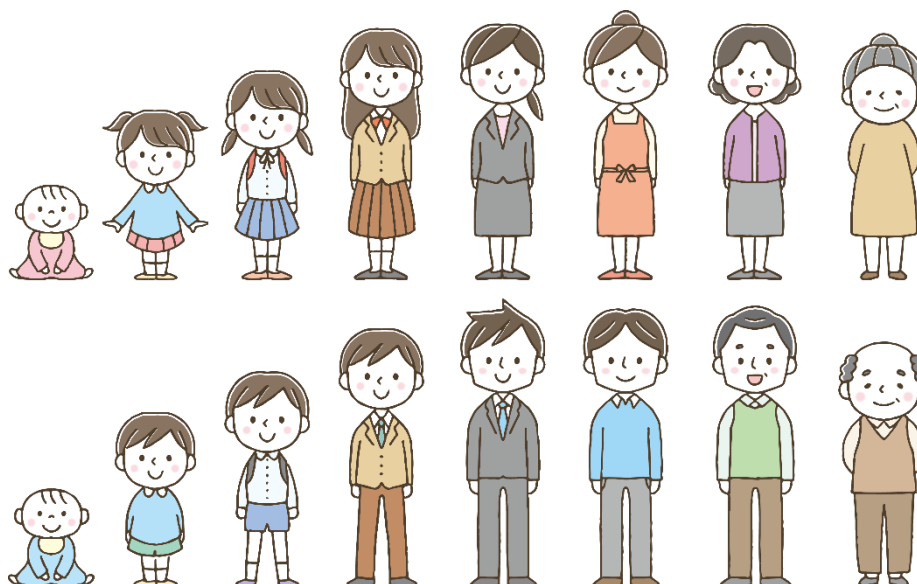
目標年次令和12年（2030）における労働力人口は約6,300人と推計されます。

平成27年に比べ約1,350人（27%増）が見込まれます。



注) 1.平成17年（2005）～平成27年（2015）は国勢調査による現況値。

2.令和2年以降は平成17年～平成27年の労働力人口は現況値を基にトレンド推計によって算出した。



第2章 土地利用構想

本町の土地利用に当たっては、長期的かつ総合的な展望に立ち、町全体の均衡ある発展を図るとともに、豊かな自然環境との調和を図りつつ快適な都市環境の創造を基本とします。

また、それぞれの地域の特色を生かすために、地理的な要件や都市構造などに配慮しながら秩序ある土地利用の形成を目指します。

それぞれの土地利用の配置については、朝日町都市計画マスタープランや朝日町立地適正化計画との整合を図り配置します。本町の都市像としての骨格を次のように設定します。

1. 空間構成

①市街地エリア

市街地空間は、住居系市街地、工業系市街地、商業系市街地に大別されます。それぞれの機能が果たされる環境整備とともに、それぞれの機能である住まう・働く・賑わい等が結びつき補完し合うことによるバランスの取れた市街地の創出と、より利便性の高いまちの形成を図ります。

【住居系市街地】

- 歴史的に形成された東海道沿道の市街地
- 丘陵地部に開発されてきた新たな市街地

【工業系市街地】

- 鉄道沿線及び国道1号沿道地区

【商業系市街地】

- 国道1号沿道地区

②田園エリア

平野部に分布する農用地（水田）は、地域を特徴づける優れた田園景観を形成するとともに、生産地、緑地等多面的な機能を有していることから、その機能と本町の持続的な発展に寄与する土地利用との調整を図りつつ、保全及び土地利用転換を図っていくものとします。

③森林エリア

北部から西部にかけての森林地は、本町に残された貴重な自然環境であり、生態系保持、水源涵養、災害防止及び保健休養等の多面的な機能を有していることから、自然環境の保全を基本としつつ、町民の憩いの場として活用を図ります。

2. 都市拠点

次の拠点機能を整備し、より住みよい環境の形成を図ります。

①交通結節拠点

近鉄伊勢朝日駅及びJR朝日駅は、日々の通勤・通学等に利用されるのみならず、来訪者が利用する交通結節拠点であり、機能の充実及び本町の顔としての整備を図ります。

また、伊勢湾岸自動車道みえ朝日ICの設置により、飛躍的に向上した広域交通の利便性を生かし、近接地において生産物流機能の整備を図ります。

②交流拠点

空間構成においても明らかなように、住居系市街地については旧来の市街地と今後一層の人口定

着が進む新市街地が形成されることとなります。その接点にあたるゾーンを交流拠点として位置づけ、既存施設の活用や公園等の整備により町民のコミュニティ形成に資するものとします。

3. 都市軸

① 広域都市軸

国道1号、伊勢湾岸自動車道及び国道1号北勢バイパスが広域都市軸であり、隣接地域のみならず名古屋都市圏等との人流、物流の基軸となります。

② 町内都市軸

広域都市軸との結節、町内の交流軸として、町道朝日中央線、県道四日市朝日線、県道桑名川越線等の町内幹線道路網が位置づけられます。

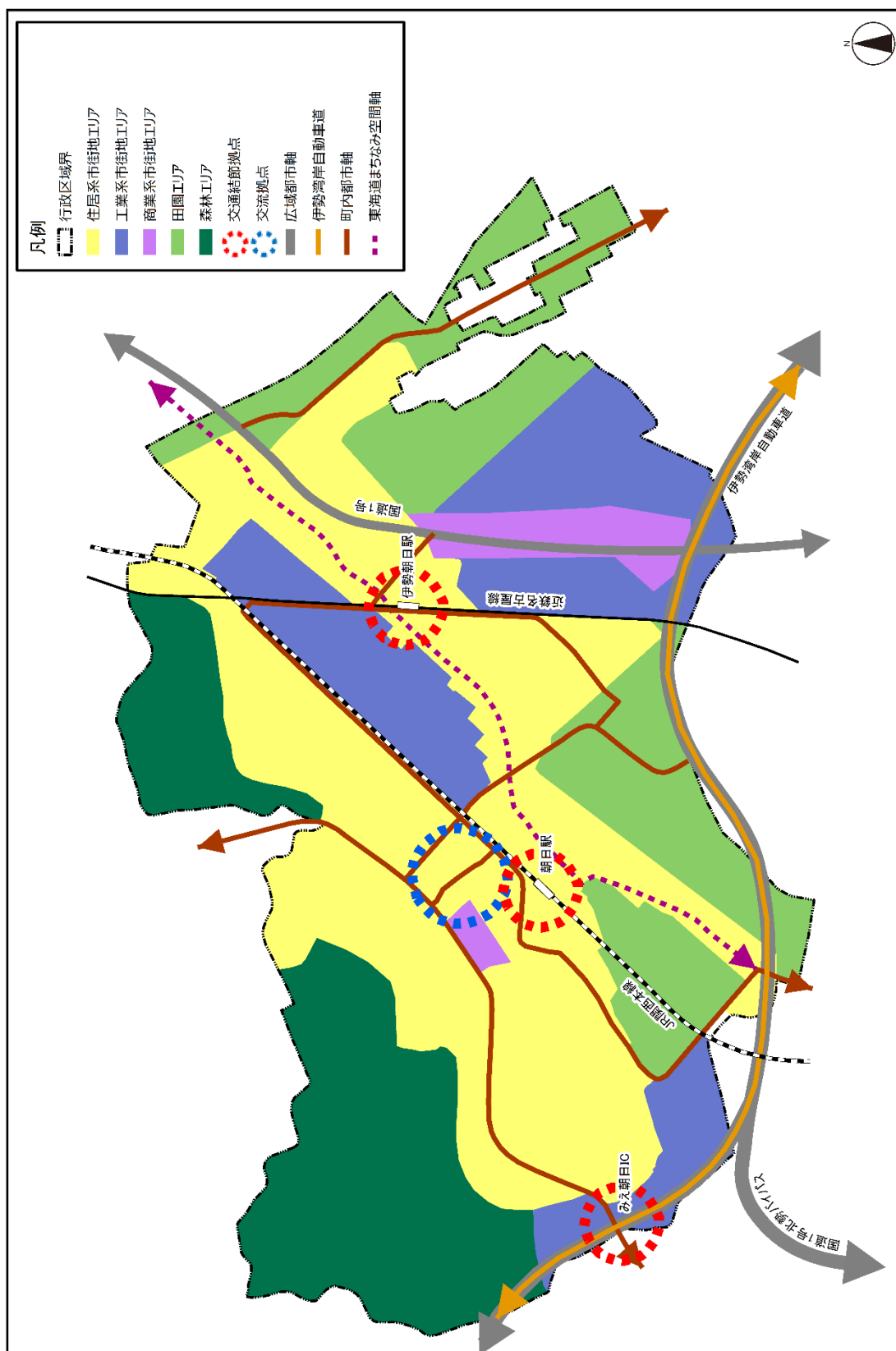
交流等機能の充実を図るため、拠点間の動線強化を行います。

③ 東海道まちなみ空間軸

東海道は、その歴史的・文化的価値を評価し、沿道景観形成、交通安全、防災等に配慮しつつまちなみ空間（生活道路）軸としての整備を図ります。



図造市都将来



第3編

前期基本計画

序 章

前期基本計画について

- 1 計画策定の目的
- 2 前期基本計画の内容と期間
- 3 前期基本計画の構成

序章 前期基本計画について

1 計画策定の目的

第6次朝日町総合計画の基本構想では、「みんなで創る あかるい未来 ささえ合い ひとみ輝く朝日町」を将来像として掲げ、これを実現するために、次の5つの基本目標を設定しました。

基本目標① 誰もが健やかでいきいきと暮らせるまちづくり【保健・医療・福祉・子育て】

基本目標② 夢・希望に満ちた人づくりと歴史・文化の香るまちづくり【教育・文化】

基本目標③ 安全・安心で快適なまちづくり【都市基盤・環境】

基本目標④ 活力と賑わいのある産業のまちづくり【産業】

基本目標⑤ 町民と行政が一体となった協働のまちづくり【行財政・コミュニティ】

この基本構想で設定した将来像や基本目標を実現するために、まちづくりの方向性、展開していく施策や具体的な取り組みなどが示された計画期間を5か年計画とする新たなまちづくりの計画が「第6次朝日町総合計画前期基本計画」です。

2 前期基本計画の内容と期間

前期基本計画は、第5次朝日町総合計画の評価・検証や我が国の時代の潮流、町民のまちづくりニーズ、SWOT分析、まちづくりに向けた朝日町の重要課題などを踏まえて策定した「第6次朝日町総合計画 基本構想」の将来像や基本目標に基づき、施策の目指す姿、現状と課題、主要施策や具体的な数値による目標指標を示したものです。

計画期間は、令和3年度(2021)から令和7年度(2025)までの5年間とします。

3 前期基本計画の構成



↑ 施策の番号と名称を記載しています。

施策の目指す姿

・町民や町内外においてまちづくりにかかわりがある全ての主体と協働で目指す、施策の計画期間内の目標を記載しています。

現状と課題

・この施策を取り組むにあたって、第 5 次朝日町総合計画での取り組みを踏まえた評価・検証等をもとに、現在の状況や解決しなければならない課題を記載しています。

主要施策

・本町がこの施策で 5 年間に取り組むことを記載しています。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
○	主要施策の成果をあらわす代表的な指標を記載しています。			

※現時点で、令和元年度の現状値の把握が困難な指標について、把握可能な最新年度の数値を用いた場合は「（○年度）」と記載しています。

※令和 7 年度実績の把握が困難な指標については、把握可能な最新年度の実績により評価することとし、評価に用いる対象年度について「（○年度）」と記載しています。

第1章

誰もが健やかで いきいきと暮らせる まちづくり

- 1 - 1 子育て支援の充実
- 1 - 2 高齢者福祉・介護保険の充実
- 1 - 3 障がい者施策の充実
- 1 - 4 健康づくりの推進
- 1 - 5 地域福祉の推進
- 1 - 6 社会保障の充実

1-1 子育て支援の充実

施策の目指す姿

- 「子育てするなら朝日町」と言われるように、様々な子育て家庭が安心して生活できる地域社会になっています。
- 保育の「質」と「量」の確保により、子育て世代が夢と希望、喜びをもって安心して子育てを行い、子どもが健やかに成長することができる環境が整っています。
- 次代を担う全ての子どもが健やかに成長できるよう、地域ぐるみの子育て環境が整備され、子どもを産み育てることへの不安を軽減するための支援体制が充実しています。

現状と課題

- 本町の人口は、全国的な人口減少とは異なり増加しており、年少人口も増加しています。一方、核家族化の進行や町民同士の関係の希薄化等により、家庭や地域の子育て力が低下しており、家庭や地域における子育て支援、子育てと仕事の両立などの子育て環境の充実が課題となっています。
- 朝日町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するために、子育て支援の環境や体制の充実、子育てと仕事の両立支援が進められています。
- 本町では、あさひ園を拠点とした保育サービス、子育て支援センターによる育児支援・相談・情報提供など、保育及び育児等の充実・強化に努めています。アンケート調査によると、20代・30代の子育て世代においては、子育て環境の充実を望む意見が最も高くなっています。多種多様な価値観がある中、地域ぐるみで子育てについて考え、一緒に子どもたちの成長を見守ることができる環境づくりが必要です。
- 近年、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）に対する町民ニーズが高まっています。保護者が安心して就労し、かつ児童の健全育成を促進するため、放課後児童クラブの更なる充実が求められています。
- 本町では、子育て世代包括支援センターを拠点として、妊娠・出産・育児期における各種健康診査や相談・情報提供などの母子保健に取り組んでいます。妊娠から育児までの様々な場面と途切れのない、一層の母子保健対策の充実が必要です。
- 特別な支援を必要とする子どもたちが年々増えており、理学療法士・作業療法士・臨床心理士による巡回を実施していますが、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、更なる療育支援体制の充実が必要です。
- 児童虐待やDV被害対策として、朝日町要保護児童及びDV対策地域協議会や関係機関と連携して相談等を実施していますが、近年、相談内容が複雑・多様化していることから、専門的な対応力の向上が求められています。

主要施策

1. 保育サービス等の充実

- あさひ園において、子どもたち一人一人が育っていく過程を大切に、小学校、中学校とも連携を図り、途切れなく子どもたちの健やかな成長を支援します。
- 共働き家庭の増加など多様化する保育ニーズや働き方に対応できるよう、延長保育、障がい児保育等の保育サービスの充実を図ります。また、近隣市町と広域で病児保育の体制拡充に努めます。

2. 地域ぐるみの子育て環境整備の推進

- 家庭における子育ての不安や悩みの解消を図るため、育児相談、子育て支援センターを活用した子育て家庭の交流の場の提供など、地域ぐるみの子育て環境の整備などを推進します。
- 保護者の子育てと仕事の両立を支援し、子どもたちの健全な育成を図るため、企業や町民の意識啓発、育児休業制度の普及、放課後児童クラブや児童館等の子どもたちの居場所づくりを推進します。

3. 母子保健対策の充実

- 安心して出産・子育てができるよう関係機関と連携を強化し、母子の健康づくりのため健康診査や健康相談等サービスの充実を図ります。
- 妊婦健診、産婦健診、赤ちゃん訪問、乳幼児健診、子育て支援事業など母子保健対策の一層の充実を図ります。

4. 子どもの発達支援の推進

- 保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、特別な支援を必要とする子どもたちの早期発見に努め、途切れのない適切な療育の支援を行います。
- 特別な支援を必要とする子どもたちを対象として、理学療法士・作業療法士・臨床心理士による巡回やその家庭に対する保健指導・相談支援の充実を図ります。

5. 様々な子育て家庭に対する支援の充実

- ひとり親家庭や障がい児を持つ家庭の保護者と子どもが安心して暮らしていけるよう、経済的な負担を軽減するため医療費の助成を継続して行います。また、様々なニーズ等に対応するため、関係機関と連携を図り情報提供、相談支援の充実を図ります。

6. 児童虐待の未然防止の推進

- 児童虐待の早期発見、早期対応のため、学校や地域、関係機関と連携を強化するとともに、子ども家庭総合支援拠点を設置し、訪問援助や相談体制の充実を図ります。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	保育所入所待機児童数	人	0	0
2	子育て支援センター利用者数	人/日	20	全希望者
3	放課後児童クラブ利用者数	人	175	全希望者
4	児童館利用者数	人	17,466	18,000
5	赤ちゃん訪問率	%	100	維持
6	1歳6ヶ月児健診受診率	%	100	維持
7	3歳6ヶ月児健診受診率	%	100	維持



1-2 高齢者福祉・介護保険の充実

施策の目指す姿

- 高齢者が住み慣れた地域で、社会活動や趣味活動を通して生きがいを見つけ、自立と尊厳をもって自分らしく安心して暮らしています。
- 高齢者も含めた地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、助け合い、地域をともに創っていく「地域共生社会」が進んでいます。
- 介護が必要となった場合に適切なサービスが提供されるなど、保健・医療・介護・福祉等と連携した「地域包括ケアシステム」の構築が進んでいます。

現状と課題

- 本町の高齢化率は、年々増加しており、平成 22 年（2010）の 18.3%から平成 27 年（2015）には 19.1%となりました。今後数年間の推計では、若年層の増加に伴い減少しますが、さらにその先、令和 22 年（2040）には 23.1%となり、超高齢化になることが想定されます。これに伴い、高齢単身世帯及び高齢者のみ世帯が増加し、介護を必要とする高齢者の増加も予想されますが、家族関係の希薄さも相まって、高齢者自らが自立意欲を高め、高齢者をいかに地域で支えていくかが課題となっています。
- 本町では、高齢者の安心と自立生活を実現するために、朝日町高齢者保健福祉計画・朝日町介護保険事業計画を策定し、保健・医療・介護・福祉等と連携した、必要なサービスが一体となって切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築をはじめ、社会参加、健康づくりと介護予防、高齢者を支える地域づくり、介護保険事業の充実などに取り組んでいます。今後は、これらの高齢者福祉及び介護保険事業の充実を図るとともに、高齢者が支えられる立場だけでなく、支える立場も担えるよう、地域の多様な主体が社会参加の機会を創出していく必要があります。
- 住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすためには、高齢者自身が健康を維持し、健康寿命を延伸させることは極めて重要なことです。そのためには、壮年期からの健康づくりによる介護予防や、生きがいづくりを一層進める必要があります。また、心身の機能低下から要介護状態にならないよう、日頃からの機能維持や改善のための支援が必要です。
- 認知症高齢者の増加が見込まれることから、「認知症初期集中支援チーム」を中心に認知症の人やその家族に早期にかかわり、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように医療と介護の連携を図るとともに、若年性認知症の方を含め、地域で本人と家族を支援していく必要があります。

主要施策

1. 高齢者の生きがいづくり・高齢者を支える地域づくりの推進

- 高齢者の生きがいづくりを支援するため、地域社会と交流できる場、地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場の提供に努めます。
- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で、在宅を基本とした生活を継続するため、保健・医療・介護・福祉等と連携し、必要なサービスが一体となって切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。
- 「地域共生社会」の実現に向け、身近な地域での支え合い活動を普及啓発するとともに、自主的な支援活動やボランティア活動等の活性化を図り、町民同士の支え合いや見守りを大切にする福祉コミュニティの形成を図ります。

2. 介護予防・介護保険サービスの充実

- 高齢者の健康寿命を延伸するため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。また、高齢者の生活機能を維持し、悪化を防止するために、普及啓発や通いの場の充実、多職種による連携等を図りながら自立支援、介護予防、重度化防止の取り組みを推進します。
- 支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化等を通じ、生活支援・介護予防サービスを担う事業主体（NPO、企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等）の支援、協働体制の充実・強化を図り、必要となる多様な生活支援・介護予防サービスを整備していきます。
- 支援が必要な高齢者に対し、介護サービスの利用だけでなく、高齢者一人一人の心身の状況や家庭環境等に応じたサービスの提供を図ります。
- 介護給付の適正化を図り不適切な給付を削減するとともに、利用者に対する適切な介護サービス提供体制を確保し、介護保険制度の継続性および信頼性を高めます。

3. 在宅医療・介護連携の推進

- 在宅での介護が重視される中、医療的ケアが必要な高齢者が安心して暮らせるよう、医療機関と介護体制との情報共有によって切れ目のない支援が行えるよう、連携を推進します。

4. 認知症対策の推進

- 国の認知症施策推進大綱に沿って、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指し、認知症に関する知識の普及や施策、認知症初期集中支援チームの活用等を推進します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	福祉人材センター登録者数	人	17	33
2	一般介護予防事業参加者延べ人数	人	5,970	6,500
3	認知症サポーター数	人	100	200
4	徘徊高齢者等SOSメール登録者数	人	216	300



1-3 障がい者施策の充実

施策の目指す姿

- 障がいのある人もない人も地域社会の一員として、お互いの個性を認め、支え合える社会になっています。
- 障がい者が自らの意思に基づいて社会活動に参加し、住み慣れた地域において自立した生活を送ることができる社会になっています。

現状と課題

- 障がい者の福祉施設から地域生活への移行が課題となっていることから、朝日町障害者計画等に基づき、それまでの施設中心のサービス提供から障がい者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるように、地域生活を中心とした支援への移行を進める必要があります。
- 障がい者や家族等の高齢化が進んでおり、高齢の障がい者の介護保険への移行、緊急時や親亡き後の生活を見据えた支援体制の整備を四日市障害保健福祉圏域で進めています。
- 障がい者が望む地域で生活を営むことができるよう生活と就労に対する支援や障がい児の支援ニーズへの対応のほか、サービスの質の向上に向けた取り組みの充実が望まれています。本町においては、平成30年（2018）に朝日町障がい者通所施設整備事業により、官民協働による障がい者の日中活動の場の確保を行いました。
- 障害者差別解消法が施行されましたが、引き続き町民や企業等の障がい理解や差別解消に向けて、関係機関と連携し周知啓発や相談案件の解決に取り組む必要があります。
- 障がい者の虐待については、障害者虐待防止法に基づき、関係機関と連携し、周知啓発、虐待の予防及び早期発見、早期対応の取り組みが必要です。

主要施策

1. 自立生活への支援

- 障がい者が地域で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービス体制の確保、相談支援体制、権利擁護事業の充実を図ります。
- 医療的ケアが必要な障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の支援体制の充実を図ります。
- 精神障がい者や家族が適切な医療や支援を受けて安心して暮らせるよう、今後も四日市障害保健福祉圏域にて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進及び充実を図ります。
- 障がい者の日常生活の利便性を高めるため、補装具や日常生活用具の利用や経済的な支援をするため各種手当や制度の周知と利用を促進します。

2. 雇用・就労への支援

- 障がい者の自立を促進するため、特別支援学校、就労を相談・支援する関係機関と協力し、就労を希望する人たちの就労支援に努めます。
- 障がい者の就労機会の拡大の取り組みとして農業と福祉との連携を推進するとともに、就労を相談・支援する関係機関と協力し、企業への啓発に取り組みます。

3. 差別解消・虐待防止・社会参加の促進

- 合理的配慮の普及・啓発に努め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進します。
- 障がい者虐待を未然に防ぐため周知啓発を行うとともに、虐待の早期発見、早期対応ができるよう、関係機関との連携を強化します。
- 障がい者が生活にゆとりとふれあい、生きがいを感じられるよう、地域活動、レクリエーション活動等を支援します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行者数	人	0	1
2	福祉施設から一般就労への移行者数	人	0	1
3	合理的配慮や障がい者虐待防止の啓発回数	回	1	3

1-4 健康づくりの推進

施策の目指す姿

- 一人一人が積極的に健康づくりに取り組み、健康寿命を延伸し、誰もがその人らしく、生き生きと心身ともに健康に過ごしています。
- ライフステージに応じた健康づくりの取り組みを家庭や学校及び職場など、社会全体で支援する環境が整っています。
- 町内外の医療機関と連携して、感染症対策や医療ニーズの高まりに対応した地域医療体制が整っています。

現状と課題

- 本町では、町民の健康づくり意識が高められるよう朝日町健康増進計画に基づき、健康料理教室、健康相談、あさひ健康マイレージ事業等の各種保健事業を実施していますが、参加率が低調なことが課題となっています。そのため、町民のニーズに合った魅力ある事業やわかりやすい周知方法等、創意工夫が必要です。
- 本町では、町民の疾病予防や生活習慣病対策の推進を図るため、朝日町健康増進計画及び朝日町国民健康保険データヘルス計画等に基づき、各種健康診査やがん検診を実施していますが、受診率が低調なことが課題となっています。早期発見や早期治療を促進するため、疾病予防に向けた正しい知識の普及啓発や健康診査体制の充実及び重症化予防にむけた保健指導や受療勧奨などが必要です。
- 健康づくりを習慣化するためには、集団健康教育や地域で仲間づくりを行うことが有効ですが、本町では健康づくりの自主団体や社会資源が不足しています。そのため、個別支援だけでなく、地域の特性に応じてソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの取り組みが展開できる人材育成や環境づくりへの支援が必要です。
- 近年、大規模災害や新型コロナウイルス感染症などによる健康危機に伴い、生活や経済に大きな影響が生じやすくなっています。そのため、健康危機の際は、正しい知識の普及による感染拡大抑制や生活環境整備に向けた支援を率先して実施していく必要があります。
- 本町では、近年の自殺者や精神疾患者の状況から、こころの健康づくり対策として、朝日町健康増進計画自殺対策行動計画及び朝日町国民健康保険データヘルス計画等に基づき、こころの健康づくり対策協議会を発足させました。誰でも起こり得るこころの病気に対して、正しい知識の普及や予防啓発およびサポート体制の充実が必要です。
- 本町の医療機関は、一般診療所 6 施設、歯科診療所 4 施設があり、近年は増加傾向です。また、医療機関に関する情報提供として、医療機関の機能別の検索システムや三重県広域災害・救急医療情報システム「医療ネットみえ」による休日夜間応急診療所案内等も行っています。今後も引き続き、町民が自らの症状に応じた適切な医療機関の選択ができるよう、医療機関に関する情報提供を充実させるとともに、町民に対し適切な受療行動の啓発が必要です。

主要施策

1. ライフステージに応じた健康づくりの推進

- 健康寿命の延伸に向け、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。
- 乳幼児期・学童期は生活習慣の基礎を作る時期です。保護者が望ましい生活習慣の見本を示し、家族とのふれあいの中で子どもの健やかな心と体の発達を育みます。そのため幼児期からの食育や生活習慣に関する啓発、教育並びに指導等の充実を図ります。
- 青壮年期は進学・就職・結婚等人生の転換期でもあり、生活環境の変化が大きい年代です。環境の変化の中でも、一人一人が自ら心身の健康に関心を持てるよう、「食生活・歯科保健・喫煙・飲酒・運動・休養・心」の分野における啓発・指導を推進します。
- 高齢期は、心身の機能が低下しフレイル（虚弱）が進むと要介護状態へ移行する可能性も高まります。高齢期の人とのつながり、社会参加を推進することがフレイル予防につながるため、高齢期に適した様々な保健事業を各関係機関と連携して実施します。また、個別性のある栄養指導や生活支援を通じて、個人のニーズに合った支援を推進します。さらに、全身の健康につながる歯と口腔の健康を保つため、歯科疾患予防や口腔機能の維持・向上に取り組みます。

2. 疾病予防や重症化対策の推進

- 疾病予防や生活習慣病重症化予防のため知識の普及・啓発を行い、各種健康診査やがん検診を奨励します。また、各種健康診査やがん検診の結果に応じた保健指導の実施や適切な受療の勧奨等に取り組めます。

3. 地域や関係機関と協働した健康づくりの推進

- 個人の健康づくりは取り巻く環境から影響を受けやすいため、栄養・食生活、歯・口腔機能、身体活動・運動等については町民、関係団体等と連携し、あさひ健康マイレージ事業を活用したインセンティブや社会環境整備に向けて取り組みます。また、企業経営に従業員の健康管理を取り入れた健康経営の普及を図ります。
- 高齢者一人一人の状況にきめ細かく対応したフレイル予防のため、関係機関と高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を連携し、孤立・孤独を防止しながら推進していきます。

4. 健康危機に備えた対応の推進

- 各種感染症から町民を守るため、各種予防接種の奨励や予防接種に関する情報提供を行い、接種率の向上に取り組めます。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染症蔓延防止のため、計画的に必要な衛生用品等の備蓄に取り組めます。

5. こころの健康づくり対策の推進

- 朝日町健康増進計画自殺対策行動計画に基づき、自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発による「自殺予防」、自殺のサインを見逃さずに未然に防ぐ「自殺の防止」等を推進していきます。
- こころの健康に不安のある町民が気軽に相談できるよう、各相談窓口の周知に向けて取り組みます。

6. 地域医療体制の充実

○適切な医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医・歯科医、かかりつけ薬局を持つことの必要性について、町民に対する普及啓発の取り組みを進めます。さらに、広域的連携のもと、休日夜間診療や救急医療体制の確保と情報提供を行います。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	国民健康保険特定健診受診率	%	47.4	60.0
2	国民健康保険特定保健指導率	%	52.5	60.0
3	後期高齢者健診受診率	%	47.6	50.0
4	後期高齢者歯科検診受診率	%	26.5	30.0
5	がんによる死亡率	%	29.9 (H30)	28.0
6	毎日朝食摂取率(20~39 歳)	%	男 69.7(H30) 女 81.2(H30)	男 75.0(R5) 女 85.0(R5)
7	成人の喫煙率の減少	%	9.9(H30)	5.0(R5)
8	運動習慣のある人の割合	%	男 40.2(H30) 女 41.3(H30)	男 45.0(R5) 女 48.0(R5)
9	65 歳以上高齢者のうち、要介護 3 以上の割合	%	5.29	5.00



1-5 地域福祉の推進

施策の目指す姿

- 子どもから高齢者まで町民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、町民が積極的に福祉活動に取り組み、支え合いのまちづくりが進んでいます。
- 高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児を連れた保護者など全ての人が利用しやすい、ユニバーサルデザインによる人に優しいまちづくりが進んでいます。

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより地域コミュニティが希薄化し、社会的孤立の問題が深刻化しているため、地域福祉の推進体制の強化が必要です。
- 本町では、朝日町社会福祉協議会と民生委員・児童委員、ボランティア団体等が連携し、地域に密着した様々な福祉活動を展開しています。
- 町民自らが互助意識を育み、福祉活動の担い手となり、共に支え合う社会づくりを進める必要があります。そのためには、推進の基本となる地域福祉計画を策定し、行政、関係団体、地域及び町民が一体となり、それぞれの役割に応じた取り組みを推進する必要があります。
- 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、道路の改良・整備に際し、人にやさしい環境整備を推進しています。今後は、多方面への導入が展開され、一層のユニバーサルデザインのまちづくりの推進が期待されています。



主要施策

1. 地域福祉の人材育成

- 学校や社会教育、各種地域活動の機会を通じ、地域福祉に関する意識啓発を図ります。
- 朝日町社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体等の福祉活動の担い手としての人材を確保・育成します。

2. 地域福祉の体制づくり

- 地域福祉の体制づくりのために朝日町社会福祉協議会が中核となり、民生委員・児童委員、ボランティア団体、町民等が連携したネットワークの強化を図るとともに、活動支援の充実を図ります。
- 高齢者等の異常を早期発見するため、地域での見守りや助け合いを促進します。特に、企業や各種団体との見守り活動についての連携を進めます。

3. 福祉サービスの充実

- 地域福祉を総合的に推進するために、地域福祉計画を策定します。
- 地域の中で自分らしく生活できるよう、身近な地域で必要な支援が届くよう、福祉サービスの内容と相談支援体制の充実を図ります。

4. 人にやさしい環境整備の推進

- 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例等に基づき、誰もが利用しやすい施設整備となるようユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。また、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方に優しいまちづくりとして、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を推進します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	ボランティアセンター登録者数	人	253	375
2	民生委員・児童委員数	人	20	23
3	見守りに関する協定数	協定	1	5
4	地域福祉計画の策定	—	未策定	策定済

1-6 社会保障の充実

施策の目指す姿

- 各種社会保障制度は、健全な財政のもと適正かつ安定的に運営され、支援を必要とする人が安心して支援を受けられるような制度として構築されています。
- 最低限度の生活が保障されるとともに、その自立を支援するためのセーフティネットが、県や関係機関との連携のもと確保されています。

現状と課題

- 被保険者の高齢化や医療技術の高度化によって一人あたりの医療費が増加傾向にあり、被保険者の医療費の伸びを抑制する観点から、引き続き生活習慣病対策や介護予防など被保険者の健康維持・増進の取り組みが必要です。
- 医療保険制度は、町民の健康と生活を支える基盤であるため、将来にわたり安定かつ健全な運営が求められています。
- 介護保険料や後期高齢者医療保険料の収納状況は、年金からの特別徴収が主になっており、収納率は99%を超えています。また、国民健康保険料の収納状況は、コンビニ納付、口座振替、夜間の相談窓口実施等により、収納率の目標である95%を達成しています。公的保険制度の健全な運用を確実なものとするため、なお一層の収納率の向上を目指す必要があります。
- 老後の不安のない生活を支える国民年金制度については、町広報紙やパンフレットの配布などにより窓口での加入促進、制度に対する啓発を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う経済状況の悪化から、生活困窮の相談や支援申請が増加しています。生活保護に至る前の生活困窮者に対しては、生活困窮者自立支援法に基づく各種支援制度等の活用を促し、関係機関と連携しながら経済的自立と生活意欲の高揚に向けた適切な支援が必要です。
- 生活保護を受給される方は、近年増加傾向となっています。生活保護を必要とする生活困窮者に対しては、自立の助長に向け、県や関係機関と連携しながら、制度の適正な運用と困窮の程度に応じた適切な保護が必要です。

主要施策

1. 公的保険制度の健全な運営

- 被保険者の健康維持・増進を図るため、保健事業と連携し、健康に対する正しい知識の普及や生活習慣病の早期発見・早期治療及びフレイル予防につなげる各種健康診査や保健指導等を実施します。
- 公的保険制度の健全運営のため、制度の普及啓発、適切な保険給付及び事務の効率化に努めます。また、被保険者間の負担の公平を図る観点から、適切な滞納処分の実施など保険料の収納率の向上に努めます。

2. 国民年金制度の周知

- 高齢者の生活を支える国民年金制度の安定的な運営と無年金者を出さないために、制度に関する広報・啓発活動や相談などを行い、制度の周知徹底を図ります。

3. 生活困窮者に対する支援

- 生活保護に至る前の生活困窮者に対しては、相談対応により状況の聞き取りを行い、その困窮程度に応じた適切な支援が受けられるよう、生活困窮者自立支援法に基づき、関係機関が実施する相談支援事業と連携を図ります。
- 生活保護を必要とする生活困窮者に対しては、その困窮程度と緊急度に応じた適切な保護が受けられるよう、生活保護法に基づき、実施機関である県と連携を図ります。また、生活保護受給者に対しては、自立の助長に向けた支援を県や関係機関と連携して推進します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	国民健康保険料現年分収納率	%	95.3	97.3
2	国保特定健診受診率【再掲】	%	47.4	60.0
3	国保特定保健指導率【再掲】	%	52.5	60.0
4	後期高齢者健診受診率【再掲】	%	47.6	50.0
5	後期高齢者歯科検診受診率【再掲】	%	26.5	30.0
6	福祉総合相談窓口の整備	—	未整備	整備済

第 2 章

夢・希望に満ちた 人づくりと 歴史・文化の香る まちづくり

- 2 - 1 学校教育の充実
- 2 - 2 国際社会に向けた人材育成
- 2 - 3 青少年の健全育成
- 2 - 4 生涯学習の推進
- 2 - 5 スポーツの振興
- 2 - 6 歴史・文化の継承と活用

2-1 学校教育の充実

施策の目指す姿

- 子どもたちは、良好な教育環境のもとで、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育み、知・徳・体のバランスの取れた、本町の将来を担う人材として生きる力を身につけ成長しています。
- グローバル化や情報化の進展に対応できる基礎能力を養うための外国語教育やプログラミング教育などの教育環境が整い、時代に即した能力を育てています。
- 学校、家庭及び地域の連携とともに、あらゆる教育資源を生かした、子どもたちの能力を最大限に伸ばす教育環境が整っています。
- 子どもたちを犯罪や災害から守る体制が整備され、子どもたちの安全・安心が確保されています。

現状と課題

- 小学校、中学校ともに県内トップクラスの学力ですが、全国トップクラスを目指し、ICT 機器の活用、教材や学習内容の充実などにより、更なる学力向上に向けた取り組みが必要です。
- 子どもたちを「ふるさと朝日」に愛着をもって育むために、郷土の偉人である橘守部や萬古焼など文化財を活用した郷土教育を実施しています。
- 本町では、令和2年度（2020）に中学校給食を開始しました。栄養バランスに配慮した学校給食や基礎的な食習慣を通して、子どもたちの健康増進を図る必要があります。
- 特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、特別支援教育支援員や介助員を増員するなど特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・指導、個々に応じた支援や介助を行っています。今後も、保護者の方の声に耳を傾け、保護者の思いに寄り添った支援を関係者との連携のもと行っていく必要があります。
- 不登校児童生徒率は高くなっており、不登校の要因、背景は複雑・多様化していることから、子どもたちが安心して学ぶことのできる居心地の良い学校づくりを進めるとともに、不登校の子どもたちの状況に応じた支援を行うことが必要です。
- 子どもたちの安全のため通学路の点検や区画線の引き直しを実施しています。また、子どもたちを犯罪や事故から守るため、今後さらに子どもたちの見守り活動を充実させ、見守り隊の組織を強化する必要があります。
- 指導主事による学校訪問にて指導助言を行うとともに、本町の教育課題や今日的課題に対応した教職員研修会を開催し、教職員の連携や情報交換等を行っています。
- 子どもたちを自然災害から守るため、家庭や地域との連携を含めた学校における防災教育を充実させる必要があります。また、大規模災害に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上と早期に学校を再開させる体制づくりが必要です。
- 子どもたちを取り巻く教育環境が複雑・多様化する中で、学校・家庭・地域の関係者が目標、課題を共有し地域とともにある学校づくりに取り組み、地域全体で子どもたちの豊かな育ちを支援する必要があります。
- 本町では、令和2年度（2020）に国のGIGAスクール構想に基づき、小学校、中学校の児童生徒一人一台のパソコン整備を行いました。一方で学校施設については、老朽設備の改修やトイレの洋式化など改修が必要となっています。

主要施策

1. 確かな学力の育成

- 子ども一人一人が可能性を最大限に発揮し、次代を担う人材として成長していくことができるよう、幼児教育の充実に努めます。
- 児童生徒の一人一人の能力に応じた教育、ICT 機器の活用、教科に応じた教材や学習内容の充実などにより、子どもたちが学ぶ楽しさ、わかる喜びを実感できるよう、理解しやすい授業展開に努めることで、子どもたちの「確かな学力」の向上を図ります。
- グローバル化や情報化社会の進展に対応できる社会的・職業的な基盤となる資質を育むため、外国語教育、ICT を活用したプログラミング教育、Society5.0 社会にも対応できる教育の充実に努めます。

2. 豊かな心の育成

- 子どもたち一人一人が自信をもって成長するために、自己肯定感を高める教育の充実に努めます。
- 子どもたちの豊かな感性や情操を育むために、博物館をはじめ地域の様々な施設等における学習活動など体験的な学習機会の充実に努めるとともに、音楽・美術等を通じて表現・発表する機会の拡充など情操教育の充実に取り組みます。
- 生きる力の核となる豊かな人間性を育むため、規範意識、自然への感動・感謝、人間尊重、社会貢献、自立心、命を大切にする心、他者への思いやりなどの道德教育の充実に努めます。
- 生まれ育った郷土を愛しむとともに、次代の郷土の担い手や継承者を育むため、郷土固有の歴史や有形・無形の多様な文化財を活用した郷土教育を推進します。

3. 健やかな体の育成と食育・健康教育の充実

- 魅力ある体育授業づくりや5分間運動など授業の初めに主運動につながる運動を取り入れるなどにより、子どもたちが運動の楽しさや喜びを感じることを通して子どもたちの体力向上を目指します。
- 子どもたちの食習慣の改善による健康増進を図るため、栄養教諭による栄養バランスや食育に配慮した学校給食の充実、正しい生活習慣の指導により、健全な食生活と生活習慣を身につけた子どもの育成に努めます。

4. 特別支援教育の充実

- 特別な支援を必要とする児童生徒に対し、教育的ニーズを把握するとともに、生活や学習に関する適切な指導・支援や特別支援教育支援員・介助員を配置し、当該児童生徒への支援の充実に努めます。
- 障がいのある子どもやその保護者が途切れのない支援を受けられるよう、関係機関との連携を図り、保護者の思いに寄り添った支援体制の充実に努めます。

5. いじめ・暴力・不登校のない学校づくり

- いじめ・暴力行為・不登校の問題に対し、未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関と連携した取り組みの推進や、心の教室相談員の配置による教育相談体制の充実に努めます。

6. 子どもたちの安全・安心の確保

- 子どもたちを犯罪被害から守り安全・安心を確保するために、関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業を活用するなど子どもたちの見守り活動を推進します。
- 子どもたちを通学時における交通事故から守るために、朝日町通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の危険箇所の点検や改良を推進します。
- 学校行事や日々の授業など、学校における新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を十分に講じた学校運営に努めます。

7. 教職員の資質向上

- 授業力の向上、複雑・多様化する教育課程に対応できる専門性や技術力向上を図るため、指導主事による学校訪問や教職員研修会を開催し、教職員全体の更なる指導力・授業力の向上を図ります。
- 本町の「育ちのルレー事業」によるあさひ園、小学校、中学校の途切れのない教育の一層の充実を図るため、教職員研修会を通して教職員の連携や情報交換等に努めます。

8. 学校防災への取り組み

- 様々な危険から児童生徒等の安全を確保するために、成長段階に応じた自然災害に関する知識や適切な行動、地域防災活動への理解と参加など、防災対応能力を高め、地域防災を担う一員としての防災教育を推進します。
- 災害発生時に児童生徒や教職員の安全確保を確実なものとするために、学校における避難確保計画等に基づき、校内防災体制を整えるとともに、日頃から発生に備えた訓練や備蓄品などの整備を図ります。
- 災害後、早期に学校の再開を図るために、学校施設の被災状況の把握、暫定的な教育環境の確保など平常時から復旧スケジュールを検討するとともに、被災児童生徒のケアなどを行えるよう環境を整えます。

9. 地域とともにある学校づくり

- 子どもたちを取り巻く多様化する課題の解決や子どもたちの豊かな成長を支援するためには、地域とともにある学校づくりが必要となっています。そのため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を設置し、学校と家庭・地域の連携・協働、社会総がかりでの教育、地域と学校の教育目標の共有などを図ります。

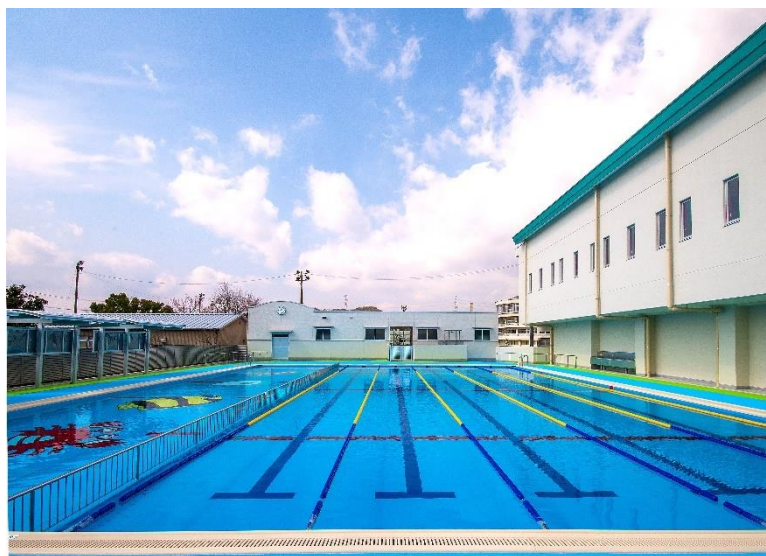
10. 学校施設の充実

- 学校施設は、児童生徒の健康と安全の確保、快適な教育環境の創出、まちづくりの核、生涯学習の場、地域防災の拠点等の役割を担っていることから、老朽箇所の改修及び老朽備品等の更新や照明器具のLED化を計画的に行うとともに、多様な人々が利用しやすい施設としてのバリアフリー化を推進します。
- 学校のトイレについては、子どもたちへの快適な利用と障がいのある児童生徒や学校関係者なども利用することから、誰もが快適に利用できる洋式トイレや多機能トイレの整備を推進します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	全国学力学習状況調査の標準化得点 (平均を100としたもの)の全国との比較	—	小6 103.0 中3 103.5	小6 105.0 中3 105.0
2	体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の 子どもたちの割合(各学年男女平均)※	%	小5 78.2 中2 79.8	小5 85.0 中2 85.0
3	コミュニティ・スクールの設置	—	未設置	設置済
4	トイレの洋式化・多機能トイレの整備	—	一部整備	整備済
5	照明器具のLED化率	%	0	100
6	老朽化に伴う大規模改造	—	一部整備	老朽箇所 整備済

※スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が「A」・「B」・「C」・「D」・「E」の5段階のうち上位3段階である「A」・「B」・「C」の公立小中学校の割合。



2-2 国際社会に向けた人材育成

施策の目指す姿

- 国際的な課題の理解や英語コミュニケーション能力を養う学習機会、さらに国内外における異文化体験や国際交流等の機会が進み、国際社会に対応できるグローバル人材が育っています。

現状と課題

- グローバル化が進展する中、子どもたちに異なる文化に対する理解やコミュニケーション力、地球的な視野で考え行動できる態度を養うとともに、将来、国際社会で十分活躍できる人材の育成を図る必要があります。
- 外国人英語指導助手（ALT）によるあさひ園での交流、小学校、中学校で語学授業等を実施しています。

主要施策

1. 国際社会に向けた人材育成

- グローバル人材の育成のためには、語学力、コミュニケーション力、主体性、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティーが求められていることから、これらの能力を体得するために学校教育における国際的な関心を題材にした授業の取り組みを推進します。
- 小学校における外国語としての英語教育を充実させるために教職員の授業力向上や外国人英語指導助手（ALT）を配置するなどして教育体制を整備するとともに、保育園段階から外国人と触れ合う機会の充実を図ります。
- 国際理解としての異なる文化や生活習慣、価値観を認め合う能力を養うため、様々な外国人を招き、その国の文化や特色などを紹介してもらう学習機会の場づくりを推進します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	外国人英語指導助手（ALT）による あさひ園での交流回数	回	9	10

2-3 青少年の健全育成

施策の目指す姿

- 家庭や地域が一体となって青少年の見守りや、育成のための様々な体験機会が創出されるなどして、健やかで活力ある青少年が育っています。

現状と課題

- 本町の青少年による非行、犯罪、事故件数は多くはありませんが、朝日町青少年育成町民会議を通して、企業、団体、関係機関、行政が連携し青少年の健全育成の気運醸成のための取り組みや情報発信を継続して行っていく必要があります。
- 子ども会への加入者数や加入率については年々減少傾向となっており、加入者数の維持が課題となっています。子ども会行事については、子ども学校を中心に年間を通じ毎月1回程度の行事を開催していますが、世代間を超えた交流の場の機会づくり、各種団体との連携、加入者数の増加に向けた行事内容の検討が必要となっています。
- 放課後子ども教室は、1教室を実施していますが、児童及び家庭の放課後の過ごし方の多様性により、募集人員に満たない場合もあるので、利用ニーズを的確に捉えた対応が望まれます。
- 子どもたちの活動の場としての空き教室などの開校場所の確保が困難であることや、活動を支える人材不足が課題となっています。
- 朝日町少年補導員会を中心として、非行防止活動や声かけ運動を展開しています。青少年を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、警察や関係機関と連携を強化し、青少年の犯罪被害や事故の防止に努める必要があります。



主要施策

1. 青少年活動の促進

- 朝日町青少年育成町民会議を主体に、企業、団体、関係機関、行政が連携を強化し、青少年の健全育成の気運を醸成し、情報発信を行うとともに関係機関と連携した様々なイベントの企画に努めます。
- 青少年の健全育成に向けた、放課後子ども教室、子ども会、スポーツ少年団、ボランティア活動など、青少年の多様な学習及び体験活動を推進します。また、学校や地域の関係機関が連携して情報の提供や体験機会の場を設けるなどして参加促進の環境整備に努めます。
- 青少年活動を支える人材の確保に向けて、活動を支える人材の養成を図るとともに、地域における関係機関や団体等との連携を強化します。

2. 青少年育成環境の充実

- 子どもの成長の基盤となるのは家庭であることから、子育てに関する資料の配布や子育て相談、情報交換や相互扶助の子育て支援ネットワークづくりなど、家庭教育に対する支援を推進します。
- 児童生徒が登下校時に不審者から声を掛けられたりした際に逃げ込むことができるよう、町民、企業と協力して、あさひ・子ども 110 番の家の設置を引き続き推進します。
- 青少年の健全育成と非行防止に向けて、朝日町少年補導員会を中心に関係機関・団体や町民が連携・協力して、非行防止に関する啓発、防犯パトロールや街頭指導などの非行防止活動を推進します。
- 様々なメディアによる性や暴力に関する情報が氾濫し、青少年の人格形成に影響を及ぼしていることから、有害情報の排除に向けた取り組みを推進するとともに、青少年のスマートフォンやインターネットの適正な利用、未成年者の酒類やたばこの容易な入手の防止に向けて関係機関への働き掛けを強化します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	放課後子ども教室年間平均参加者数	人	19	現状維持以上
2	子ども会他団体と連携した行事数	行事	2	5
3	補導件数	件	0	0
4	あさひ・子ども 110 番の家の加入者数	人	92	120

2-4 生涯学習の推進

施策の目指す姿

- 町民の一人一人が充実した人生を送れるよう、年齢にかかわらず生涯において、自分に合ったテーマで、いつでも、どこでも、誰でも学習できる機会に恵まれ、生き生きとした学習活動が展開されています。
- 生涯学習で学んだ成果を地域や社会で生かすとともに、自らも学習機会の担い手として活躍しています。

現状と課題

- 町民の幅広い学習ニーズに応えるため、公民館、図書館、博物館において、各年齢層に応じた様々な講座、教室、講演会を開催しています。
- 公民館教室やサークル日程の案内のために「公民館だより」の町広報紙への折り込み及び「生涯学習のごあんない」の全戸配布により、町民への生涯学習に関する情報提供を行っています。しかし、講座プログラムや受講者の固定化などがあるため、新たなニーズの創出と魅力的な企画が必要となっています。また、講師の高齢化により後継者の確保・育成が必要です。
- 子どもから大人まで本を身近なものと感じ、読書を楽しむことができるように図書館における読書環境の充実を図っています。また、図書館の利用を促すためのイベントの開催や、暮らしに役立つテーマを設けての資料提供も行っており、いずれも好評を博しています。今後も引き続き図書館の利用促進のために、利用のしやすさだけでなく、気軽さ、居心地の良さ、さらに町民が読書に親しみを持てるような企画が望まれます。
- 博物館では展示会や文化教養講座などの事業を実施しています。これらの事業には町内だけではなく、他市町からの参加者も多く、本町のアピールの場となっています。そのため、今後も町民や来館者のニーズを把握し、効果的な情報の発信や展示・講座の充実が求められています。
- 朝日町文化祭やあさけプラザでの文化祭で学習成果の展示・発表が年1回開催されています。成果発表の機会を多くするなどして、活動の活発化や気運を高める必要があります。

主要施策

1. 生涯学習の推進

- 市民が生涯学習への関心を持てるよう各種の社会教育団体、学習団体、グループを育成するとともに、生涯学習に関する情報の収集と発信、生涯学習相談、きっかけづくりの場の提供など、生涯学習活動への支援や啓発を推進します。
- 市民一人一人が生涯にわたって「いつでも、どこでも、誰でも学習できる」ことを基本に置き、あらゆる世代がライフステージや個々のスキルに応じた学習プログラムに参加できるよう、特色のある講座、教室の開催及び市民主体による講座の企画・運営の促進に努めます。
- 学習成果を展示・発表することのできる機会の場をつくり、発表者の生きがいにつなげるとともに、学習に対する交流の輪を広げ、かつ学習成果を地域やまちづくりに活用するための環境づくりを推進します。
- 生涯学習を活発化するためには公民館教室の講師やその後継者などの人材育成が必要であることから、地域における新たな人材の発掘とともに、既存の生涯学習団体や社会教育関係者のスキルアップを行うなど、指導者の確保・育成を図ります。
- 公民館、図書館、博物館をはじめとする生涯学習施設について、利用者が心地よく学ぶことができる施設・設備の充実を図ります。

2. 図書館の充実

- 読書は子どもの成長にとって大変重要であるため、読書活動を通じて子どもの成長をサポートできるよう、子どもの成長に応じた読書環境の整備に努めます。
- 地域の情報拠点として市民の学びを支えるため、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層のニーズに応じた蔵書整備に努めます。また、市民の生活に根ざした情報の提供、図書館イベントの開催、他館や専門機関との連携など、誰もが利用しやすい図書館機能の充実を図ります。

3. 博物館の充実

- 博物館は、市内だけでなく広く町外への歴史・文化の情報発信、学びの拠点となることから、常設の展示の充実はもとより、新規・リピーターを含め来館を促す企画展の開催など教育普及事業の機会を増やし、博物館機能の充実を図ります。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	公民館利用者数	人	8,893	9,000
2	博物館年間来館者数	人	4,431	5,500
3	図書館の年間図書貸出冊数	冊	75,682	82,000
4	教育委員会公民館教室の教室数	室数	11	現状維持以上

2-5 スポーツの振興

施策の目指す姿

- 町民の誰もが目的や体力、年齢に応じてスポーツに親しみ、心身の健康と生きがいある生活を楽しんでいます。
- 運動施設の充実と指導者の確保が進み、スポーツ団体の活動が活発に行われ、多くの町民が参加しているスポーツのまちが実現しています。

現状と課題

- スポーツを「する」、「観る」、「支える」ための機会の提供や気運醸成に取り組むことによって、町民が日常的にスポーツに触れ、親しむための環境づくりを進める必要があります。
- 各種スポーツ大会を実施していますが、参加者が伸び悩んでいるのが課題です。そのため、町民へ参加を促すとともに、参加しやすくなる仕組みづくりが必要です。
- 町民により自主的・主体的に運営される総合型地域スポーツクラブである「あさひふれあいスポーツクラブ」については、子ども、一般向けの教室を増設したこともあり、年々会員数が増加傾向にあります。今後も引き続き、自主的・主体的に運営されるよう自立に向けた支援を行っていく必要があります。
- 指導者の育成・確保について、朝日町スポーツ少年団に対して県主催の研修会の周知を行い、参加を促しています。
- 運動施設において、老朽化が目立ってきており随時修繕を行っている状況ですが、計画的な改修を行っていく必要があります。

主要施策

1. スポーツの振興・普及

- 生涯スポーツの推進や町民の健康増進のために、町民の誰もが運動・スポーツに触れ、親しむ機会を創出し、あらゆる世代が運動・スポーツに参画する気運醸成に努めます。
- 各種スポーツ大会等の内容及び運営体制の充実を図り、スポーツ活動への参加を促進します。

2. スポーツクラブの活動支援

- 町民主体の運営による総合型地域スポーツクラブである「あさひふれあいスポーツクラブ」や朝日町体育協会を中心とした各種スポーツ団体の活動支援を通して、スポーツに親しむ町民の拡大を図ります。
- スポーツクラブの活性化には指導者の確保・育成は喫緊の課題であることから、研修会や講習会の実施、著名な指導者の招へいや指導により、指導者の確保・育成を図ります。

3. 運動施設の維持管理

- 運動施設の利用者の安全と利便性の向上及び各種スポーツ活動が円滑に実施できるよう施設の適切な維持管理を行うとともに、利用者ニーズに即した施設・設備の改修を計画的に実施します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	各種スポーツ大会（朝日町体育協会主催）の参加者数	人	630	760



2-6 歴史・文化の継承と活用

施策の目指す姿

- 貴重な歴史的・文化的資源が大切に保全され、この資源の活用による町民の歴史・文化意識の高揚と地域活性化が進んでいます。
- 文化財の展示や歴史・文化にかかわる学習が活発に行われ、さらに芸能・芸術活動も盛んで文化の香り高いまちづくりが進んでいます。

現状と課題

- 本町には、国指定重要文化財である舍利容器を出土した縄生廃寺（県指定史跡）をはじめ、古萬古・有節萬古の窯跡などの埋蔵文化財、国学者の橘守部、日本画家の栗田真秀・水谷立仙に関する歴史資料など多くの歴史・文化に関連する文化財が収蔵、展示、保護されています。今後も引き続き、文化財の調査、研究、保存を行うとともに、地域の活性化に資する交流資源として活用することが必要です。また、博物館は、文化財保護法による公開承認施設となっていないことから、承認が得られるよう体制整備を図っていくことが必要です。
- 博物館で開催している展示会事業、文化教養講座には、他市町からも多くの参加者があり、本町のアピールの場となっています。今後は、町民や来館者のニーズを踏まえながら、博物館ホームページなども活用し、町内外への情報発信を効果的に行うことにより、事業の充実につなげていくことが必要です。
- 博物館においては文化財等調査・活用事業により、古文書等の資料整理・翻刻・デジタル化を行い、博物館ホームページでの公開を実施しています。今後も継続して情報発信をしていくために、資料のデジタル化を進める必要があります。
- 町史の編さんについては、平成 26 年度（2014）より事業を実施し、町内外に所在する関連資料の調査・研究を推進してきました。令和元年度（2019）には資料編第 1 巻を刊行し、令和 2 年度（2020）は資料編第 2 巻を刊行しました。これまでの編さん事業については、当初計画より進捗が大幅に遅れていたことから今後の編さん作業は進捗管理を的確に行い、計画的かつ着実に進めていく必要があります。
- 各種芸術・文化団体については、生涯学習への意欲の高さから活発ですが、団体数が減少傾向にあることや指導者の高齢化が課題となっており、団体の確保や後継者の確保・育成をしていく必要があります。
- 朝日町文化祭やあさけプラザでの文化祭にて、各種芸術・文化団体が展示・発表を行っています。今後とも各種芸術・文化団体の自主的な芸術・文化活動を一層促進していくとともに、芸術・文化の鑑賞機会の充実に努めていく必要があります。

主要施策

1. 文化財の保護と活用

- 地域を特徴づけている貴重な文化財について、その保護・保全に努めるとともに調査研究を継続していきます。また、地域文化の理解を深める教育資源や地域活性化に資する交流資源として様々な分野での文化財の活用を図り、継続的な情報発信を行います。
- 文化財の展示・学習施設である博物館の充実を図るとともに、博物館における展示保存環境にかかわる箇所は、事前に文化庁と協議を行いながら施設整備に取り組みます。また、文化財保護法に基づく公開承認施設として承認が得られるよう体制の整備に努めます。
- 博物館では、今後も文化財等資料のデジタル化を進め、博物館ホームページへ反映させていきます。また、歴史・文化に関する情報を発信しながら、利用者ニーズを踏まえた教養講座を実施していきます。

2. 町史の編さん

- 本町の歴史文化を後世に残していくため、朝日町史について計画的かつ着実に編さん作業を進めます。また、町史を活用した町の歴史への町民の理解を深めるため情報発信等に取り組みます。

3. 文化・芸術活動の推進と継承

- 豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向け、各種文化芸術団体の育成・支援、指導者の育成・確保に努めます。
- 公民館活動の充実や朝日町文化祭、講演会、展示会の開催など魅力ある文化行事の企画・開催を町民との協働のもと進め、町民主体の文化芸術活動を促進します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	博物館の年間来館者数【再掲】	人	4,431	5,500
2	博物館ホームページ年間アクセス数	件	22,501	23,000
3	団体の発表会・展示会等の開催回数	回	3	4



第3章

安全・安心で快適な まちづくり

- 3-1 防災・消防の充実
- 3-2 防犯・交通安全の充実
- 3-3 都市基盤の整備・充実
- 3-4 計画的な土地利用と景観形成の推進
- 3-5 循環型社会の推進と環境保全

3-1 防災・消防の充実

施策の目指す姿

- 南海トラフ地震や洪水、土砂災害、高潮など様々な態様の風水害などから町民の生命と財産及び生活を守るため、災害に強いまちづくりを行い、平常時における準備や、災害発生時に迅速な対応ができる基盤と仕組みが整っています。
- 「自助（自分の命は自分で守る）」、「共助（自分達の地域は自分達で守る）」の推進、さらに「公助（行政機関による救助活動や物資の支援など）」により、町全体の防災力が強化されています。
- 四日市市消防本部と消防団が連携し、火災や災害など非常時に組織的かつ専門的に対応できる消防・救急体制が整っています。

現状と課題

- 南海トラフ地震や洪水、土砂災害、高潮など様々な態様の風水害などに対するリスクへの対策、避難行動要支援者への対応や地域防災力の向上が必要です。
- 防災行政無線のデジタル化や朝日 S アラートの整備を行いましたが、誰もが防災情報を受け取ることができる伝達手段や伝達体制のより一層の充実が必要です。
- 従来の経験やデータが通用しない予想を超える自然災害が増加しており、県、近隣市町との広域的な協力体制が必要です。
- 本町は、二級河川である員弁川及び朝明川に挟まれています。近年多発する集中豪雨による被害の軽減を図るため、国・県と連携した対策が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、避難所は様々なリスクに対応した運営が必要です。
- 防災拠点となる役場庁舎は老朽化が著しいことや高潮の浸水区域であることから、災害時の拠点として本部機能の確保・強化に向けた整備検討が必要です。
- 公設消防が設置されていない本町においては、四日市市との連携による常備消防・救急体制の充実が不可欠です。地域防災力の中核を担う消防団については、継続的な団員確保が必要です。
- 防災訓練への参加者数が伸び悩み、多くの町民参加が課題となっていることから、町及び自主防災組織による防災訓練や防災研修等を通じた町民への防災意識の啓発を図ることが必要です。

主要施策

1. 災害に強いまちづくりの推進

- 朝日町地域防災計画に基づき、各種ハザードマップによる防災意識の啓発や情報提供、避難所や避難場所、避難ルートの確保など、総合的な防災力の強化を図ります。また、上位計画である国の防災基本計画や三重県地域防災計画等の改正時には、迅速に朝日町地域防災計画の見直しを行います。
- 町民への情報伝達手段の高度化・重層化を図るとともに、食糧、飲料水、備蓄品などの物資及び人員の確保など広域的な受援体制の確保に努めます。
- ひとり暮らし高齢者や障がい者等をはじめとする避難行動要支援者の安全確保に向け、朝日町避難行動要支援者避難行動援助プラン（全体計画）に基づく、避難体制の確立を図ります。また、避難行動要支援者に対する個別計画を策定します。
- 避難所については、避難所運営マニュアルに基づき、感染症等の様々なリスクに対応した運営を行います。また、高齢者、障がい者、乳幼児などをはじめとする要配慮者に対応するため、福祉避難所について平常時から周知を図ります。さらに、大規模災害発生時に避難者を受け入れられない場合を想定して、広域避難場所の確保のため、県や近隣市町、企業との連携を強化します。
- 水害や土砂災害を未然に防止するため、治山・治水対策を行います。また、員弁川及び朝明川の河川改修・河床掘削を国や県の関係機関に働きかけます。
- 武力攻撃やテロ攻撃等が発生した場合、国民保護計画に基づき、迅速に町民への周知を行うなど、避難体制の確立を図ります。
- 防災拠点となる役場庁舎は老朽化が著しいことや高潮の浸水区域であることから、災害時の本部機能の確保・強化に向けた整備検討を推進します。
- どのような災害に対しても機能不全に陥らず、必要不可欠な行政機能を確保するため朝日町業務継続計画の見直しを適宜行います。
- 朝日町国土強靱化地域計画に基づき、様々な大規模自然災害に対する強靱なまちを作り上げるため、防災・減災対策の取り組みを念頭におき、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

2. 消防・救急体制の充実

- 常備消防・救急として四日市市に消防・救急業務を委託していますが、多種多様化する災害に対応できるよう、更なる体制の強化・充実に努めます。
- 多種多様化する災害に対応できるよう、消防車両や消防機材、消火栓などの消防水利の整備・改修を行うとともに、消防団の必要性や活動をアピールし、団員の確保に努めます。

3. 地域防災力の向上

- 防災研修会、防災訓練を通じた、町民への防災に対する啓発活動を進め、地域ぐるみでの自主防災組織の育成・強化などを支援します。
- 町民一人一人の防災意識を高めるとともに、「自助（自分の命は自分で守る）」、「共助（自分達の地域は自分達で守る）」の啓発に努めます。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	高潮ハザードマップの作成	—	検討中	完了(R3)
2	朝日 S アラート登録者数	人	1,082	2,200
3	情報受信端末の整備	—	検討中	整備予定
4	防災拠点への公衆無線 LAN 設備の 設置	—	未設置	設置予定
5	避難行動要支援者避難援助プラン (個別計画) の策定	—	準備中	随時更新
6	消防水利の整備（水利包含率）	%	100	維持
7	消防団員定数の充足率	%	100	維持



3-2 防犯・交通安全の充実

施策の目指す姿

- 町民一人一人の防犯、交通安全及び消費者問題に関する意識・知識が高まり、地域団体、警察、行政が一体となって、誰もが安全で安心して暮らしやすいまちづくりが進んでいます。
- 防犯設備や交通安全設備が適正に整備、維持管理され、犯罪や交通事故が発生しにくい安全で安心な町が形成されています。

現状と課題

- 朝日川越交番が発行している、管内情勢（犯罪状況及び交通事故状況等）が掲載された広報紙を町内回覧し、防災や交通安全について啓発を行っています。
- 四日市北警察署から配信される不審者情報等メール（絆ネット四日市北）を町ホームページへ掲載して、防犯活動に努めています。
- 四日市北地区防犯協会などの関係機関と連携し、啓発物品の作成・配布、地区等への講義を実施するなどして、地域ぐるみで防犯活動に取り組んでいます。
- 防犯灯については、耐久性が優れ、電力消費が少ない LED 防犯灯への更新が完了しました。また、新たに防犯灯の必要な箇所について設置を検討する必要があります。
- 三重県犯罪被害者等支援条例が制定され、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が途切れなく行われるよう、県をはじめとする関係機関との連携が求められています。
- 本町は、県内の他市町と比較しても、人口 1,000 人当たりの刑法犯認知件数が高いことや県内の自治体では唯一警察施設が設置されていないことから、警察施設の整備について県など関係機関へ働き掛けを行った結果、施設整備の方向性が示されました。
- 交通安全教室（中学校毎年 1 回）、交通安全講話（小学校毎年 1 回）、広報車による巡回（毎月 11 日）を実施し、交通安全に対する意識の啓発と安全行動の普及に努めています。
- 全国的には高齢者が関係する死亡事故割合が増加傾向です。また、歩行者や自転車による事故の増加も懸念されています。
- 近年、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の手口は巧妙化しており、悪質商法やネット通販におけるトラブルなども含め、消費者を取り巻く環境はより複雑・多様化し、相談窓口での対応件数は増加傾向です。また、民法の改正により成年年齢が引き下げられることによる若年者の消費者トラブルが危惧されることや、高齢者の消費者トラブルが増加傾向であるため被害防止の取り組み強化が必要です。

主要施策

1. 防犯意識の高揚と防犯活動の充実

- 防犯体制の強化のため、住民団体、警察、行政の連携を図り、自主防犯活動の活性化を図ります。
- 朝日川越交番が発行している、本町の管内情勢（犯罪状況及び交通事故状況等）が掲載された広報紙の町内回覧、四日市北警察署から配信される不審者情報等メール（絆ネット四日市北）の町ホームページへの掲載など防犯意識の高揚に向けて更なる情報発信の充実を図ります。
- 防犯灯、防犯カメラ等の防犯対策施設の整備や防犯パトロールの実施に向けて、関係機関と調整を図ります。
- 犯罪被害者等に適切な支援が行われるよう、県・関係機関と連携を行います。
- 警察施設の整備について、新たな防犯対策の拠点として円滑に整備できるよう、設置場所や設置後の連携等について県・関係機関と調整を図ります。

2. 交通安全対策の推進

- 警察など関係機関と連携し、交通安全教室や街頭指導等を行い、町民全体の交通安全意識の高揚に努めます。
- 交通事故を防止するため、自治区長要望や朝日町通学路交通安全プログラム等を通じて交通安全設備の整備を推進します。通学路においては、学校・PTA・道路管理者・警察等と協議を行いながら、区画線・ガードレール等の整備を行います。

3. 消費者の安全・安心の確保

- 自立する消費者の育成に向け、町広報紙や町ホームページによる情報提供、振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺など悪質商法対策として、クーリングオフ制度の周知とともに関係機関と連携し消費者講座を開催したり、パンフレットの配布など被害予防のために啓発を行います。
- 悪質商法など被害防止や被害発生後の適切な対応のため、県消費生活センターと連携を図り、消費者トラブルの相談体制の充実を図ります。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	刑法犯認知件数	件	80	60
2	交通事故発生件数（人身事故）	件	31	23

3-3 都市基盤の整備・充実

施策の目指す姿

- 町内外の交流の活性化や町内交通の円滑化のため幹線道路、生活道路が整備、維持管理されており、誰もが安全で快適な道路や歩道が形成されています。
- 多様な世代が快適な暮らしを送ることができる住環境が形成され、誰もが住み続けたいと思える町になっています。
- 公園については、子どもの遊び場、大人の憩いの場として、安全で快適に利用できるよう、町民と協働した維持管理がなされています。
- 安全で良質な水が安定供給され、下水の適正処理により衛生的で快適な生活環境が保たれています。

現状と課題

- 国道 1 号北勢バイパスの全線開通や交差点改良、県道桑名川越線の整備による広域的な交通アクセスの向上、利便性の向上が求められています。
- 安全・安心な道路環境を確保していく中で、これまで整備してきた道路・橋梁等のインフラの老朽化による維持管理コストの増大が懸念されます。
- 本町では、町民に身近な公共交通手段が少ないため、高齢者や障がい者などの移動手段としてタクシーを活用した利用助成を実施しています。
- 本町の豊かな自然と快適な暮らしを持続させ、次世代へ引き継いでいくことが求められています。そのためには、多様な世代が快適な暮らしを送ることができる住環境の整備が必要です。
- 南海トラフ地震等の発生が懸念される中、既存住宅の安全性を確保するため、耐震化を進める必要があります。
- 全国的には空家が増加傾向であり、空家の増加は防災、景観及び生活環境の保全上多くの問題が生じる要因となることから、朝日町空家等対策計画に基づく対策が必要です。
- 公園の維持管理については、安全で快適に利用できるよう遊具の保守点検や修理等を実施しています。また、朝日町都市公園等清掃奉仕活動助成金等を活用し、町民と協働した維持管理がなされています。
- 上下水道は、町民生活と産業活動に欠くことのできない社会基盤であり、災害時の緊急時においても町民の命を守る大切なライフラインであるため、将来にわたり安定的なサービスの提供が必要です。また、上下水道施設の長寿命化、耐震性強化を踏まえた整備及び業務の効率化を行い、健全な経営に努めていく必要があります。
- 近年多発する集中豪雨による浸水被害から町民の命と財産を守るため、雨水幹線の整備を行っていますが、浸水被害のリスク軽減を図るため、着実に整備を進める必要があります。

主要施策

1. 道路・交通網の充実

- 広域的な交通アクセスの向上、安全性や快適性を高めるため、国道1号北勢バイパス、県道桑名川越線等の整備促進について国及び県に対して要望します。
- 生活道路については、地域や町民の要望を踏まえつつ、危険度・優先度等を考慮しながら、朝日町道路舗装維持管理計画に基づき、計画的に整備を進めます。
- 朝日町道路施設長寿命化修繕計画及び朝日町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、適正な道路機能を維持していくため、道路パトロールを行うとともに、町民と連携しながら実情を把握し、維持管理に努めます。
- カラー舗装も含めて歩行空間を確保し、バリアフリーの歩行者に優しいまちづくりを進めます。
- 高齢者や障がい者などに配慮した、地域特性に応じた利便性の高い移動手段の確保を推進します。
- 駅周辺の駐輪場の放置自転車対策を適正に実施し、鉄道利用者の利便性向上を図ります。また、駐輪場利用者の動向を踏まえ、駐輪場の整備について検討します。

2. 良好な住宅環境の推進

- 民間による開発行為などへの適正な指導により、良質な宅地の供給を促します。
- 住宅の耐震診断や耐震改修及び除去への誘導を積極的に推進し、住宅の安全性の向上に取り組めます。
- 適正な管理が行われていない空家等については、防災、景観及び生活環境の保全上多くの問題が生じる要因となることから、朝日町空家等対策計画に基づき、適正な維持管理や利活用の促進、必要に応じて除却を促す支援を行います。

3. 公園・緑地の整備

- 公園整備については、防災意識の高まりや多様化する町民ニーズを踏まえ、災害時の一時避難所としての機能確保や公共施設等の併設型など、多くの町民が集うことができる整備のあり方について検討します。
- 既存の公園は、身近な地域における子どもの遊び場、大人の憩いの場として、安全で快適に利用できるよう町民と連携した維持管理を推進します。また、公園施設の老朽化が進んでいることから、適正な維持管理に努めるため公園施設長寿命化計画の策定について検討します。
- 墓地公園は、社会情勢の変化や生活様式に適応した施設管理を図ります。また、多様化している町民ニーズを把握し、墓地公園の整備や管理について検討します。

4. 安全で良質な水の安定供給・下水道事業の安定化

- 安定した水の供給のため、老朽化した管路を耐震管への布設替を計画的に実施するとともに、漏水防止などの維持管理を適切に行い、有収率の向上を図ります。
- 上下水道事業の健全経営のため、適正な料金体制の設定、業務の効率化、社会情勢の変化に適応したシステムの導入などに取り組めます。特に下水道事業については、地方公営企業法適用事業に移行し、将来にわたる安定した下水道事業の推進を図ります。

5. 雨水排水対策の推進

○浸水被害のリスク軽減を図るため、雨水幹線の整備など住宅地等における雨水排水対策を計画的に推進します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	町道舗装修繕率	%	7.4	100
2	昭和 55 年以前建築の住宅戸数に占める 耐震性のない住宅割合	%	70.4	66.9
3	公園等清掃協力団体数	団体	8	9
4	老朽管の更新件数	工事/年	3	現状維持以上
5	雨水幹線の改修率	%	41.4	42.7



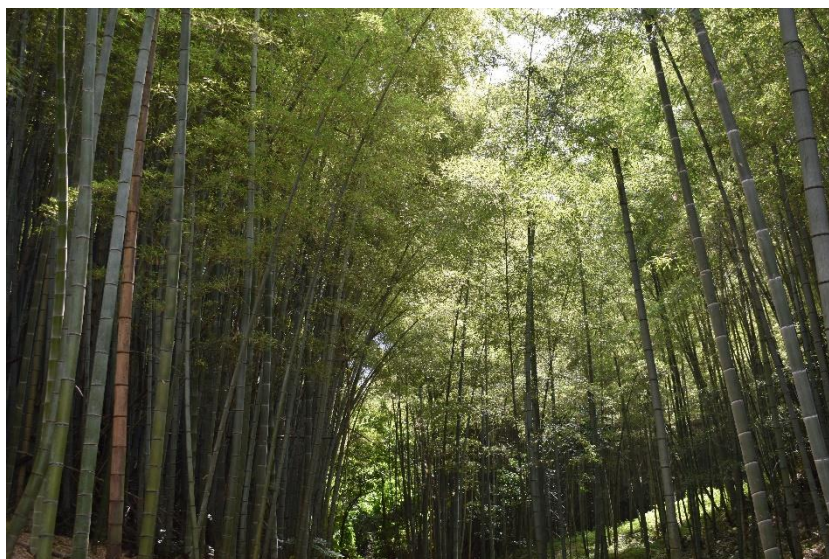
3-4 計画的な土地利用と景観形成の推進

施策の目指す姿

- 「持続可能な発展」を基本にし、豊かな自然環境、優良農地の保全・活用と市街地形成のための開発とバランスが取れた計画的な土地利用が行われています。
- 自然や歴史・文化などの地域資源を生かし、東海道まちなみ整備の推進による朝日町らしい景観が形成されています。

現状と課題

- 本町は、広域交通の条件が優れていることを背景に、良好な環境の住宅地をはじめ、国道 1 号沿いの商業地など、調和のとれた土地利用の誘導を図ってきました。
- 本町では、朝日町都市計画マスタープランや朝日町立地適正化計画に基づき、市街地の整備など計画的な土地利用を図ってきましたが、社会経済情勢の変化に伴い、計画を適宜見直する必要があります。
- 本町では、継続的に地籍調査を実施しており、土地取引や公共事業の円滑化、災害復旧の迅速化、課税の適正化などに寄与しています。
- 朝日まちなみプランに基づき、自然や歴史・文化などの地域資源を生かし、朝日町らしい景観の形成を図っています。



主要施策

1. 適正な土地利用の推進

- 朝日町都市計画マスタープラン、朝日農業振興地域整備計画に基づき、地域の実情に応じた自然環境や農地の保全、魅力ある市街地の形成を行い、適正な土地利用に向けた規制・誘導を行います。
- 市街化調整区域内では、開発整備の必要性について慎重に判断して、地区計画等を用いて計画的な開発整備を推進します。
- 朝日町都市計画マスタープランや朝日町立地適正化計画について、社会経済情勢の変化や地域特性などを踏まえ、町民参画の手法により適宜計画の見直しを行います。
- 土地取引や公共事業の円滑化を図るとともに、災害復旧の迅速化のため、災害等の被災が想定される区域を中心に地籍調査を計画的に実施します。

2. 良好な景観形成の推進

- 朝日まちなみプランに基づく、東海道沿いの整備をあさひ竹プロジェクト等と連携して、町民とともに推進します。また、森林、竹林の適切な管理の推進により良好な景観を維持します。
- 本町が有する歴史・文化を生かした魅力ある景観を次世代に引き継ぐため、町民と連携して保全に努めます。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	朝日町立地適正化計画の見直し	—	—	見直し済
2	朝日町都市計画マスタープランの見直し	—	—	見直し済
3	町民と連携し竹等を活用した景観向上等のイベント開催	回	—	毎年1回以上

3-5 循環型社会の推進と環境保全

施策の目指す姿

- ごみの発生抑制、再利用、再資源化を推進することにより、更なるごみの減量化が図られ、持続可能な循環型社会の形成が進んでいます。
- 地球温暖化防止に向けた環境教育、啓発活動を積極的に推進し、町民、企業、行政の環境意識が向上しています。

現状と課題

- 本町は、川越町との一部事務組合である環境クリーンセンターにおいて共同でごみの処理に関する事務を行い、収集業務を行っています。また、県内自治体と比較しても町民1人が1日当たりに出すごみの量は少なく、ごみの減量と資源化が推進されており、ごみ問題に対して町民は高い意識を持っています。
- 平成30年（2018）に閣議決定された第4次循環型社会形成推進基本計画に基づき、ごみ処理については、分別・減量・資源化を図り、適正な収集・処理に努め、循環型社会の形成に取り組む必要があります。
- ごみの不法投棄防止のために、啓発看板の設置や広報・啓発活動を実施しています。
- 本町では、環境保全活動として「クリーンな町」を目指すため、毎年5月末の日曜日に「ごみゼロ運動」を実施し、約2,000人の方々に参加いただいています。また、朝日町企業エコネットにおいては、エコ通勤、清掃活動を実施しています。
- 騒音や悪臭等の公害だけでなく、野焼き、犬猫のフン放置、空家や空地の雑草などで生活環境に影響を及ぼす等の問題が発生しており、それぞれの状況に応じた対応が求められています。
- 人為的な温室効果ガスの排出増加により、地球温暖化が進行しています。地球温暖化防止の推進に向けて、多様な主体が環境とのかかわりや与える影響、担うべき役割を理解し、環境負荷低減に取り組むことが必要です。



主要施策

1. ごみの適正な収集・処理と減量化の推進

- 広域的な連携のもと効率的なごみ処理体制の強化を図ります。また、ごみの分別について町広報紙等を通じて啓発を行い、分別収集を徹底するとともに、収集箇所・収集方法の効率化を図ります。さらに町民等に、ごみ集積所の管理について積極的に協力してもらえるように周知します。
- 町民、企業、行政の協働により、5 R（Refuse：断る、Reduce：発生抑制、Reuse：再利用、Repair：修理、Recycle：再生利用）に取り組み、ごみの発生や排出を抑制します。

2. ごみの不法投棄の防止

- 不法投棄がされやすい場所への看板設置、監視カメラの活用によりごみの不法投棄の減少を図ります。また、不法投棄をなくす環境づくりのため、各自治区と協力しながら町民等への意識啓発を行います。

3. 環境保全意識の高揚

- 朝日町企業エコネット活動や地域で行う定期的な清掃活動を支援するとともに、ごみゼロ運動を継続的に実施します。
- 環境美化を進めるため、野焼き、犬猫のフン放置、空家や空地の雑草などで生活環境に影響を及ぼさない環境づくりのため、町民との協働により啓発を行います。
- 水質汚濁、大気汚染、騒音、振動など定期的な公害環境調査を実施し、監視と未然防止を図ります。

4. 地球温暖化防止の推進

- 企業や各家庭における省エネルギーの取り組みの推進や再生可能エネルギーの普及などを促進することにより、率先して地球温暖化対策に努めます。
- 朝日町地球温暖化対策実行計画に基づき、引き継ぎ地球温暖化の防止のため本町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などに取り組みます。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	町民1人が1日に出すごみの量	g	534※	530※
2	環境問題・観測地点数	地点	11	現状維持以上
3	企業エコネット参加事業社数	社	5	7

※現状値及び目標値のごみの量の数値は、一般廃棄物処理事業実態調査（令和元年度実績）の数値から算出した値。

第4章

活力と賑わいのある 産業のまちづくり

- 4-1 農業の振興
- 4-2 商工業の振興
- 4-3 観光・交流資源の創出
- 4-4 雇用対策の推進

4-1 農業の振興

施策の目指す姿

- 農業が持つ多面的機能（洪水を防ぐ機能、生き物のすみかになる機能、癒しや安らぎをもたらす機能など）が、維持されるよう地域ぐるみによる農地の保全・活用が行われています。
- 担い手の確保による農業の経営体制の強化、農産物の高品質化・ブランド化や生産性の向上及び地産地消が進んでいます。

現状と課題

- 農業が持つ多面的機能を将来にわたり維持していくため、地域ぐるみの共同活動や簡易的な農業施設の修繕などが実施されています。しかし、圃場整備を行ってから期間が経過しているため、農業施設の老朽化が進んでおり、継続的に修繕していく必要があります。
- 農地利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業による農地の集積・集約を推進し、担い手農家の生産性・収益性向上や経営安定化に寄与してきました。しかし、高齢化や担い手不足等により農業従事者が減少傾向にあり、次世代への継承が課題となっています。
- 朝日町産の農産品である化学農薬節減栽培米、シクラメン、しいたけ、たけのこを朝日町特産品に認定するとともに、各種イベント等でPR活動を行い、一部の農産品のふるさと納税の返礼品への登録や地元スーパーでの販売など、販路拡大を支援しています。更なる販路拡大に向け、今後も継続的な支援を行っていく必要があります。



主要施策

1. 農業生産基盤の維持向上

- 農業の持つ多面的な機能の保全・活用や農業の生産基盤を整備するため、地域ぐるみの共同活動や農業施設の修繕を支援する等、農地や農業施設の適正な維持・改修を推進します。
- イノシシ等による農作物への被害を防止するため、有害鳥獣対策に努めます。

2. 農業の担い手の育成・確保

- 農地中間管理機構等を活用した農地利用の集積・集約化や農地の区画拡大を促進し、担い手の経営拡大・効率化を支援します。
- 集落営農団体の法人化の支援や新規就農者の指導・育成に努めます。

3. 農業生産等の振興

- 農業経営体の収益力向上のため、地元産の農産物の高品質化・ブランド化や 6 次産業化による生産力の向上、販売の支援をするため関係機関・団体等と連携を強化するとともに取り組みを支援します。
- ICT 活用によるスマート農業等の新技術の動向も見据えつつ、本町の実情に即した効率的かつ安定的な農業生産を推進します。
- 朝日町特産品の各種イベント等での PR 活動や新規に農産品を朝日町特産品に認定する等、朝日町産の農産品の販路拡大の支援を継続的に行います。
- 地元産の農産物を学校給食で活用促進するとともに、地元スーパーでの販売促進により地産地消に努めます。

4. 遊休農地の活用・解消

- 集落営農団体、農地中間管理機構及び農業委員会と連携し、遊休農地・耕作放棄地の解消に向け、農地の適正な維持管理に努めます。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
1	農地利用集積率	%	62.4	70.0
2	集落営農の法人化	法人	0	1

4-2 商工業の振興

施策の目指す姿

- 町内商工業者が抱える課題に対して、適切な対応ができるよう朝明商工会等と連携しながら商工業の支援体制が強化されています。
- 時代の変化・危機に対応した個性的で活力ある地場産業が振興するとともに、新たな企業立地により町が活性化しています。

現状と課題

- 地域の企業の発展と成長を促し、地域経済の活性化を図るためには、新たな販路拡大の支援、経営安定化の支援、時代に即した商工業の育成や起業支援に取り組む必要があります。
- 本町では、中小企業への保証料補給金等を実施するとともに、創業支援等事業計画に基づいて、創業希望者・創業者に対して相談窓口の設置、女性の創業を支援するため女性創業応援塾を朝明商工会と連携して行っています。
- ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、新型コロナウイルス感染症や経済危機に強い、地域経済の構築が求められています。また、災害時に地域経済への影響を最小限に抑える体制の整備も必要です。
- 特産品認定の取り組みにより、7品の特産品が誕生し、そのうち2品は新規開発されました。また、三重テラスや地元スーパーでの販売、ふるさと納税の返礼品としての取り扱いなど、販路拡大の支援を行っています。今後も個性的で活力ある地場産業の確立を目指すため、特産品の認定・販売促進を効果的に展開する必要があります。
- 町内の未利用地を把握し、地域特性に応じた企業誘致の検討が必要です。



主要施策

1. 時代変化に即した活力ある商工業の振興

- 国や県の各種補助・融資制度などについての情報提供に努めるとともに、朝明商工会と連携して町内商工業者の経営安定化、経営基盤の改善、後継者の育成、町内企業の PR やビジネスマッチングなどを支援します。
- 地域における新たな創業を促すために、創業支援等事業計画に基づいた創業支援を実施します。
- ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、新型コロナウイルス感染症や経済危機の影響による廃業等が生じないよう、朝明商工会と連携してセーフティネット施策を推進します。
- 災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、朝明商工会と連携して防災計画や事業継続計画の策定を推進します。

2. 地場産業の振興

- 新たな特産品の創出などによる、個性的で活力ある地場産業の振興を目指します。
- ござれ市、ふるさと納税制度において、特産品を積極的に活用し、PR を行い、販路拡大を支援します。



3. 新規企業の立地促進・支援

- 埋縄川原地区の企業誘致について、円滑に操業できるよう関係機関と調整を図ります。
- 町内の未利用地を把握し、広域交通が優れた地域特性を生かした新たな企業誘致について検討します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	特産品の新規認定件数	件	1	年1件以上
2	朝明商工会等の支援を受けた創業者数	件	1	年1件以上

4-3 観光・交流資源の創出

施策の目指す姿

- 朝日まちなみプランに基づく東海道の整備により、交流人口が増加し賑わいのある町となっています。
- 観光・交流資源の積極的な PR 活動により、本町の認知度、ブランド力及び町の魅力が向上しています。

現状と課題

- 本町には、約 300 年の歴史をもつ八王子祭（町指定無形民俗文化財）、縄生廃寺（県指定史跡）、古萬古・有節萬古や東海道などの歴史文化遺産がありますが、近隣市町の宿場町を中心とした通過型観光になっています。
- 朝日まちなみプランに基づき、東海道まちなみ整備による施設整備を行っており、語らいの広場、近鉄伊勢朝日駅前ポケットパーク、JR 朝日駅前ポケットパーク、縄生桜並木などの整備が完了しました。これらの施設を会場に、あさひ竹プロジェクトによる竹あかり等の町民と協働したイベントを実施しました。
- 観光マップの「あさひタウンガイド」と、朝明商工会が作成した飲食店を中心としたマップの「来て見てうまっぴ」を各公共施設等への配布による観光情報の提供を行いました。観光資源に特化したコンテンツなどが不足しており、新たな観光・交流資源の創出を進める必要があります。
- 今後、リニア中央新幹線の整備や東海環状自動車道の全線開通など本町を取り巻く高速交通網が大きく変化することが予測されることから、新たな観光・交流資源の創出に影響が及ぼされることを見据える必要があります。
- 近隣市町との広域連携による観光情報の発信、東海道を活用した広域観光ルートづくりの検討が必要です。



主要施策

1. 観光・交流資源の発掘・活用

- 朝日まちなみプランに基づき整備された語らいの広場等の施設を、観光・交流資源として最大限に活用し、東海道を軸とした賑わいのあるまちづくりに取り組みます。
- 特産品やあさひ竹プロジェクトによる竹あかり等、町民・企業と協働した新たな交流資源を創出します。



2. 観光・交流資源の情報発信

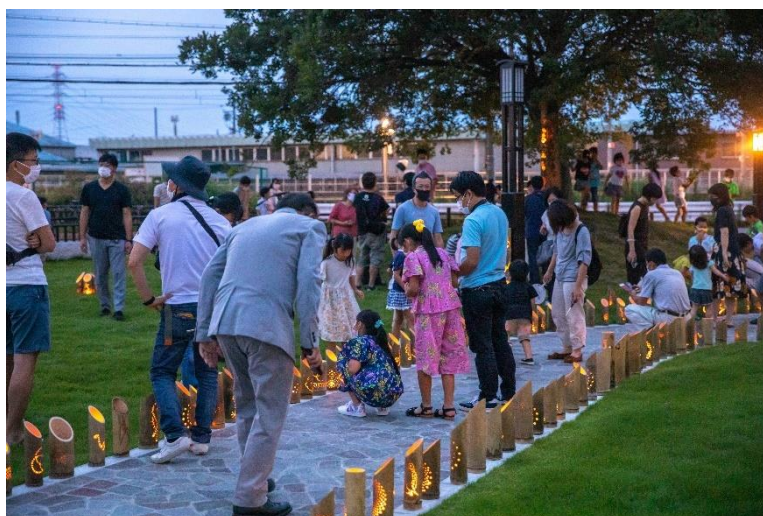
- 新聞・テレビ・ラジオをはじめとする報道機関との連携、町広報紙や町ホームページ、SNS 等の活用により観光・交流資源の積極的な PR を推進します。
- 朝日まちなみ検討会との連携により作成したガイドマップやまち歩きナビの活用、ボランティアガイドによる案内など、町民と協働した PR 活動を推進します。

3. 広域連携による観光振興

- 近隣市町との広域連携による観光情報の発信や、四日市港でのクルーズ船入港時のイベント実施などにより広域的な観光振興を図ります。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	あさひ竹プロジェクト関係イベントへの参加者数	人	—	400
2	朝日まちなみプランに関する町広報紙年間掲載件数	件	6	現状維持以上



4-4 雇用対策の推進

施策の目指す姿

- 地元就職の促進や、若者、女性、高齢者、障がい者、外国人の雇用促進など多様な働き方ができる町になっています。
- 就業機会の拡大・確保、就労環境の改善、勤労者福祉の向上が図られ、誰でも安心して働くことができる地域社会になっています。

現状と課題

- 近年の就労環境の変化などに対応するため、ハローワーク等の関係機関、町内企業などと連携し、あらゆる人に対応した就労支援を行う必要があります。
- 町民が働きやすい環境を整備し、安定した雇用の確保と就業条件の向上が必要です。
- 労働局等から周知依頼のある最低賃金の改定等の情報発信や啓発について、町広報紙等を通じて実施しています。
- 本町では、月に1回、役場内にて労働局主催の若者就労相談の出張相談を実施しています。
- 平成31年（2019）3月に本町が実施した女性の就労に関するニーズ調査によると、企業における多様な働き方が選択できる環境整備についてニーズが多くあることから、三重県産業支援センター等と連携して企業へ多様な働きやすい職場づくりセミナーへの参加を促しています。
- 勤労者がより健康で快適な勤労生活を送れるよう、勤労者福祉の向上に向けた取り組みが必要です。

主要施策

1. 雇用機会の確保と雇用の促進

- 企業誘致などによる雇用の創出、朝明商工会、県、労働局、ハローワーク等と連携のもと就労情報の提供や相談活動の実施、さらに、町内企業と連携しながら地域での雇用機会の確保に努めます。
- 子育てや家庭の事情等で、フルタイムで働くことが困難な方や、高齢者、障がい者、外国人などを対象に多様な働き方ができるよう関係機関と連携して各種就労支援事業を実施します。

2. 働きやすい環境づくりの促進

- 誰もがやりがいと充実感を感じながら働き、子育て・介護、家庭、地域、自己啓発等の自分のための時間を持てる柔軟な働き方が、町民と企業に浸透するよう関係機関と連携して意識啓発を行います。また、勤労者が健康で快適な勤労生活が送れるよう企業の健康経営の取り組みを推進します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	北勢地域若者サポートステーションへの就労相談を通じた進路決定者数	件	1	年1件以上

第5章

町民と行政が 一体となった 協働のまちづくり

- 5 - 1 協働のまちづくりの推進とコミュニティの育成
- 5 - 2 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進
- 5 - 3 男女共同参画社会の形成
- 5 - 4 情報化及び効率的な行政運営・民間委託の推進
- 5 - 5 健全な財政運営の推進と自主財源の確保
- 5 - 6 広域行政・広域連携の推進

5-1 協働のまちづくりの推進とコミュニティの育成

施策の目指す姿

- 多様な町民ニーズや地域課題について、町民と行政が情報を共有するとともに、相互に補完し、協働で課題解決に取り組んでいます。
- 町民の自主的な活動により地域づくりにかかわる町民が増え、地域コミュニティ活動が活発に行われています。

現状と課題

- 朝日町まちづくり条例に基づき、各種行政計画の策定における審議会・協議会・委員会委員の一般公募、町民アンケート、パブリックコメント等、並びに町ホームページの町政への意見箱、各自治区で実施しているタウンミーティングにて、町民の声を町政へ反映できるように努めています。今後も広く町民の声を聴く機会を拡充させ、町民の声を町政へ反映できるように努める必要があります。
- 参画・協働に向けた町民と行政の情報の共有化のため、タウンミーティング、町広報紙・町ホームページ等で情報発信を行っていますが、SNS等を活用した発信力の強化が求められています。
- 人々の価値観やライフスタイルの多様化により地域のつながりが希薄化する一方で、災害対応をはじめ、多様化する地域課題の解決や魅力ある地域づくりには、町民同士の連帯、自らも解決に向けて取り組む等、地域や公共の担い手として協働するパートナーシップによる町民参加型のまちづくりを進める必要があります。
- 自治会の加入率低下やコミュニティ活動の担い手不足、参加者の固定化など、コミュニティの維持が困難になりつつあり、次代の担い手の発掘・育成とともに時代に合わせたコミュニティ活動が求められています。
- 本町では、朝日町地域づくり推進事業補助金を活用して、各自治区の交流・ふれあいイベント事業、生活・自然環境保全事業、社会貢献活動事業等の支援を行っています。今後もコミュニティ活動の活性化のため支援を継続する必要があります。

主要施策

1. 町民参画の推進

- 朝日町まちづくり条例に基づき、町政に町民の意見を反映できるよう各種行政計画の策定における審議会・協議会・委員会委員の一般公募、町民アンケート、パブリックコメント等の町民の参画を推進します。
- タウンミーティング等を実施し、町の施策や事業について説明を行うなど、町民との意見交換の機会を確保し、町政に意見を反映させるとともに町民参画意識の高揚に努めます。

2. 開かれた町政の推進

- 新聞・テレビ・ラジオをはじめとする報道機関との連携、町広報紙や町ホームページ、SNS 等の活用など、広報手段の充実、広報機会の拡大に努めます。
- 町民の知る権利を尊重し、朝日町情報公開条例等に基づき、適切な情報公開を行います。
- データに基づいた地域の課題解決や事業の実施に向けて、行政保有情報のオープンデータ化に取り組みます。

3. 地域の多様なコミュニティ活動の支援

- ともに助け合い安心して暮らせる地域づくりや、コミュニティ活動の活性化のため、朝日町地域づくり推進事業補助金を活用し、各自治区の活動を継続的に支援します。
- 自治区、老人クラブ、子ども会など地域で活動する様々なコミュニティ団体へ活動支援を充実させます。
- コミュニティ活動の次代の担い手の発掘、育成のため、町民へ地域活動への参加を呼び掛けるとともに、地域課題の解決に向けた意識の醸成を図ります。
- 町民のふれあいの場、活動の場としての拠点となる地区公民館の維持管理を自治区にて計画的に実施し、長寿命化を図ります。また、活動の場としての空家の活用について検討します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	町ホームページアクセス数	件/日	335	400
2	地域づくり推進事業補助金活用率	%	83.8	現状維持以上

5-2 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進

施策の目指す姿

- お互いの人権を尊重し、性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、全ての町民が多様性を認め合いながら、個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会が形成されています。

現状と課題

- 全国的に社会生活の様々な局面において、女性、子ども、障がい者、外国人などに対する偏見や差別が問題となっています。さらに、インターネットによる人権侵害、LGBT 等の性的マイノリティ、感染症患者等に関する差別問題も起こってきています。
- 本町では、人権が尊重される朝日町をつくる条例を推進するため、朝日町人権教育研究協議会が主体となり、町職員及び教職員に対して人権教育・啓発を行うとともに、町民に対して人権講演会を実施しています。
- 人権擁護委員によって、あさひ園園児及び小学校児童に対する人権教室を実施しています。また、朝日町社会福祉協議会へ委託して心配ごと相談を実施しています。
- 全国的に少子高齢化により人口減少が進む中、社会が成長し豊かさを維持していくためには、性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、全ての人が多様性を認め合いながら、個性と能力を十分に発揮し、活躍できるよう社会を築いていくことが必要となっています。
- 増加している外国人の町民が安心して生活できるよう、外国語表記されたごみの収集日程表の作成、町ホームページの多言語対応を実施しています。今後も外国人の町民の増加が見込まれることから、必要な支援、情報提供を行うとともに、地域社会から孤立することなく地域の町民として様々な活動に参加しやすい環境が必要です。



主要施策

1. 人権教育・人権啓発の推進

- 人権意識を高めるため、町広報紙、人権講演会などの機会を活用した町民への啓発を行います。
- 人権意識が高く思いやりのある児童生徒を育成するため、学校での教育活動全体を通して、人権教育を行います。
- 町職員及び教職員の人権感覚を養うため、引き続き人権教育・啓発を行うとともに、人権問題の解決に取り組む人材の育成に努めます。

2. 人権問題に関する相談体制の充実

- 様々な人権侵害の救済に取り組むため、人権擁護委員や法務局などの関係機関と連携を強化し、人権に関する相談体制の充実に努めます。

3. ダイバーシティ社会の推進

- 性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、全ての町民が多様性を認め合い、自由で対等に交流できるようダイバーシティ社会に向けた気運の醸成と差別問題などの相談体制の充実に努めます。
- 外国人の町民も地域社会の一員として溶け込み、安心して暮らせるよう多文化共生が浸透し、地域の町民として様々な活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	人権に関する講演会や研修会の参加者数	人	120 (H30)	150
2	人権講演会参加者の満足度	%	95.8 (H30)	97.0
3	人権に関する相談の開催	回	2	5
4	弁護士等による専門相談の開催	回	6	12
5	パートナーシップ制度の導入	—	未導入	導入済

5-3 男女共同参画社会の形成

施策の目指す姿

- 社会のあらゆる分野において、男性と女性が、社会の対等な構成員として一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会になっています。
- 男性と女性が性別にかかわることなくお互いに協力して、家事、育児、介護等に参画することにより、男性と女性ともに安心して働くことができる地域社会になっています。

現状と課題

- 全国的に少子高齢化により人口減少が進む中、男性の家事、育児、介護、女性の更なる社会進出など、男性と女性がともにあらゆる分野に参画できる環境を構築することが求められています。
- 本町では、かがやくあさひ男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の推進に向け、アイリスあさひなど男女共同参画活動団体と協働で男女共同参画講演会、三重県内男女共同参画連携映画祭、ぱぱっとランチ（親子料理教室）等の各種啓発活動を実施しています。
- 行政などに女性の意向が十分反映されるよう、女性の人材発掘と育成を図り、各種審議会・協議会・委員会への女性の参画・登用を促進する必要があります。
- 職場や家庭などにおいて、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として残る一方、男性と女性とともに安心して働くことができ、誰もが個性と能力を十分に発揮できるためには、意識改革や環境づくりが必要です。



主要施策

1. 男女共同参画社会の推進

- かがやくあさひ男女共同参画基本計画に基づき、活動団体の支援、各種啓発活動の実施、町民、企業、行政が一体となった男女共同参画社会の推進を図ります。また、社会情勢の変化に応じたかがやくあさひ男女共同参画基本計画の見直しを行います。
- 行政などに女性の意向が十分反映されるよう、女性の人材発掘と育成を図り、各種審議会・協議会・委員会への女性の参画・登用を促進するとともに様々な分野で女性が活躍できる場の拡大に努めます。

2. 男女がともに活躍できる環境づくり

- 男性と女性がともに家事、育児、介護等に参画できるように、育児・介護休暇制度の普及や企業における男女共同参画の取り組みを関係機関と連携して促進することにより、働きやすい職場環境づくりを推進します。
- 男性と女性が互いに人権を尊重し、性別に起因する差別、偏見、性犯罪、DVなどの暴力がないよう町広報紙などで啓発を行うとともに、適切で迅速な助言や対応ができるよう福祉事務所、警察など関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努めます。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	男女共同参画講座の実施回数	回	3	4
2	審議会等への女性委員登用率	%	19.2	40.0

5-4 情報化及び効率的な行政運営・民間委託の推進

施策の目指す姿

- 電子申請による町民生活の利便性の向上や、AI や RPA 等の ICT を用いた行政事務の効率化と正確性の確保を両立させた、スマート自治体の実現しています。
- 限られた資源（人員・財源等）を有効に活用し、事業の選択と集中により効果的かつ効率的な行政運営が行われています。
- 社会情勢の変化や町民ニーズに的確に対応できる職員が育成され、質の高い行政サービスが提供されています。

現状と課題

- 行政の様々な分野において、行政手続のオンライン化による電子申請等、行政サービスの向上が求められています。
- 本町では、行政手続のオンライン化として、マイナンバーカードを利用した子育てワンストップサービスを実施していますが、更なる行政手続のオンライン化が課題となっています。また、行政手続のオンライン化を進めるためには、身分証明書や電子証明等で利用するマイナンバーカードの普及が必要です。
- AI、RPA 等の ICT を活用し業務効率化が図れたスマート自治体への転換が求められています。また、それらの導入に対応できる職員の育成、能力の向上を図るとともに、情報セキュリティ対策の徹底が必要です。
- 限られた資源（人員・財源等）の有効活用、民間活力の導入による業務の効率化、行政サービスの向上など効果的かつ効率的な行政運営が求められています。
- 現庁舎については、老朽化、狭あい化が著しく、防災機能や町民への行政サービスが十分でないことから、新庁舎の整備検討が必要です。
- 職員の一人一人が社会情勢の変化や町民ニーズに的確に対応できるとともに、政策法務能力や政策企画立案能力の向上が求められています。

主要施策

1. 行政の情報化への対応

- マイナンバーカードの普及を推進するとともに、マイナンバーカードを活用した行政手続の簡素化や電子申請など利便性の高い行政サービスの提供に取り組みます。また、町民に対して、サービスの普及啓発や利用方法の丁寧な説明に努めます。
- 行政事務の効率化を図るため、AIやRPA等のICTを用いた事務作業の自動化による業務効率化と正確性の確保が図られた、スマート自治体への転換を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大や働き方改革を踏まえた、在宅勤務やオンライン会議などの導入について検討します。
- 災害時、情報インシデント発生時などに、ICTを利用した業務が継続できるようICT業務継続計画を策定します。

2. 情報化に対応した人材の育成、情報セキュリティ対策の強化

- 行政内でのAIやRPA等のICTの導入や普及に向け、ICTが活用できる人材を育成します。
- 社会保障・税番号制度の利用拡充を踏まえながら、全庁的な情報セキュリティ対策の強化に努め、個人情報をはじめとした機密情報の適正な管理を実施します。また、社会情勢の変化に応じた朝日町情報セキュリティ基本方針等の見直しを適宜行います。

3. 効率的な行政運営

- 新たな行政課題や町民のニーズに対応できるよう事業の選択と集中により、効果的かつ効率的な行政運営を進めます。
- 行政サービスの向上や業務の効率化、行政手続のオンライン化を見据え、国や県の動向を踏まえ、行政手続上の押印廃止を推進します。
- 行政と民間の役割を明確にしながら、事業ごとの特性に応じた有効な民間活力を導入することにより、行政サービスの向上と効率化を図ります。
- 複雑・多様化している地域課題や文化・芸術、生涯学習の分野において、人的・知的資源のある大学など高等教育研究機関と連携することにより地域課題の解決を図るとともに町民の学習ニーズに応えていきます。
- 新型コロナウイルス感染症等や大規模災害への対応など危機事案に対応できるように、非常時でも安定した行政サービスが維持できる体制の構築と朝日町業務継続計画の見直しを適宜行います。
- 老朽化、狭あい化している現庁舎については、防災機能、交流やコミュニティ機能、情報化機能などが備わった新庁舎の整備検討を進めます。

4. 職員の能力向上

- 来庁された方の満足度向上のため、職員の接客サービスの意識向上の研修を実施します。
- 朝日町人材育成基本方針に基づき、町独自の職員研修を充実させるとともに、専門研修の積極的な受講を促すことにより職員の専門性の向上を図ります。また、政策法務能力や政策企画立案能力の向上を図ることにより、町民の声に耳を傾け、新たな課題にチャレンジできる職員を育成します。
- 時代の変化に対応できる人材の確保や障がい者雇用の推進、多様な働き方に応じた職員採用を検

討します。

- 職員人事評価制度にて、職員の能力・実績を公平かつ適正に評価し、人材育成と公務能率の向上を図ります。また、人事評価制度については、他の自治体の取り組み状況を踏まえて、適宜見直しを図ります。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	マイナンバーカードを活用してオンラインで申請可能な行政手続数	件	4	8
2	ICT 業務継続計画	—	未策定	策定済



5-5 健全な財政運営の推進と自主財源の確保

施策の目指す姿

- 中長期的な財政計画に基づき、自主財源が安定的に確保され、限られた財源を有効に活用し、健全で持続可能な財政運営が行われています。
- 公共施設については、計画的な維持管理が実施され、長寿命化が図られています。

現状と課題

- 社会保障関連経費が高い水準で推移するほか、インフラの老朽化対策費用、行政に対する町民ニーズの多様化などにより、本町の行財政運営を取り巻く環境は、ますます厳しくなると考えられます。そのため、安定的な財源の確保と行政運営経費の見直しが必要となっています。
- 本町では、予算編成に係る一定の経常的経費の見直しを行っています。また、事務事業評価との連携、地方公会計制度の活用等による予算への反映に向けた検討を行っています。
- 公共施設マネジメント事業の成果を踏まえて、公共施設等の老朽化対策や維持管理に係る費用の平準化などを予算へ反映することで、安定的な財政運営を行うことができると考えられます。しかし、具体的な手法については、確立されていないことから検討する必要があります。



主要施策

1. 健全な財政運営の推進

- 限られた財源を有効かつ効果的に活用するため、財源の重点的・効率的な配分を行い、行政運営経費の全般的な見直しを行うとともに、中長期的な財政計画を策定し、健全な財政運営に努めます。
- 地方公会計制度に基づき作成された財務諸表を中長期的な財政運営に活用します。

2. 自主財源の確保

- 使用料や手数料等については、町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に基づき、適宜見直しを図ります。
- 自主財源の根幹を為す町税の適正な課税に努めます。また、滞納者への督促、催告の実施、長期滞納者への滞納処分を実施します。
- 新たな特産品の創出や魅力的なホームページ掲載によるふるさと納税の拡充を図るとともに、公有財産のうち遊休地・未利用地の売却を推進し、新たな財源の確保に努めます。

3. 公共施設等の適切な維持管理

- 持続可能で快適な公共施設サービスを提供するため、公共施設等マネジメントを推進し、適切な管理方法による計画的な公共施設等の維持管理を行います。
- 公共施設の維持管理にかかる将来的な財政負担を軽減するため、朝日町公共施設個別施設計画に基づき、大規模改修等による施設の長寿命化を図るとともに、施設の更新と統合を検討します。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	実質公債費比率 ^{※1}	%	6.8	6.0
2	将来負担比率 ^{※2}	%	3.4	0.0
3	経常収支比率 ^{※3} (臨時財政対策債等含む)	%	92.1	80.0
4	町税合計収納率(現年分)	%	99.5	現状維持以上

注) ^{※1} 実質公債費比率：地方公共団体の収入に対して、1年間で支払った借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを割合で表したものです。数値が低くなるほど、財政は健全とされます。

^{※2} 将来負担比率：地方公共団体の収入に対して、地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを割合で表したものです。数値が高いほど、将来、財政を圧迫する可能性が高いことを示します。

^{※3} 経常収支比率：地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず毎年度経常的に収入される財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合です。この比率が高いほど投資的経費等の臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造が弾力性を失っていることを示します。

5-6 広域行政・広域連携の推進

施策の目指す姿

- 町民の生活や活動範囲が拡大する中、広域的な行政課題等に対して近隣市町との共同事業として取り組むことによって、効率的な行政運営が行われています。
- 新たな行政ニーズに対応するため、行政間、町民間での交流・連携が図られ、地域力が向上しています。

現状と課題

- 町民の生活や活動範囲が拡大する中、町域を超える広域的な行政課題、消防事務やごみ処理など町単独では対応が困難な行政事務、新たな行政ニーズに対して町民の利便性の向上、効率的な行政運営を図るため、近隣市町、県との連携を強化する必要があります。
- 全国の自治体名で朝日が付く4町村（富山県朝日町・長野県朝日村・山形県朝日町・本町）で、災害時相互応援に関する協定を締結し、その後、全国朝日会を発足し全国朝日会友好親善町村協定を締結しました。今後も行政間、町民間において様々な分野で連携強化が必要です。

主要施策

1. 広域連携による行政の推進

- 現状の広域連携を継続するとともに、広域的な対応を必要とする行政課題に対しては、共同事業として取り組むなど、効率的な行政運営を推進します。
- 県や近隣市町との連携強化を図り、新たな行政ニーズにかかる情報交換や災害発生時の協力体制を構築します。

2. 地域間交流の推進

- 全国朝日会（富山県朝日町・長野県朝日村・山形県朝日町・本町）にて締結した、災害時相互応援に関する協定に基づく災害時の協力、全国朝日会友好親善町村協定に基づく地域間交流をはじめとして、行政間、町民間にて文化・教育・産業・スポーツ・観光などにおいて広く交流及び連携を図ります。

目標指標

No.	指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	広域的事業の展開	事業	8	現状維持以上

付属資料

1 用語解説

【あ行】

IoT（アイオーティー）

Internet of Things（インターネット・オブ・シングス：モノのインターネット）の略称で、家電、自動車、ロボットなどあらゆるものがインターネットにつながり、情報をやりとりする仕組みのこと。利便性が向上したり、新たな製品・サービスが生まれる可能性が高まると期待されています。

ICT（アイシーティー）

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、情報通信技術のこと。通信技術（IT）を活用して人と人のコミュニケーションを図るための技術のこと。

IT（アイティー）

Information Technology（インフォメーション・テクノロジー）の略称で、日本語では「情報技術」と訳されます。

アイデンティティー

自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。主体性。自己同一性。

朝日町企業エコネット

町内企業が主体となり、地球温暖化対策への行動を計画し、実施していく企業連携の団体のこと。

RPA（アールピーイー）

Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略称で、人間がコンピューターなど操作して行う作業（主に定型作業）を代行・自動化する「ソフトウェアロボット」のこと。

イノベーション

物事の、新結合、新機軸、新しい切り口、新しい捉え方、新しい活用法などが創造・革新されること。新しい技術の発明のみならず、新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす人・組織・社会の幅広い変革を意味します。

インシデント

英語で「事件」や「出来事」などを指す言葉で、重大自体に発展し得る事件や出来事という意味のこと。「情報インシデント」としてコンピューターやネットワークに関して言われる時も、組織のセキュリティに重大な事態をもたらす事例や出来事という意味です。こうしたインシデントが発生すると、事業の運営に悪影響を及ぼしたり、実際に被害発生などが考えられることから、発生させないよう事前対策をしっかりと行うことが大切です。

インバウンド

インバウンド（Inbound）は外国人の訪日旅行又は訪日旅行者の略称で、外国人旅行者を自国へ誘致すること。

インフラ

インフラストラクチャーの略で、道路、鉄道、公園、上下水道、港湾、空港、河川等の生活や産業の基盤となる施設のこと。

AI（エーアイ）

Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス：人工知能）の略称で、学習・推論・判断といった人間の知能の機能を備えたコンピュータシステムのこと。

SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

SDGs（エスディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals（サステナブル・デベロップメント・ゴールズ：持続可能な開発目標）の略称。2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標で、実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓うもののこと。

NPO 法人（エヌピーオー法人）

Non-Profit Organization（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）の略称。直訳すると「非営利組織」、または「民間非営利組織」という意味です。「民間」とは、政府の支配に属さない組織・団体である事を意味し、「非営利」とは利益を上げる事を目的とせず、利益を上げても活動目的を達成するための費用に充てる事をいいます。NPO 法人は、特定非営利活動促進法（NPO 法）により、法人格を認証された民間非営利団体のこと。

LED（エルイーディー）

LED（発光ダイオード）は、電流を流すと光る半導体の一種のこと。LEDは白熱灯や蛍光灯に比べ長寿命、視認性が良好で、屋内外問わず使用でき、小電力でも点灯可能です。

LGBT（エルジービーティー）

同性を愛する女性（レズビアン、Lesbian）、同性を愛する男性（ゲイ、Gay）、女性と男性のどちらも愛する人（バイセクシュアル、Bisexual）、性同一性障害などを含む心と体の性別に違和感のある人（トランスジェンダー、Transgender）たちのこと。

温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーを吸収して加熱された地表面は赤外線の熱放射をするが、大気中には赤外

線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っています。これらの気体を温室効果ガスといいます。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスが挙げられます。

オープンデータ

「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの。例えば、人口統計や公共施設の場所などをはじめとした様々な公共のデータをユーザー（町民、企業など）に有効活用していただき、社会経済全体の発展に役立てるなど。

【か行】

涵養（かんよう）

自然にしみこむように、養成すること。無理のないようだんだんに養い作ることをいいます。よく使われる言葉として水源涵養があり、この場合は、林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能や、雨水が森林土壌を通過することによる水質が浄化機能などを意味します。

GIGA スクール構想（ギガスクール構想）

Global and Innovation Gateway for All（グローバル・アンド・イノベーション・ゲートウェイ・フォー・オール）の略称で、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、創造性を育む教育 I C T 環境の実現を目指す構想。

業務継続計画

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のこと。

クーリングオフ制度

消費者が訪問販売などの特定の取引で商品やサービスを契約した後で、冷静になって考え直して「契約をやめたい」と思ったら、一定期間であれば理由を問わず、一方的に申し込みの撤回又は契約の解除できる制度のこと。

グローバル化

人や物、資金、情報が国境を越えて地球規模で移動が盛んとなり、政治や経済など様々な分野での境界線がなくなることで、相互依存の関係が深まっていく現象のこと。

健康寿命

WHO が提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと。一般的には、日常生活を制限されことなく健康的に生活を送ることができる期間のことをいいます。「日常生活の制限」とは、介護や病気などを指し、自立して元気に過ごすことができない状態です。

5R（ゴアール、ファイブアール）

Refuse（リフューズ：ごみになるものは受け取らない）、Reduce（リデュース：ごみの発生抑制）、Reuse（リユース：再利用）、Repair（リペア：修理）、Recycle（リサイクル：再生利用）の5つのこと。5Rを推進することで、ごみの減量と資源の有効活用を図るとともに、再資源化及びごみ問題に対する意識の向上を図ろうとするものです。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢ごとの出生率の合計で、一人の女性が生涯に産む子どもの数を表した値のこと。人口を維持するために必要な合計特殊出生率は2.08とされています。

高齢化率

高齢化の進行具合を示す言葉として、高齢化社会、高齢社会、超高齢社会という言葉があります。全人口に対する65歳以上の人口の占める割合（比率）が、7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれます。

国土強靱化

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。

5分間運動

授業のはじめに行う運動のことで、2つのねらいがあります。①主運動（授業の中で中心となる運動のこと。例えば、陸上の走り幅跳びやボール運動のバスケットボール等）につながる運動を取り入れたり、子どもに不足する体力要素を向上させたりする。②授業の導入段階に取り入れることにより、子どもたちの運動への意欲を高めることを目指し、体を動かすことを楽しむ雰囲気づくりにつなげていきます。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）

学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子ども達の豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組みのこと。

【さ行】

女性のエンパワメント

ジェンダーのもとに意思決定過程から排除され、力を奪われ、無力化（disempowerment）されてきた女性たちが、ジェンダー問題に気づき、その批判的意識を行動に転換するために、力の基礎、すなわち意思決定過程への参加の機会を獲得することで、自ら力をつける（self-empowerment）道を開くこと。

循環型社会

大量消費・大量廃棄型の社会から、廃棄自体を抑制し、資源となるものは資源として活用し、資源とし

て有効利用できないものについては適正な処分を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会への転換を図ること。

SWOT 分析（スウォット分析）

ビジョンや戦略を検討する際に、現状を分析する手法の一つ。SWOTは、Strength（ストレングス：強み）、Weakness（ウィークネス：弱み）、Opportunity（オポチュニティ：機会）、Threat（スレット：脅威）の頭文字の略。置かれている状況を SWOT の4つカテゴリで要因分析し、どのように強みを生かすか、どのように弱みを克服するか、どのように機会を利用するか、どのように脅威を取り除く、または脅威から身を守るか、といった問いに答えていくことで、創造的な戦略策定につなげる方法のこと。

スマート自治体

AI（人工知能）などを活用し、自治体の事務処理を自動化したり業務を標準化したりして、行政サービスなどを効率的に提供する自治体のこと。

スマート農業

農業にロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

性的マイノリティ

性的マイノリティとは、同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のこと。「LGBT」とも呼ばれています。

セーフティネット

あらかじめ予想される危険や損害の発生に備えて、被害の回避や最小限化を図る目的で準備される制度や仕組みのこと。

Society5.0（ソサイティー5.0）

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱。Society 5.0 で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会を目指すこと。

ソーシャルキャピタル

人々の協調行動が活発化することによって、社会の効率性を高めることができるという考え方のもとで、社会の信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の重要性を説く概念のこと。

【た行】

ダイバーシティ

ダイバーシティ（Diversity）は、直訳すると「多様性」を意味します。集団において年齢、性別、人種、宗教、趣味など様々な属性の人が集まった状態のこと。多様な人材を登用・活用することで、組織の生産性や競争力を高める経営戦略の一環として考えられています。

タウンミーティング

様々な定義がありますが、本町においては、町民と直接対話することによって、町政に対する町民の意見や提案を聴取することを目的として、町や地域の課題などをテーマに自治区ごとに開催される会議をいいます。

男女共同参画社会

男性と女性が社会の対等な構成員として、自らの意思であらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく享受するとともに、等しく責任を担う社会であること。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、在宅を基本とした生活を継続するため、保健・医療・介護・福祉等と連携し、必要なサービスが一体となって切れ目なく提供される体制のこと。

地球温暖化

二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素などの温室効果ガスの排出量増加により、地球全体の平均気温が上昇すること。

長寿命化

施設等に対し修繕など適切な保全を行うことで、インフラ資産や公共施設を長期にわたり安全かつ快適に使用できるよう維持すること。

DV（ディーバイ）

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略称で、夫婦や交際相手などの親しいパートナー間で行われる暴力のこと。

【は行】

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、災害の場所と被害頻度を予測し、その災害の範囲をマップ上で表した地図のこと。「地震、津波、高潮、洪水、内水、土砂災害、火山」などの種類があります。

パートナーシップ

町民・企業・行政などの各主体が対等な立場で合意したまちづくりに関する共通の目標を達成するために、それぞれの役割を担いながら連携・協働すること。

パブリックコメント

町の基本的な政策等を策定する際に、事前にその案を公表し、町民や関係者の方々からの意見を広く募集し、それらを考慮して最終的な意思決定を行う手続のこと。意思決定の公正性の確保と透明性を図るとともに、町民や関係者の町政への参加を促進し、開かれた町政の推進に寄与することを目的としています。

PDCA サイクル（ピーディーシーエーサイクル）

plan-do-check-act cycle（プランドゥーチェックアクト・サイクル）の略称で、生産技術における品質管理などの継続的改善手法のこと。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法です。

フレイル予防

フレイルは、高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力（筋力や認知機能など）を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態のこと。フレイルにならない、あるいはフレイルの進行を防ぐためには、持病のコントロール、適度な運動、規則正しくバランスのよい食事、感染症の予防、口腔ケア、外出の機会を増やす、社会活動に参加するなどの対応が挙げられます。

プロモーション活動

製品やサービスに対する顧客の関心を高め、購買を促進するための活動のこと。その代表的な手段としては、広告やイベント、インターネットのサイトを通じたプロモーション等が挙げられます。

ヘルプカード

障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるために、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードのこと。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、表示するために作成されたマークのこと。

圃場（ほじょう）

農産物を育てる場所のこと。よく使われる言葉の圃場整備は、耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備することであり、農林水産省や都道府県の公共事業として行われます。

【ま行】

マイナンバーカード

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、住民が申請した場合に発行されるプラスチック製の IC カードで、通称「マイナンバーカード」のこと。市区町村が、住民のうち希望者に当面の間無料で交付。身分証明書をはじめ、個人番号を証明するための書類としての利用が可能です。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢、体格、能力、性別、国籍などの違いにかかわらず、全ての人が安全・安心して利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインすること、そのプロセスのこと。

【ら行】

ライフライン

現代都市における町民生活を支える施設あるいは設備のことで、具体的には電気・ガス・水道などの供給システム、下水道・廃棄物処理などの処理システム、さらには交通や通信システムなどが挙げられます。

労働力人口

労働力人口 は、15 歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの。就業者は、「従業者」と「休業者」を合わせたもの。完全失業者は、「仕事がなく、労働力調査週間中に少しも仕事をしなかった」、「仕事があればすぐ就くことができる」、「労働力調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた」ものをいいます。

6 次産業化

農林水産業の所得の向上や雇用の確保などを目指し、1 次産業としての農林漁業と、2 次産業としての製造業、3 次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みのこと。

【わ行】

ワンストップサービス

複数の窓口に関連する手続などを一箇所で一括して行うサービスのこと。

2 第6次朝日町総合計画における 27 の施策分野とSDGsの17のゴールの関係

(1) SDGsの17のゴールと自治体行政の果たしうる役割

国は、自治体において、SDGsを活用することで、客観的な自己分析により、特に注力すべき政策課題の明確化や、経済・社会・環境の三側面の相互関連性の把握による政策の推進の全体最適化が実現するとしています。

また、自治体と各ステークホルダー間において、SDGsという共通言語を持つことにより、政策目標の共有と連携促進、パートナーシップの深化が実現するとしています。

したがって、SDGsの17の目標に紐づく169のターゲットの達成を目指すことが、日本の各地域における諸問題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。

なお、本町においてもSDGsは、「持続可能なまちづくり」を推進し、地域や生活、さらには私たちの住む町がこれからもずっと住みよい町であり続けるために必要なものと考えます。

1) SDGsの17の目標と自治体行政の関係

SDGsの17の目標が我が国の自治体行政とどのような関係にあり、そのゴールの達成に向けて貢献し得るかについて検討され、次のとおり示されています。

	貧困	【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	飢餓	【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	保健	【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	教育	【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。

	ジェンダー	【目標 5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う。 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。
	水・衛生	【目標 6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	エネルギー	【目標 7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
	経済成長と雇用	【目標 8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	インフラ、産業化、イノベーション	【目標 9】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
	不平等	【目標 10】各国内及び各国間の不平等を是正する。 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	持続可能な都市	【目標 11】包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。

	持続可能な 生産と消費	【目標 12】持続可能な生産消費形態を確保する。 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
	気候変動	【目標 13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	海洋資源	【目標 14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	陸上資源	【目標 15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	平和	【目標 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの町民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	実施手段	【目標 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）―導入のためのガイドライン―」

(2) 第6次朝日町総合計画における27の施策分野とSDGsの17のゴールの関係

第6次朝日町総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す17の目標とスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、本計画の推進を図ることで、SDGsの目標達成に資するものと考えます。

なお、本計画における27の施策分野とSDGsの17のゴールの関係は次のとおりです。

施策No.	基本目標	基本施策	1 貧困をなくそう	2 気候変動に具体的な対策を	3 持続可能な開発目標を達成しよう	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を達成しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
1	目標① 誰もが健やかでいきいきと暮らせるまちづくり	①子育て支援の充実	●	●	●	●	●	
2		②高齢者福祉・介護保険の充実			●			
3		③障がい者施策の充実	●		●	●		
4	【保健・医療・福祉・子育て】	④健康づくりの推進		●	●		●	
5		⑤地域福祉の推進	●		●	●		
6		⑥社会保障の充実	●	●	●		●	
7	目標② 夢・希望に満ちた人づくりと歴史・文化の香るまちづくり	①学校教育の充実	●		●	●	●	
8		②国際社会に向けた人材育成				●		
9		③青少年の健全育成	●		●	●	●	
10	【教育・文化】	④生涯学習の推進				●		
11		⑤スポーツの振興			●			
12		⑥歴史・文化の継承と活用				●		
13	目標③ 安全・安心で快適なまちづくり	①防災・消防の充実					●	
14	【都市基盤・環境】	②防犯・交通安全の充実			●	●	●	
15		③都市基盤の整備・充実			●			●
16		④計画的な土地利用と景観形成の推進			●			●
17		⑤循環型社会の推進と環境保全			●	●		●
18	目標④ 活力と賑わいのある産業のまちづくり	①農業の振興		●				
19		②商工業の振興		●				
20	【産業】	③観光・交流資源の創出						
21		④雇用対策の推進	●		●		●	
22	目標⑤ 町民と行政が一体となった協働のまちづくり	①協働のまちづくりの推進とコミュニティの育成				●		
23	【行財政・コミュニティ】	②人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	●		●	●	●	
24		③男女共同参画社会の形成	●			●	●	
25		④情報化及び効率的な行政運営・民間委託の推進						
26		⑤健全な財政運営の推進と自主財源の確保						
27		⑥広域行政・広域連携の推進						

施策 No.	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と地域発展の 息詰りを止める	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 適応する	14 海の豊かさ を増やす	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
1				●						●	●
2				●						●	●
3		●		●							●
4							●			●	●
5				●						●	●
6		●		●						●	●
7				●						●	●
8				●	●					●	●
9										●	●
10											●
11											●
12					●						●
13					●		●				●
14					●	●				●	●
15			●		●		●	●			●
16			●		●		●	●			●
17	●				●	●	●	●	●		●
18		●	●		●				●		●
19		●	●			●					●
20		●	●			●					●
21		●		●							●
22				●						●	●
23		●		●						●	●
24		●		●						●	●
25					●					●	●
26					●					●	●
27					●				●	●	●

3 策定の経緯

第6次朝日町総合計画策定の経緯

行政

令和2年 5月18日 第1回策定委員会
令和2年 6月 5日 第2回策定委員会
令和2年 6月22日 ～7月31日 事業評価実施
令和2年 6月29日 第3回策定委員会
令和2年 7月14日 第1回策定幹事会
令和2年 8月18日 第2回策定幹事会
令和2年10月 1日 第4回策定委員会
令和2年10月16日 第3回策定幹事会
令和2年11月 9日 第5回策定委員会
令和2年11月27日 第4回策定幹事会

総合計画審議会

令和2年 7月29日 第1回朝日町総合計画審議会
令和2年 9月 4日 第2回朝日町総合計画審議会
令和2年10月26日 第3回朝日町総合計画審議会
令和2年12月 7日 第4回朝日町総合計画審議会
令和3年 3月 1日 第5回朝日町総合計画審議会

議会

令和2年 9月 7日 全員協議会にて第6次朝日町総合計画策定の進捗状況を報告
令和2年12月11日 全員協議会にて第6次朝日町総合計画策定の進捗状況を報告
令和3年 3月17日 全員協議会にて第6次朝日町総合計画を報告

その他

令和2年 3月23日 ～4月13日 町民アンケート実施
令和2年10月 自治区から意見募集
令和2年11月 各種団体から意見募集
令和3年 1月 5日 ～2月 5日 パブリックコメント実施

4 第6次朝日町総合計画審議会委員名簿

第6次朝日町総合計画審議会委員

(朝日町総合計画審議会要綱順 敬称略)

会 長	小 林 慶太郎	(四日市大学 副学長 総合政策学部教授)
副会長	吉 久 輝 栄	(町民代表)
委 員	北 村 登	(議会議員)
委 員	水 谷 正 秀	(議会議員)
委 員	大 鷹 昌 司	(町民代表)
委 員	鈴 木 雅 也	(町民代表)
委 員	福 永 絵 美	(朝日中学校 PTA 会長)
委 員	松 橋 隆 良	(朝日町老人クラブ連合会会長)
委 員	森 深 雪	(アイリスあさひ副会長)
委 員	加 藤 貴 也	(三重大学大学院 地域イノベーション学研究科准教授)

第 6 次朝日町総合計画（令和 3 年度～令和 12 年度）

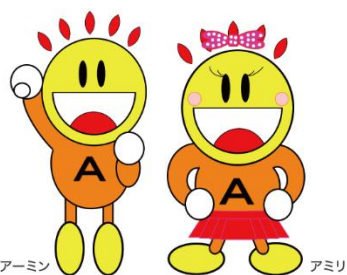
発 行 日／令和 3 年 3 月

編集・発行／三重県朝日町 企画情報課

〒510-8522

三重県三重郡朝日町大字小向 893 番地

電話：059-377-5663



アーミン アミ